

1 1 - 0 6 - 0 0 2
2 6 0 - 9 9 - A

公共調達における入札・契約制度の 実態等に関する調査報告書

平成 1 8 年 1 0 月

公正取引委員会事務総局

目 次

はじめに	1
第1 公共調達における入札・契約制度	2
1 最近における入札・契約制度改革の動向	2
2 入札・契約制度の基本的枠組み	2
3 品質確保の促進	5
4 入札情報の公表の見直し	7
5 入札談合に対して課す措置の強化	8
6 低価格入札への対応	10
7 地元企業・中小企業対策のための仕組み	11
8 その他	12
第2 調査結果の概要	15
1 入札・契約制度改革について	15
2 一般競争入札の拡大等について	18
3 総合評価方式の拡充について	22
4 入札に関する情報の取扱いについて	24
5 発注者が入札談合に対して課す措置の状況について	30
6 低価格入札に対する対応について	40
7 入札談合の防止について	45
8 職員のコンプライアンスの向上について	48
第3 地方公共団体における入札・契約制度に関するヒアリング結果	52
1 全般的な状況	52
(1) 入札契約制度改革の実施状況について	52
(2) 入札談合防止のための取組について	53
(3) 職員のコンプライアンスの向上	55
2 各団体別のヒアリング結果	56
第4 調査結果を踏まえた競争政策上の課題と考え方	95
1 入札・契約制度改革の動向	95
2 一般競争入札の拡大	95
3 総合評価方式の拡充	97
4 入札に関する情報の取扱い	99
5 発注者が入札談合に対して課す措置	100

6	低価格入札に対する対応・・・・・・・・・・・・・・・・	102
7	職員のコンプライアンスの向上・・・・・・・・・・	104
8	公正取引委員会としての今後の対応・・・・・・・・	105

はじめに

入札談合は、公共調達の仕組みと関係する点が多いことから、公正取引委員会では、入札制度に関して、地方公共団体を始めとする発注機関を対象としたアンケート調査を実施してきたところである。

公正取引委員会は、これまでも、平成15年度及び平成16年度において、地方公共団体に対して、どのような入札制度を運用しているか等を中心にアンケート調査を行ったほか、平成17年度においては、地方公共団体に加えて政府出資法人も対象に、発注機関のコンプライアンス向上への取組についてアンケート調査を実施した。

入札談合については、独占禁止法違反事件、あるいは刑法上の偽計等競売入札妨害罪として、これまでも多くの事件がみられたところであるが、最近においても、旧・新東京国際空港公団発注の電気設備工事を巡る入札談合事件、防衛施設庁発注の空調工事を巡る入札談合事件等のいわゆる官製談合事件のほか、市町村等発注のし尿処理施設建設工事を巡る事件等の入札談合事件が多くみられる状況にある。

また、平成18年1月には、排除措置命令制度への移行、課徴金算定率の引上げ、課徴金減免制度の導入等を内容とする改正独占禁止法が施行されている。

このような状況の下、政府においても、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議を発足させ、平成18年2月に入札・契約制度の改善等の見直し策を取りまとめる等の施策を進めている状況にある。

今回は、引き続き入札談合の防止が大きな問題となっている状況を踏まえ、地方公共団体及び政府出資法人を対象として、発注機関における入札・契約制度改革の動向、発注機関の職員のコンプライアンスの向上策についてアンケート調査を行った。

入札・契約制度改革の動向に関しては、地方公共団体等においても、国と同様の問題意識を有しているのか、また、国と同様の方向性のものか、進展を阻害しているものは何かといった点を調査することを主眼とした。

発注機関の職員のコンプライアンスの向上策については、前回調査において、職員に対する周知・啓発、入札に関する情報管理、入札談合等関与行為の防止策等に関して調査を行ったが、これらの点について、前回調査からの進展の状況を確認することを主眼としている。

また、入札・契約制度改革の動向や発注機関の職員のコンプライアンスの向上策について、より具体的に問題点を把握することを目的として、地方公共団体10団体を対象にヒアリング調査も行った。

以上のようなアンケート調査及びヒアリング調査を行ったことを踏まえ、この報告書では、まず、現在進展している入札・契約制度改革に関して、制度の状況及び最近の改革の動向について「第1」において概説した上で、アンケート調査結果の概要を「第2」で説明し、ヒアリング調査結果について「第3」で説明している。その上で、「第4」において、以上の調査結果を踏まえた考え方について記載している。

第1 公共調達における入札・契約制度

1 最近における入札・契約制度改革の動向

公共調達を巡っては、近年、競争性の拡大、入札に関する情報の公表の見直しによる透明性の拡大、入札談合に対する措置の強化、品質確保の促進といった方向で入札・契約制度の見直しが進められている。

公共工事の分野においては、平成13年に公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（以下「入札・契約適正化法」という。）が施行された。この法律は、国、地方公共団体及び公共工事を継続的に行う政府出資法人を対象として、入札・契約に関する情報の公開や不正行為等に対する措置を講じることが義務付けるとともに、入札・契約の適正化のために公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。）を閣議決定することを定めている。適正化指針は、入札・契約の過程及び契約の内容に関する情報の公表、第三者の意見の反映、公正な競争を促進するための入札・契約の方法の改善等について定めたもので、国、地方公共団体及び政府出資法人は、適正化指針に従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るために必要な措置を講ずるように努めなければならないこととされている。

また、平成17年には、公共工事の品質確保に関する法律（以下「品質確保法」という。）が施行され、公共調達において、価格だけでなく品質も含めた総合的な評価を行う総合評価方式の拡充が図られることとなった。

その後、平成18年2月に、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において、「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」（平成18年2月24日付連絡会議決定）が取りまとめられ、一般競争入札の拡大、総合評価方式の拡充といった方向性のある入札・契約制度の更なる改革を政府全体として推進するとの方針が定められた。

なお、適正化指針も、平成18年5月23日の閣議決定により改正され、国のみならず、地方公共団体・政府出資法人も含めて、入札・契約制度の更なる改革に取り組むこととされている。

2 入札・契約制度の基本的枠組み

(1) 一般競争入札

公共調達については、会計法令上は、従来から、原則は一般競争入札によるものとしつつ、契約の性質・目的等に応じて、指名競争入札や随意契約によることもできるとされている。

競争入札を行う際には、事前に予定価格を設定した上で入札参加者を募集し、予定価格の範囲内で最も低い価格で申し込んだ者を契約の相手方として指定することが原則とされている。

従来は、このような原則にもかかわらず、実際には、ほとんどの場合において指名競争入札方式が用いられていたが、順次一般競争入札の導入・拡大が図られているところである（経緯については、参考「一般競争入札の導入・拡大の経緯」

参照）。

さらに、平成 13 年に入札・契約適正化法が施行され、公共工事について、一般競争入札の一層の拡大が図られることとなった。

その後、公共工事を巡る入札談合事件の摘発が続いた状況を受け、平成 18 年 2 月に取りまとめられた「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」においては、予定価格 2 億円以上の工事については、原則一般競争方式によることとし、予定価格 2 億円未満の工事についても、できる限り一般競争方式の導入に努めることとされた。

また、同年 5 月には、適正化指針が改正され、一般競争入札の拡大を図ることが明示された。

（参考）公共調達の適正化に向けた取り組みについて（平成 18 年 2 月 24 日付公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議決定）（抜粋）

- ・ 公共工事等の入札契約の改善
- 1. 公共工事の入札契約の改善
- （1）政府の取り組み
 - 一般競争方式の拡大
 - 各省庁が国内において発注する工事のうち予定価格が 2 億円以上の工事については、工事目的物の有する特殊性に鑑み一般競争方式に適さないものを除いて、一般競争方式によることとし、平成 18 年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。
 - また、予定価格が 2 億円未満の工事についても、不良・不適格業者の排除や事務量増大の抑制等のための措置を講じつつ、できる限り一般競争方式の導入に努める。

（参考）公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 18 年 5 月 23 日閣議決定）（抜粋）

- 第 2 入札及び契約の適正化を図るための措置
- 2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項
- （1）公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること
 - 一般競争入札の拡大等
 - 各省各庁の長等においては、一般競争入札の導入に伴う上記の問題に対応するため、資格審査及び監督・検査の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減、入札ボンドの活用等の条件整備を図りながら、一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、対象工事の見直し等によりできる限り速やかに一般競争入札の拡大を図るものとする。

（参考）一般競争入札の導入・拡大の経緯

会計法令上は、従来から一般競争入札を原則とするとされていたものの、実際には、平成初期までは、ほとんどの場合において指名競争入札方式が用いられる状況を呈していたが、次のような経緯を経て一般競争入札の拡大が図られてきた。

(1) 昭和63年の日米建設合意によって、関西国際空港建設事業等の大規模プロジェクトへの参入を可能とするため、17案件が国際公開入札とされた。

(2) 平成3年の独占禁止法改正で課徴金算定率が引き上げられ、平成4年の独禁法改正で罰金額が引き上げられた。同年、埼玉県発注の公共事業を巡る談合疑惑で大手建設会社に対する排除勧告が行われた。

このような動きの中、平成4年11月に、建設省(当時)中央建設業審議会は、「入札・契約制度の基本的あり方について」を答申した。この答申においては、一般競争入札について、発注者の審査事務量が增大すること、不良・不適格業者の排除が困難となること、工事監督の労力が增大すること、ダンピングを誘発すること等を理由に、導入は現状では困難とした。

他方、指名競争入札について、指名基準を具体化し公表すること、入札者の見積もり根拠を明確にするために工事費内訳書を提出させること、発注者は予定価格を適切に積算すること、入札参加自体が自由であることを徹底すること等の改善が必要である旨を提言している。

(3) 平成4年末から平成5年にかけて、いわゆる「ゼネコン汚職事件」と呼ばれる、大手ゼネコンと中央・地方の有力政治家の間での贈収賄事件が摘発された。

このような状況の中、平成5年8月以降、中央建設業審議会が入札制度改革に関する検討に着手し、同年12月には、「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」の建議がなされ、一定規模以上の工事については一般競争入札を導入するとともに、指名競争入札方式もより透明性の高いものに改善するという方針が示された。

(4) また、平成6年に、我が国が世界貿易機関(WTO)の政府調達に関する協定(以下「政府調達協定」という。)に署名したことにより、一定額以上の大規模案件(注)については、内国民待遇・最恵国待遇の原則の適用を受けるとともに、一般競争入札を原則とすることが、国際約束として義務付けられることとなった。

(注) 平成18年10月現在の基準額は、建設サービスの場合、国は7.2億円以上、地方公共団体は24.1億円以上。

(2) 指名競争入札

指名競争入札は、会計法令上は、契約の性質・目的に応じて必要があると認められる場合において行うことのできる、例外的な入札方式である。

しかしながら、実際には、前述のとおり、かつては、指名競争入札が公共調達の大部分を占めていた。その後、一般競争入札が拡大していったことに伴い、指名競争入札は、次第に減少の方向にある。

また、指名競争入札は、競争参加者が制限されるため、競争が働きにくく、かつ、入札談合も行われやすいとの問題もあることから、平成5年以降の入札制度

改革の中で導入された公募型指名競争入札が広がりつつある。

現在では、予定価格を基準として、政府調達協定の適用対象のものは条件なしの一般競争入札、それ以下のものは、予定価格が低下していくにつれて、制限付一般競争入札、公募型指名競争入札、通常の指名競争入札、随意契約と発注方式を使い分ける、という方式を採る発注機関が大部分を占めている。

3 品質確保の促進

(1) 品質確保法

公共工事の品質確保の促進を図るため、平成 17 年に品質確保法が施行された。品質確保法及び同法に基づき閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」(平成 17 年 8 月 26 日)においては、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、公共工事の品質を確保すべきであるとし、談合等の不正行為の排除や不良・不適格業者の排除等の入札・契約の適正化、民間事業者からの技術提案等によるその能力の活用等に努めるべき、としており、具体的には次のような事項を定めている。

ア 公共工事の発注者の責務として、公共工事の品質が確保されるよう、仕様書・設計書の作成から契約の相手方の決定、工事の監督・検査等の発注関係事務を適切に実施すべきこと、そのために必要な体制の整備に努めるべきこと。

イ 品質を確保するための発注者の取組として、公共工事の契約につき競争に付するときは、競争参加者の技術的能力に関する事項を審査すべきこと、競争参加者の技術提案を求めるように努めるべきこと、発注関係事務を自力では適切に行い得ない場合には国・地方公共団体その他の者の能力を活用するように努めるべきこと。

ウ 技術提案に関しては、技術提案をした者に対して、その審査の過程で当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができること。

エ 高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて予定価格を定めることができる、としており、技術提案に対応して予定価格制度を柔軟に活用すること。

(2) 総合評価方式

総合評価方式は、価格のみを基準として契約相手方を選定すると、当該契約の適正な履行が期待できない場合に、価格以外の要素を含む条件について最も有利なものを提示した事業者を契約相手方とする方式である。

国土交通省が作成した「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」では、この総合評価方式を、工事の難易度・規模に応じて、高度技術提案型、標準型、簡易型の 3 種類に分類している。

高度技術提案型は、入札参加者からの技術提案を予定価格に反映させることを

前提としたもので、入札に際して事業者側から技術提案を提出させる入札時VE（Value Engineering）方式を採るものである。具体的には、入札参加者が入札に際して技術提案を行い、これに基づき発注者側でその内容を精査、必要に応じて発注者側から技術提案の改善に関する逆提案も行った上で、この技術提案を踏まえて予定価格を算定して入札を実施する、というものである。

標準型の総合評価方式は、入札時に入札参加者が提示した条件につき、価格面と価格以外の面とを総合的に評価して契約の相手方を決定するものである。評価については、「除算方式」という方法が採用されている。これは、性能等を評価した点数（加算点）を入札価格で割った値（評価値）を入札者ごとに算出し、この評価値を比較して、最も数値が高い者を契約相手方に指名する、というものである。

簡易型総合評価方式は、入札参加者の工事实績や技術的能力を評点化し、これと応札額とを総合的に評価して落札者を決定するというものである。

最近の入札制度改革の動きの中では、この総合評価方式の拡充が重要な柱として位置づけられている。「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」（平成18年2月24日）では、総合評価方式を拡充することとし、国土交通省の目標値（平成18年度5割超（金額ベース））を参考として導入目標値を設定することとされた。

また、平成18年5月に改正された適正化指針においても、その導入拡大が盛り込まれている。

（参考）公共調達の適正化に向けた取り組みについて（平成18年2月24日付連絡会議決定）（抜粋）

・公共工事等の入札契約の改善

1．公共工事の入札契約の改善

（1）政府の取り組み

総合評価方式の拡充

各省庁は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「公共工事品質確保法」という。）の趣旨を踏まえ、技術的な工夫の余地がある工事（小規模な工事を除く。）について、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を拡充することとし、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、当面の目標となる総合評価実施割合を定めた上で、平成18年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。

実施割合の設定に当たっては、国土交通省の目標値（平成18年度5割超（金額ベース））を参考とし、各省庁の工事の状況等を勘案しつつ、積極的な目標を平成17年度内に設定する。

（参考）適正化指針（平成18年5月23日閣議決定）（抜粋）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること 総合評価の拡充等

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入を積極的に進め、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、できる限り速やかにその拡大を図るものとする。

(3) 多段階審査方式

総合評価方式に関して、多数の競争参加者を段階的に絞り込んだ上で本格的な技術力等による競争を実施する仕組みとして多段階審査方式がある。

現行会計法令上は、入札前の競争参加資格審査において、まず簡易な技術提案を審査し、一定の基準に達している競争参加者に対してのみ詳細な技術提案の提出を求め、入札を行う方式(技術提案二段階審査方式)であれば実施可能であり、国土交通省中央建設業審議会ワーキンググループが提示した中間取りまとめにおいて、その導入を検討すべきとの提言がなされている。

4 入札情報の公表の見直し

公共調達を巡る透明性の確保の観点から、入札・契約適正化法及び適正化指針では、入札に関する情報のうち個別契約に関する事項については、契約締結後遅滞なく公表することが求められている。入札に関する情報のうち特に重要なものとしては、予定価格と指名業者名が挙げられる。

予定価格については、国では、予算決算及び会計令によって事前公表が禁じられているため、すべからず事後公表となるが、地方公共団体にはそのような規制は存しないため、予定価格は事前に公表される例が多い。

その理由として、多くの地方公共団体では、入札に関する透明性確保の観点から事前公表が望ましい、との意見が示されることが多かった。

ただ、予定価格を事前公表すると、価格が高止まりするおそれがある上に、入札談合が行いやすくなるという問題があるため、平成18年5月に改正された適正化指針においては、「弊害が生じた場合には、事前公表の取りやめも含めた見直しを行う」とされている。

指名業者名についても、透明性確保の観点からは速やかに公表すべきとの考え方がある一方、入札前に指名業者名が明らかになれば入札談合を助長しやすいとの指摘もあり、適正化指針においては、「各省各庁の長等は、指名業者名の事後公表の拡大に努めるものとする」とされている。

(参考) 適正化指針(平成18年5月23日閣議決定)(抜粋)

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

- (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること
- 入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に關し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、公表することを基本とし、法第2章に定めるもののほか、次に掲げるものに該当するものがある場合においては、それについて公表することとする。(中略)なお、公表の時期については、令第4条第2項及び第7条第2項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後、遅滞なく、公表することを原則としていることを踏まえ、適切に行うこととする。(中略)

ロ 予定価格及びその積算内訳

(中略)

なお、地方公共団体においては、法令上の制約はないことから、各団体において適切と判断する場合には、事前公表を行うこともできるが、事前公表の実施には上記弊害が生じうることを踏まえ、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることのないよう取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、事前公表の取り止めを含む適切な対応を行うものとする。

2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

- (1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること
一般競争入札の拡大等

指名業者名の公表時期については、指名に係る手続の透明性を確保するために指名通知後速やかに公表すべきとする考え方がある一方で、入札前に指名業者名が明らかになると入札参加者間での談合を助長しやすいとの指摘があることを踏まえ、各省各庁の長等は、指名業者名の事後公表の拡大に努めるものとする。

5 入札談合に対して課す措置の強化

(1) 指名停止措置

入札談合を始めとする違法行為や不正行為を行った事業者に対して課す措置としては、指名停止措置が代表的なものとなる。

指名停止措置については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会(以下「中央公契連」という。))が、運用の基準として「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」(以下「中央公契連モデル」という。))を定めている。

平成18年1月4日から施行されている改正独占禁止法では、違反行為に対する勧告制度が廃止され、排除措置命令制度に移行した。また、課徴金算定率の引上げ等の措置の強化がなされるとともに、課徴金減免制度が導入された。

平成17年12月に中央公契連モデルが改正された際に、指名停止の時期は「審決確定の時」から「排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた時」に改められた。また、平成18年2月には、課徴金減免制度の適用を受けた事業者が公表された場合には、指名停止期間を2分の1とする旨の規定が盛り込まれている。

また、平成18年5月に改正された適正化指針において、大規模・組織的な談合であって悪質性が際立っている場合において、その態様に応じた厳格な指名停止措置を講ずるものとする旨が掲げられた。

これを受けて、同年7月に中央公契連モデルが改正され、政府調達協定の対象工事につき独占禁止法違反で刑事告発・逮捕等又は刑法の入札妨害罪・談合罪で逮捕・起訴がなされた場合に最長24ヶ月の指名停止を課すとともに、独占禁止法違反について、談合を行っていない旨の誓約書が提出されたにもかかわらず違反行為が明らかになった場合、談合の首謀者であることが明らかになった場合又は独占禁止法第7条の2第6項(課徴金納付命令を受けてから10年以内に違反行為を繰り返した者に対する課徴金の増額)の適用を受けた場合には指名停止期間を加重するとの規定が盛り込まれている。

なお、指名停止に関連して、公正取引委員会が立入検査を行ったとの報道があった段階で、当該業者を指名業者から除外するいわゆる指名回避という運用の例もみられる。

これについては、平成18年5月に改正された適正化指針においては、「未だ指名停止措置要件には該当していないにもかかわらず、指名停止措置要件に該当する疑いがあるという判断のみをもって事実上の指名回避を行わないようにするものとする」とされている。

(2) 違約金特約条項・損害賠償

公共調達において入札談合が行われ、それにより発注機関が損害を被った場合には、損害賠償請求を行うこともできる。

この損害賠償に関して、国土交通省は、平成15年以降、損害賠償の予約としての違約金特約条項を導入している。これは、公共工事に係る契約を締結する際に、損害賠償の予約として、受注業者が入札談合等を行った場合には契約額の10%の違約金を課すこととするものである。

平成17年に、国土交通省発注の鋼橋上部工工事に関する入札談合事件が摘発されたことを受けて、国土交通省は、入札談合再発防止策の一環として、悪質性が際立っている場合には違約金の率を15%に引き上げることとした。

国土交通省における違約金特約条項は、当該案件を請け負った業者が、独占禁止法違反により課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき、又は刑法上の競売入札妨害罪若しくは談合罪若しくは独占禁止法違反の罪による刑が確定したときには、請負代金額の10%に相当する額を支払わなければならないことと

している。

さらに、政府調達協定の適用対象案件において、独占禁止法第7条の2第6項の適用を受けた場合、当該事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになった場合又は談合を行っていない旨の誓約書を事前に提出している場合には、これに加えて契約代金額の5%に相当する額を別途支払わなければならないこととしている。

違約金特約条項と損害賠償に関しては、適正化指針においても、談合の再発防止の観点から、違約金特約条項を利用する等により、損害額の賠償の請求に努めるものとする、違約金特約条項の設定に当たっては判例等を基準に合理的な根拠に基づく適切な金額を定めなければならないことに留意すべきことを掲げている。

国土交通省がこの違約金特約条項を創設した平成15年度以降、各地方公共団体においても、違約金特約条項を創設する動きがみられる。

(3) 建設業法に基づく営業停止処分

公共工事の施工業者となる建設業者は、建設業法に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を得て事業を行うことができる。建設業法においては、許可業者の不正行為等を防止する観点から、建設業者が法令違反や請負契約に関して不正行為を行った場合等の一定の事由に該当した場合において、営業停止処分を行うことができる旨の規定が設けられている（建設業法第28条第3項・同条第5項）。

この営業停止処分について、国土交通省は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」という処分基準を定めており、入札談合については、刑罰に処せられた場合には原則として30日以上、排除措置命令又は課徴金納付命令があった場合には原則として15日以上の営業停止処分を行う等の基準が定められている。

また、独占禁止法違反を理由とする営業停止処分を受けた事業者が、当該営業停止処分の期間満了後10年を経過するまでの間に、独占禁止法違反により刑罰に処され、又は排除措置命令等があった場合には、それぞれの処分事由に係る営業停止の期間を2倍に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行う旨の規定も置かれている。

6 低価格入札への対応

低価格入札の問題に対応するための会計法令上の制度としては、最低制限価格制度と低入札価格調査制度の二つがある。

最低制限価格制度は、あらかじめ最低制限価格を設定し、これを下回る価格で応札した事業者については契約を締結せず、最低制限価格以上の価格で応札した事業者の中から、最低の価格を提示したものを契約者とする、というものである。

低入札価格調査制度は、入札者の提示した価格等の条件では、適正な履行が確保できないおそれがあると認められる場合において、当該入札者の提示した内容につ

いて調査を行った上で、契約を締結するかどうかを決定する、というものである。

低入札価格調査制度は、国・地方公共団体双方の会計法令に規定されている制度であるが、最低制限価格制度は、国の会計法令には規定されていない。したがって、国においては低入札価格調査制度のみが用いられるのに対して、地方公共団体では、低入札価格調査制度と最低制限価格制度の双方を用いることができる。

低入札価格調査においては、当該案件のために必要な資材・労務・役務等を特に安価に調達できる事情があるかどうか、当該企業の施工能力・施工実績はどの程度か、当該企業の経営能力はどうか、当該企業は十分信頼が置けるか、といった点を調査した上で、「適正な履行が確保できないおそれ」の有無を判定するのが一般的である。なお、実際には、低入札価格調査制度によって契約締結に至らないという例は、極めて少ない。

国土交通省は、最近、大規模工事において低入札価格調査制度調査対象工事の増加傾向がみられるとして、平成18年4月14日に「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」を発表し、低入札価格調査制度の運用強化、発注者の監督・検査の強化、指名停止措置強化等を柱とするダンピング対策を実施している。

適正化指針においても、策定当初から、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用し、ダンピング受注の排除を図るべきことが掲げられていたが、平成18年の改正に際して、低入札価格調査の対象となる案件について、監督・検査等の強化を図ることにより適正な施工の確保を図るとともに、下請業者へのしわ寄せ等の防止の観点から建設業許可行政庁が行う立入調査との連携を図るべき旨も掲げられた。

7 地元企業・中小企業対策のための仕組み

(1) 地域要件

一般競争入札については、地方自治法施行令により、事業所所在地を入札参加資格として定めることができることとされている。地方公共団体では、地元企業対策の観点から、一般競争入札の入札参加資格として、当該団体の区域内に事業所のある企業に限定して入札参加を認める、という地域要件を設けているところが大部分を占める。

(2) ランク制

中小企業対策については、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下、「官公需法」という。）により、中小企業が受注できるように配慮することが求められている。地方公共団体においては、地元中小企業の受注機会確保に配慮する必要もあることから、入札参加資格において、経営規模や技術的能力を基準としたランクを設定し、ランク別に入札参加者を募集するいわゆるランク制をとる団体が大部分を占める。

ランク制の基準について、国等が統一的に定めたものはないが、地方公共団体においては、完成工事高・自己資本額・職員数等の経営規模に関する事項、売上

高営業利益率・総資本営業利益率等の経営状況に関する事項，技術職員数等の状況に関する経営事項審査の結果を踏まえてランク格付けを行うというのが一般的である。

ランク制を採用する団体では，入札参加資格を定めて行う制限付一般競争入札を行う場合，「土木工事については，予定価格○億円以上の案件はAランク業者を対象とする」というように，工事種類別・予定価格別に定められたランクの業者を対象として入札参加者の募集を行うのが一般的である。

(3) 共同企業体制度

単独の事業者では契約の履行が困難であると認められる場合に，複数の事業者が共同して契約を受注する共同企業体（以下「JV」という。）の制度については，国土交通省中央建設業審議会の策定した「共同企業体運用準則」（以下「準則」という。）において，制度運用の基準が示されている。

この準則では，共同企業体の種類として，特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）と経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）の2種類を定めている。

特定JVは，個別の建設工事の特性に着目して，工事ごとに結成される。準則では，技術的難度の高い建設工事や大規模建設工事を典型的なものとしている。特定JVを契約の相手方とすべき工事は，特定JVのみが入札するのが通常であるが，準則では，単体企業と特定JVの混合による入札（混合入札）とすることもできるものとされている。

経常JVは，優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することで，経営力・施工力を強化するための共同企業体の結成を認めることにより，中小・中堅建設業者の振興を図るものである。

このJVの制度に関して，適正化指針においては，特定JVについては対象工事を単独で施工できる業者がある場合は単独での入札参加を認めるよう努めるべきことを，経常JVについては客観点数・主観点数の加算措置を廃止，同一発注機関における単体・経常JVの同時登録を行わないものとするを，それぞれ掲げている。

8 その他

(1) 第三者機関の活用

適正化指針では，入札・契約の過程及び契約の内容の透明性を確保するためには，第三者の監視を受けることが有効であるとして，競争参加資格の設定・確認，指名業者及び落札者決定の経緯等について，定期的に報告を徴収し，その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関を活用する等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする旨が掲げられている。

（参考）適正化指針（平成18年5月23日閣議決定）（抜粋）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、各省各庁の長等は、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

(2) 入札ボンド

競争入札により契約を締結する調達において、入札参加者が落札したにもかかわらず契約に至らない場合の再入札費用の発生等のリスクに対応するため、入札参加者に契約見込額の一定割合の入札保証を受けることを義務付ける「入札ボンド」の制度が、米国等で導入されている。

入札ボンド制度は、ボンドを引き受ける保証会社等の市場関係者の判断が受注者選定に反映されるため、よりの確な経営状況の評価が可能となるほか、不良・不適格業者の排除に有効と考えられている。

我が国においても、国土交通省中央建設業審議会ワーキンググループが提示した中間取りまとめにおいて、「既存制度との関係に留意しつつ、当面の具体的な制度設計を速やかに行ったうえで、早期に段階的導入を進め、その実施状況を踏まえながら、改善と拡充を図っていくべきである」としており、今年度から、国土交通省において入札ボンドが先行的に導入されている。

(参考) 国土交通省中央建設業審議会ワーキンググループ 中間取りまとめ(抜粋)

・個別課題への対応方針

1. 入札ボンド

一般競争方式の拡大や総合評価方式の拡充を進めるに当たって、従来一般競争方式のデメリットとされてきた不良不適格業者の参入や経営力に比べた過度な入札参加の増大等の課題に対し適切に対応していくことが必要である。更に総合評価方式の拡充により技術提案を審査する発注者の負担の増大も懸念されるところである。

これら諸課題に対応して質の高い競争環境を整備するためには、適切な与信枠の設定等市場機能を活用することも有効であり、一般競争方式の拡大や総合評価方式の拡充を図るための条件整備の一環として、いわゆる入札ボンドの導入を進めるべきである。

(中略)

各発注者においては、逐次、一般競争方式の拡大や総合評価方式の拡充の取り組みが進められているところであり、いわゆる入札ボンドについても、別紙「日本型入札ボンド制度の枠組み（案）」を踏まえ、各発注者共通の枠組みとして、既存制度との関係に留意しつつ、当面の具体的な制度設計を速やかに行った上で、早期に段階的導入を進め、その実施状況を踏まえながら、改善と拡充を図っていくべきである。

第2 調査結果の概要

今回の調査に当たっては、入札談合等関与行為防止法の適用対象である 地方公共団体（350 団体を対象、回収率約98%）及び 国が資本金の2分の1以上を出資する政府出資法人（212 法人を対象、回収率約97%）を対象として、平成18年7月1日現在の入札・契約制度等の実態についてアンケート調査を行った。また、地方公共団体については、回答のあった342 団体を以下の3つに区分して分析した。

ア 都道府県及び政令指定都市：60 団体

イ 中核市及び人口30万人以上の市区：67 団体

ウ 人口5万人以上30万人未満の市区：215 団体

この報告書では、以下、都道府県及び政令指定都市を「都道府県等」、中核市及び人口30万人以上の市区を「中核市等」、人口5万人以上30万人未満の市区を「小規模市」と略称する。

1 入札・契約制度改革について

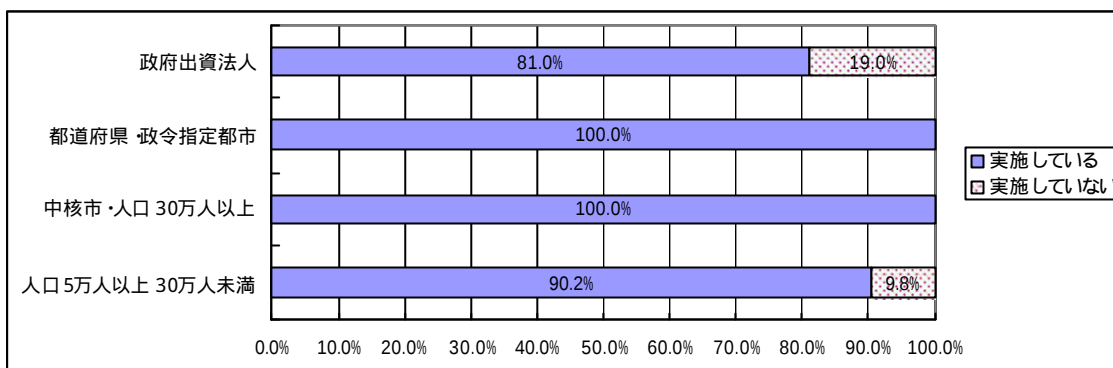
<ポイント>

- 入札・契約制度改革は、都道府県等、中核市等では、すべての団体で実施されている。小規模市では約9割、政府出資法人では約8割で実施されている。
- 入札・契約制度改革の具体的内容については、都道府県等及び中核市等は、「入札談合に対して課す措置の強化」、「予定価格の公表あるいは公表方式の変更」、「一般競争入札の導入・拡大」の順で多く、小規模市は、「予定価格の公表あるいは公表方式の変更」、「入札談合に対して課す措置の強化」の順で多い。

政府出資法人では、「一般競争入札の導入・拡大」と回答しているところが最も多く、「入札談合に対して課す措置の強化」がその次に多くなっている。

発注機関において、過去5年間に入札・契約制度改革を実施したかについて尋ねたところ、都道府県等及び中核市等ではすべての団体で「実施している」と回答しており、小規模市で約90%（194 団体）、政府出資法人でも81%（166 法人）で「実施している」と回答している。

図表 1 - 1 入札・契約制度改革の実施の有無

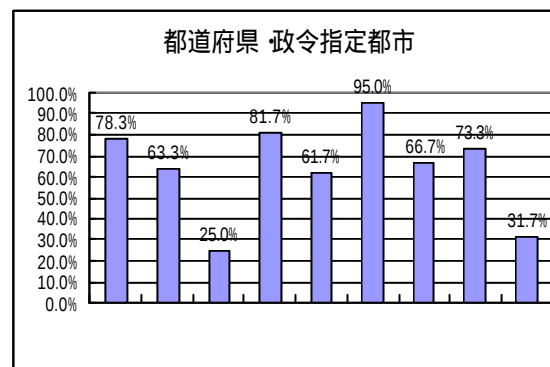
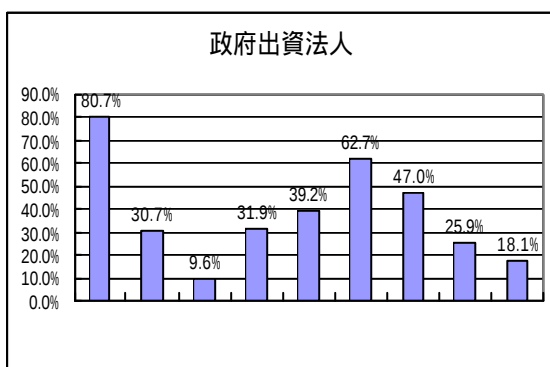


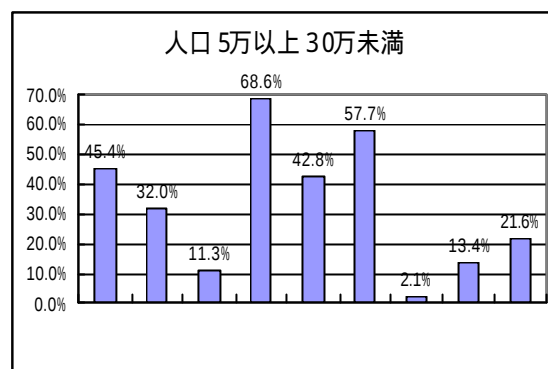
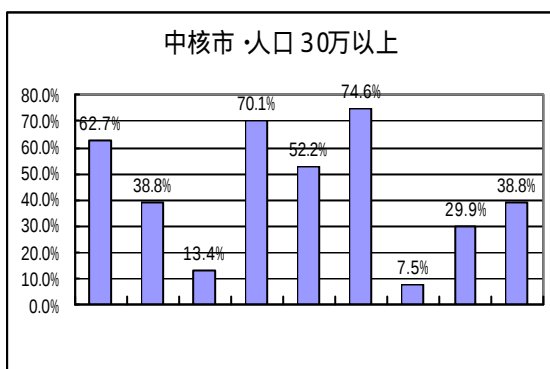
改革の具体的な内容について尋ねたところ、都道府県等では、ほとんどの選択肢について「実施した」との回答が6割を超えており、特に、「指名停止期間の延長、違約金特約条項の設定等の入札談合に対して課す措置の強化」、「予定価格の公表あるいは公表方式の変更」、「一般競争入札の導入・拡大」を実施したとの回答が多くみられた。

中核市等及び小規模市でも、「一般競争入札の導入・拡大」、「予定価格の公表あるいは公表方式の変更」、「指名停止期間の延長、違約金特約条項の設定等の入札談合に対して課す措置の強化」を実施したとの回答が多くみられた。

政府出資法人においては、「一般競争入札の導入・拡大」と「指名停止期間の延長、違約金特約条項の設定等の入札談合に対して課す措置の強化」を実施したとの回答が多くみられた。

図表 1 - 2 入札・契約制度改革の内容





(注) は「一般競争入札の導入・拡大」, は「公募型指名競争入札等の導入等指名業者数の拡大(を除く。)」, は「地元企業・中小企業対策のための入札参加資格等の緩和」, は「予定価格の公表あるいは公表方式の変更」, は「指名業者名の公表あるいは公表方式の変更」, は「指名停止期間の延長, 違約金特約条項の設定等の入札談合に対して課す措置の強化」, は「総合評価方式の導入・拡充」, は「第三者機関の設置・活用」, は「その他」

2 一般競争入札の拡大等について

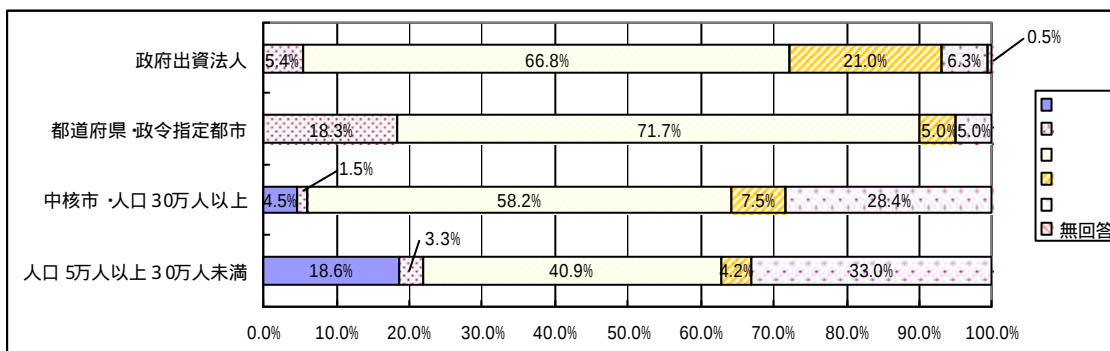
<ポイント>

- 一般競争入札は、都道府県等、政府出資法人では、すべての団体に採用されており、中核市等では約95%、小規模市では8割強で採用されている。
- 一般競争入札の拡大については、都道府県等、中核市等、政府出資法人では9割前後、小規模市の約8割が「拡大を図っている」ないし「現在検討中」。
- 一般競争入札拡大における課題は、地方公共団体、政府出資法人ともに、「事務手続が煩雑」が多数を占め、次いで「不良・不適格業者の排除が困難」が半数前後。
- 指名競争入札の競争性を高める方向での措置は、都道府県等の9割強、中核市等の約8割、小規模市の約7割で講じられている。政府出資法人では、講じているところは約5割。

(1) 一般競争入札について

一般競争入札の実施状況について尋ねたところ、政府出資法人、地方公共団体ともに、多くの団体が「一般競争入札方式を行う案件の基準額をWTO政府調達協定より引き下げている」と回答している。

図表2-1 一般競争入札の実施の有無



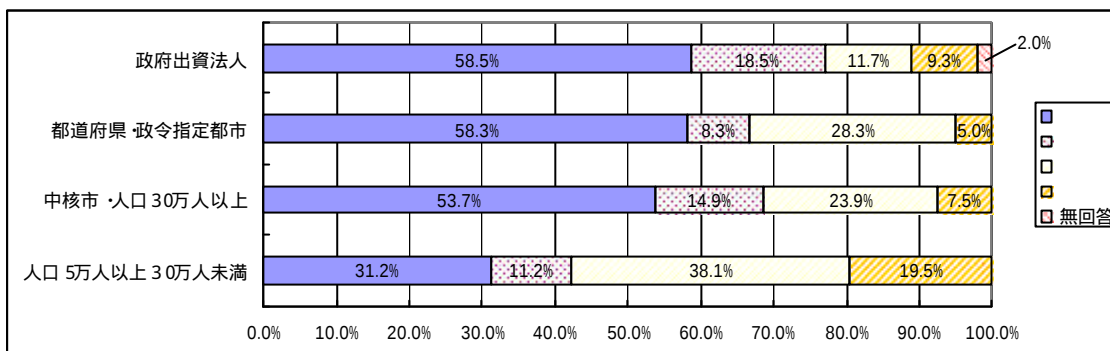
(注) は「一般競争入札方式は採用していない」、 は「WTO政府調達協定で一般競争入札方式が義務付けられている案件で採用している」、 は「一般競争入札方式を行う案件の基準額をWTO政府調達協定よりも引き下げている」、 は「すべての入札案件で一般競争入札方式を採用している」、 は「その他」

今後さらに一般競争入札を拡大していくかどうかについて尋ねたところ、「既に(過去5年間)拡大を図っている」とした団体が、都道府県等では58%(35団体)、中核市等では54%(36団体)、小規模市では31%(67団体)となっている。

また、政府出資法人では59%（120法人）が「既に（過去5年間）拡大を図っている」としている。

他方、都道府県等で28%（17団体）、中核市等で24%（16団体）、小規模市で38%（82団体）、政府出資法人で12%（24法人）が「現在、検討中である」と回答している。

図表2-2 一般競争入札の拡大の状況

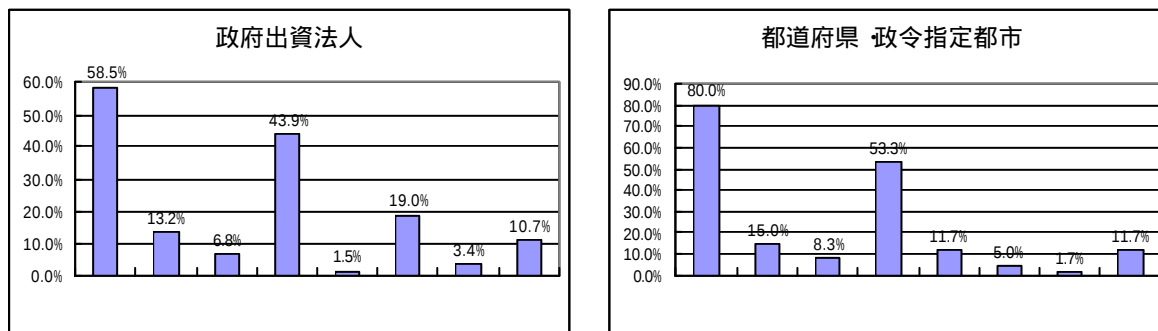


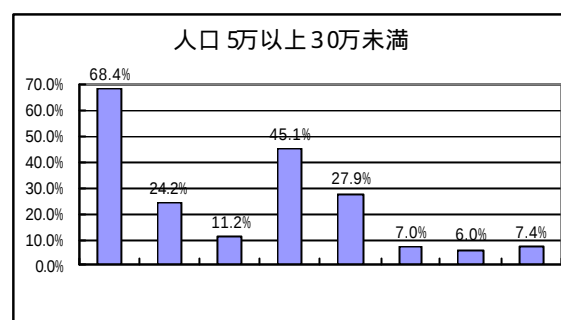
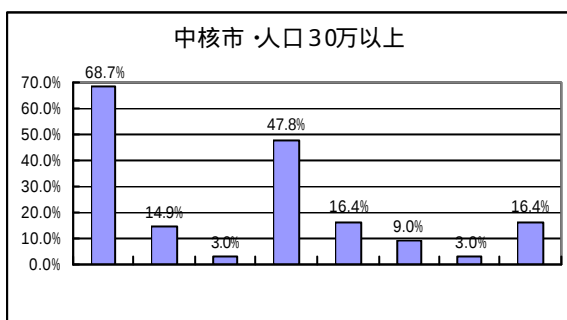
（注） は「既に（過去5年間）拡大を図っている」、 は「今後、拡大する予定である」、 は「現在、検討中である」、 は「拡大する予定はない」

一般競争入札の対象範囲を拡大していく上での問題点について尋ねたところ、いずれの団体でも「事務手続きが煩雑」と回答しているところが最も多く、次いで「不良・不適格業者の排除が困難」と回答しているところが多かった。

このほか、「入札・契約担当部署の審査体制の不備」を挙げる団体も多かった。また、中核市等及び小規模市では、「地元の関係業界の反対が強い」という意見も多くみられた。

図表2-3 一般競争入札の対象範囲を拡大していく上での問題点





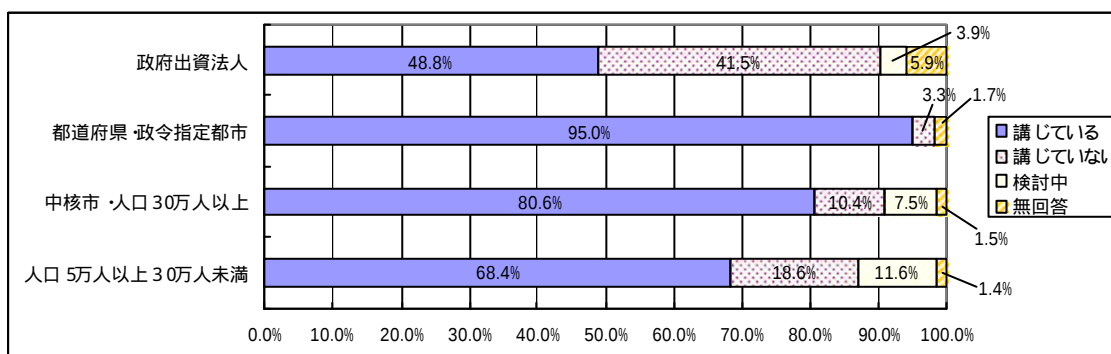
(注) は「事務手続きが煩雑」、 は「入札・契約担当部署の審査体制の不備」、 は「発注担当部署の検査・監督体制の不備」、 は「不良・不適格業者の排除が困難」、 は「地元の関係業界の反対が強い」、 は「特に障害はない(現在も可能)」、 は「対象範囲を拡大する必要はない」、 は「その他」

(2) 指名競争入札について

指名競争入札の競争性を高める措置を講じたかについて尋ねたところ、都道府県等では95%(57団体)で「講じている」と回答しており、中核市等でも81%(54団体)、小規模市でも68%(147団体)で「講じている」と回答している。

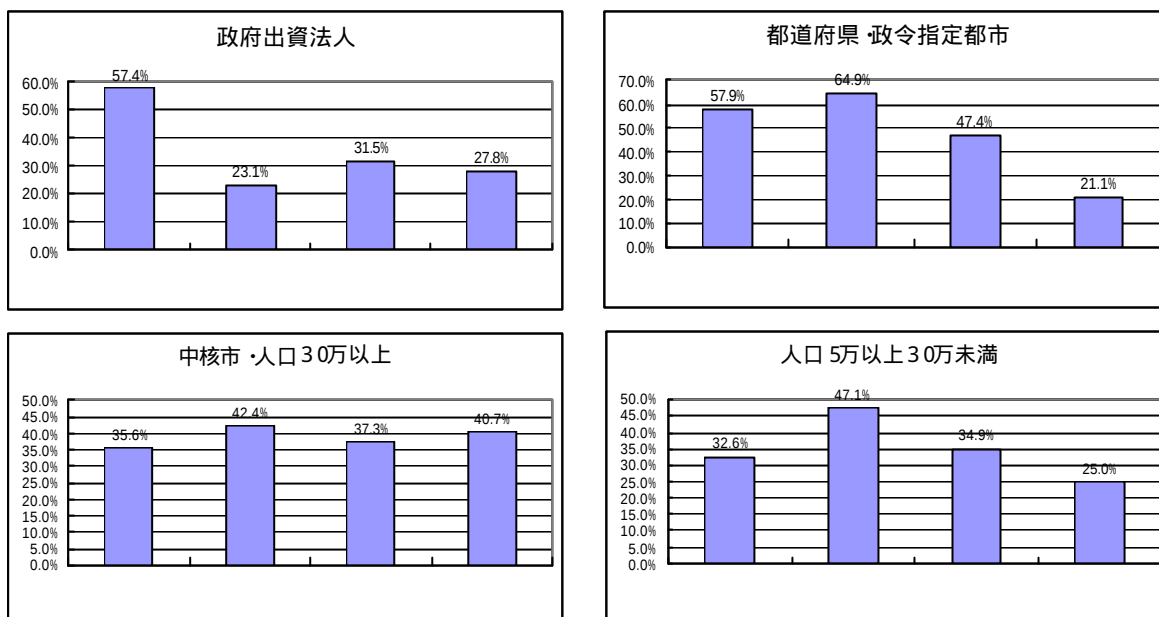
政府出資法人については、49%(100法人)で「講じている」と回答しているが、42%(85法人)が「講じていない」と回答している。

図表2-4 指名競争入札の競争性を高める措置の実施の有無



競争性を高める措置として具体的に講じたものについて尋ねたところ、地方公共団体では「指名業者数の拡大」と回答しているところが最も多く、政府出資法人では「公募型指名競争入札等の導入・拡大」と回答しているところが最も多くみられた。

図表 2 - 5 指名競争入札の競争性を高める措置の内容

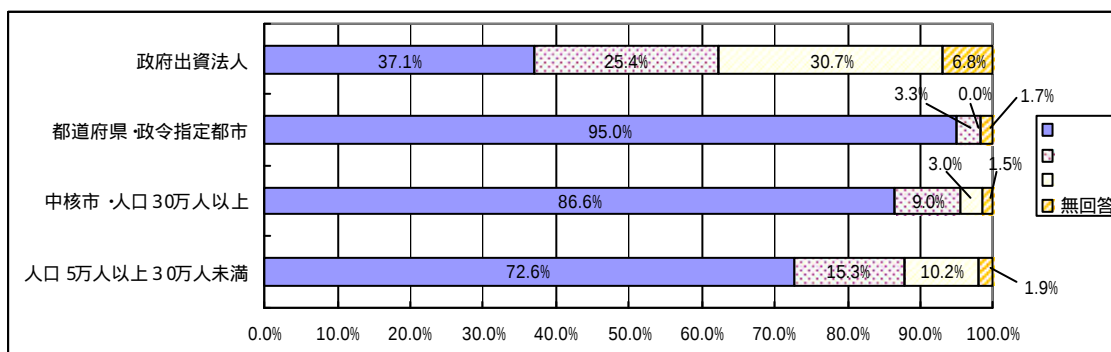


(注) は「公募型指名競争入札等の導入・拡大」, は「指名業者数の拡大(を除く。)」, は「指名基準の作成・公表」, は「その他」

指名基準の作成・公表を実施しているかについて尋ねたところ、地方公共団体については、都道府県等では95%(57団体)で、中核市等では87%(58団体)で「作成・公表している」と回答しており、小規模市でも、73%(156団体)で「作成・公表している」と回答している。

他方、政府出資法人では、「作成・公表している」とした法人が37%(76法人)だったのに対して、「作成していない」とした法人が31%(63法人)となっている。

図表 2 - 6 指名基準の作成・公表の状況



(注) は「作成・公表している」, は「作成はしているが、公表はしていない」, は「作成していない」

3 総合評価方式の拡充について

<ポイント>

- 総合評価方式を導入している団体は，都道府県等，政府出資法人は6割前後，中核市等では6%，小規模市では約2%。
- 総合評価方式の活用に当たっての問題点としては，都道府県等では「評価要素のウェイト付けがよく分からない」が最も多く，次いで「価格以外に評価する要素が分からない」が続く。中核市等，小規模市では，これらのほかに「適切な評価を行う人材・ノウハウに乏しい」との回答も多い。

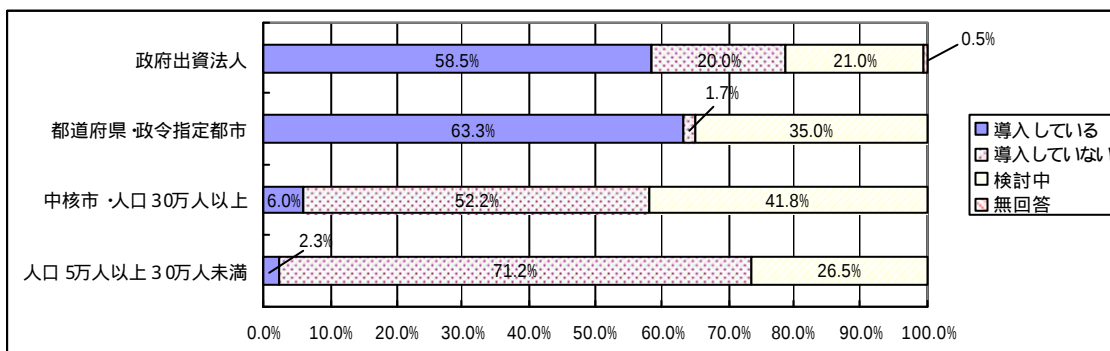
政府出資法人においても，評価要素のウェイト付け，価格以外の評価要素，人材・ノウハウの乏しさの3つを挙げるところが多い。

総合評価方式を導入しているかについて尋ねたところ，都道府県等では，63%（38団体）で「導入している」と回答している。また，「検討中である」も35%（21団体）であり，ほとんどの団体で導入ないし導入を検討している状況にある。

他方，中核市等では6%（4団体），小規模市では2%（5団体）で「導入している」と回答している。

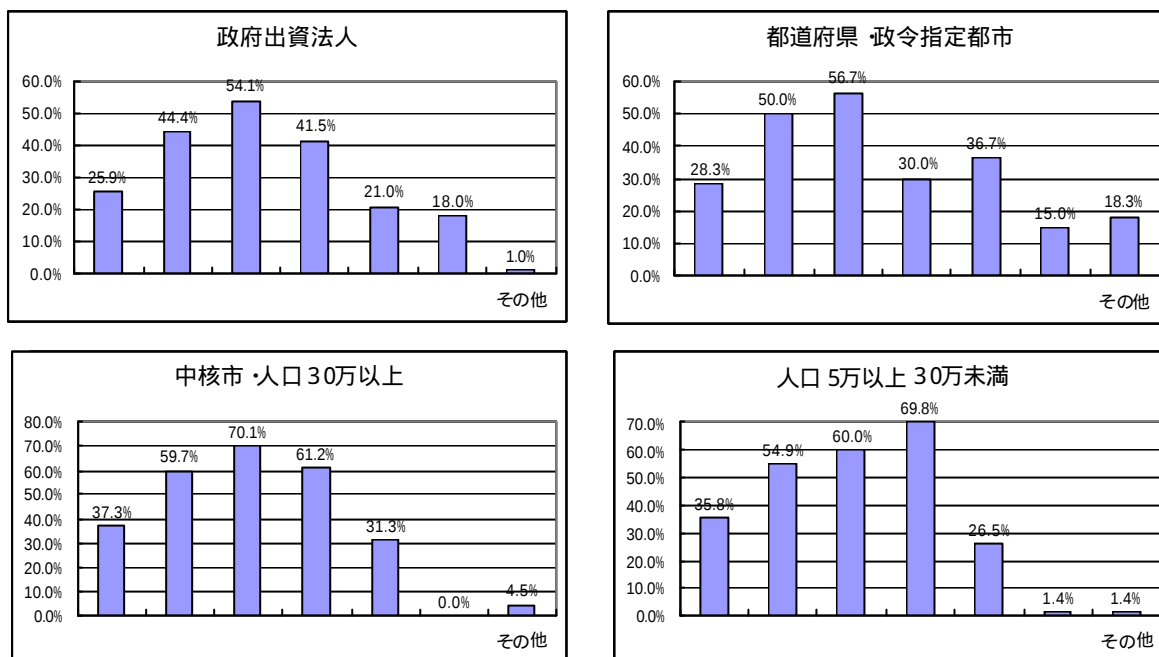
また，政府出資法人では59%（120法人）で「導入している」と回答している。

図表3 - 1 総合評価方式の導入の状況



総合評価方式の活用に当たっての問題点について尋ねたところ，地方公共団体，政府出資法人ともに，「価格以外にどのような要素を客観的に評価すればよいのか分からない」，「価格を含めたそれぞれの要素をどのようにウェイト付けすればよいのか分からない」，「適切な評価を行う人材・ノウハウに乏しい」との回答が多くみられた。

図表 3 - 2 総合評価方式の活用にあたっての問題点



(注) は「どのような案件が総合評価方式にふさわしいかが分からない」、 は「価格以外にどのような要素を客観的に評価すればよいのか分からない」、 は「価格を含めたそれぞれの要素をどのようにウェイト付けすればよいのか分からない」、 は「適切な評価を行う人材・ノウハウに乏しい」、 は「落札できなかった事業者に対する説明等、外部に対する選定理由の説明が難しい」、 は「特に問題はない」

4 入札に関する情報の取扱いについて

<ポイント>

- 予定価格については、地方公共団体では、都道府県等、中核市等の8割近く、小規模市の約3分の2が「入札前公表」。都道府県等、中核市等の結果は昨年とほぼ同じで、小規模市は「入札前公表」が昨年と比べて約10ポイント減少。

政府出資法人では「入札前公表」としている法人は2法人のみ。

- 指名業者名については、地方公共団体ではいずれも、約6割が「入札後公表」。昨年と比べて、小規模市は約15ポイント、都道府県等・中核市等は約5ポイント増加。

政府出資法人では「入札前公表」が約5%であり、昨年と比べて約30ポイント減少。「入札後公表」が昨年の約4分の1から半数強に増加。

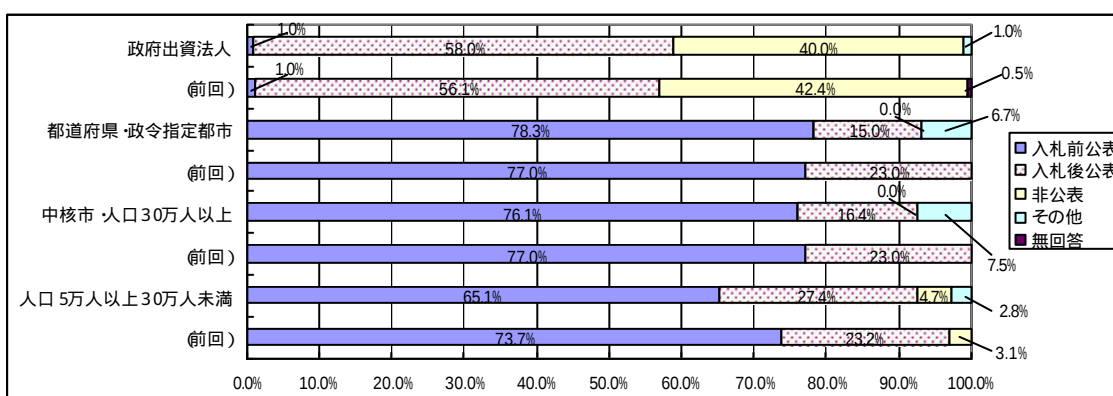
(1) 予定価格について

予定価格の公表状況について尋ねたところ、都道府県等及び中核市等では、「入札の前に公表している」と回答した団体が、それぞれ、78%（47団体）及び76%（51団体）と前回調査とほぼ同じであった。

また、小規模市では、「入札の前に公表している」と回答した団体が、74%（143団体）から65%（140団体）と減少している。

なお、政府出資法人では「入札の前に公表している」と回答した法人が1%（2法人）と前回調査とほぼ同じであった。

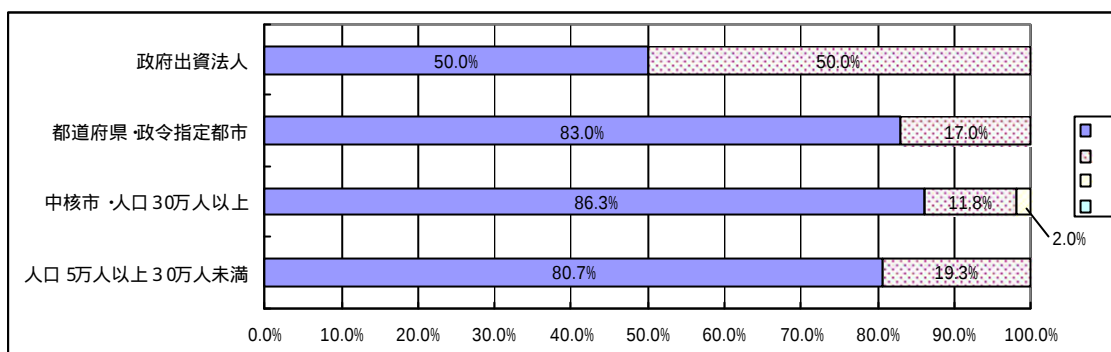
図表4-1 予定価格の公表状況



予定価格の事前公表について、適正化指針において「取りやめを含む適切な対応を行うものとする」とされていることを受けた今後の対応の方針について尋ねたところ、都道府県等では83%（39団体）で、中核市等では86%（4

4 団体）で、小規模市では 81%（113 団体）で「引き続き、事前公表を続ける予定である」と回答している。

図表 4 - 2 今後の事前公表についての対応

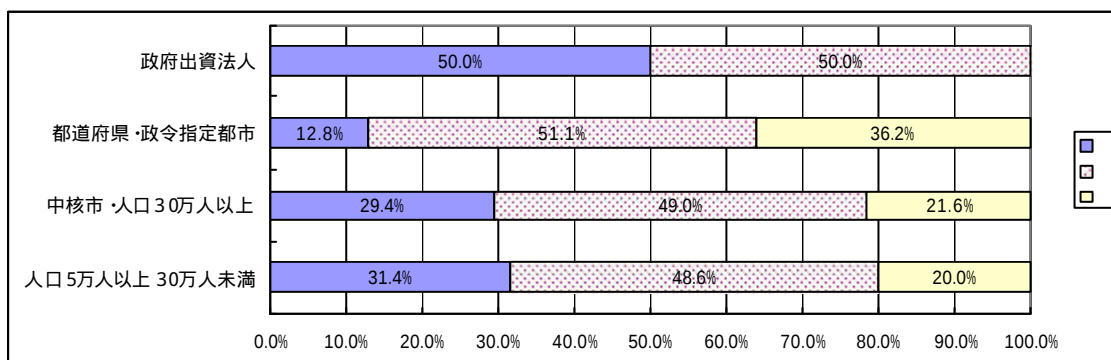


（注） は「引き続き、事前公表を続ける予定である」、 は「現在、検討中である」、 は「事前公表をやめて事後公表に変更する予定である」、 は「公表を取りやめる予定である」

予定価格を事前公表している団体に、事前公表している理由について尋ねたところ、地方公共団体の約半数では、「予定価格を事前に公表すれば、事後公表に比べて入札・契約手続の透明性を確保できることが期待されるため」と回答している。

また、中核市等及び小規模市では、「職員が不正行為に巻き込まれないようにするためにはやむを得ないため」とした団体も約3割となっている。

図表 4 - 3 予定価格を事前公表している理由



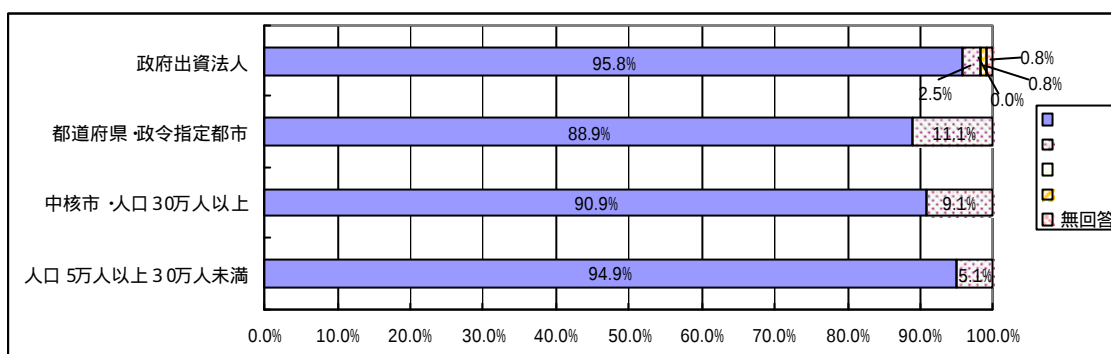
（注） は「職員が不正行為に巻き込まれないようにするためにはやむを得ないため」、 は「予定価格を事前に公表すれば、事後公表に比べて入札・契約手続の透明性を確保できることが期待されるため」、 は「その他」

予定価格を事後公表している団体に、今後の方針について尋ねたところ、都

道府県等では 89 %（ 8 団体）で、中核市等では 91 %（ 10 団体）で、小規模市では 95 %（ 56 団体）で「引き続き、事後公表を続ける予定である」と回答している。

また、政府出資法人では 96 %（ 114 法人）が「引き続き、事後公表を続ける予定である」と回答している。

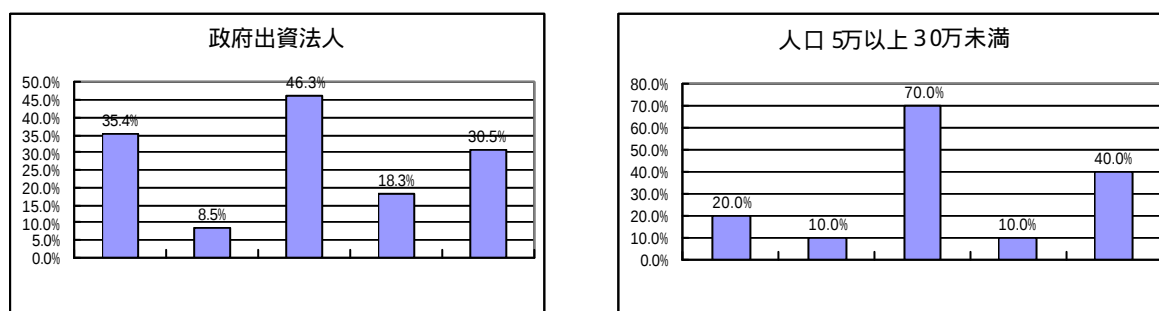
図表 4 - 4 今後の予定価格の事後公表の取扱い



（注） は「引き続き、事後公表を続ける予定である」、 は「現在、検討中である」、 は「事後公表をやめて事前公表に変更する予定である」、 は「公表を取りやめる予定である」

予定価格を公表していない団体に、公表していない理由について尋ねたところ、「事業者から特段の要望がないため」、「談合防止のため」との回答が多くなっている。

図表 4 - 5 予定価格を公表していない理由

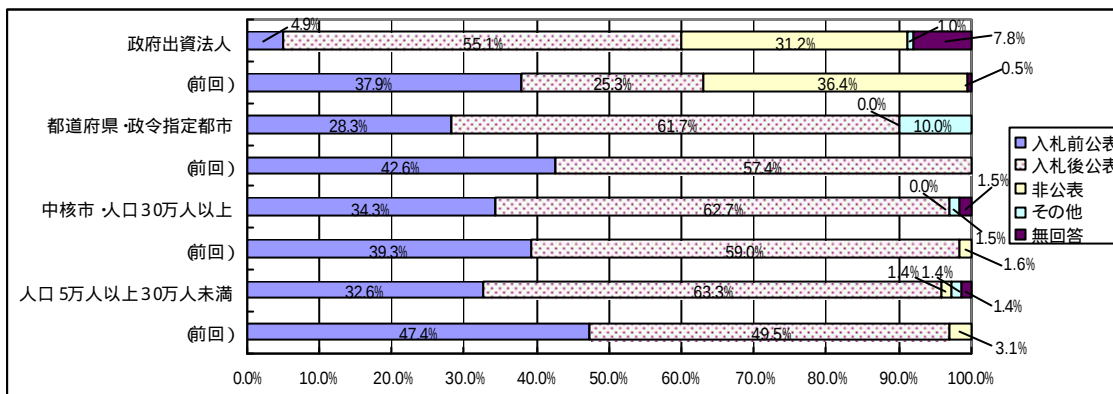


（注） は「事業者から特段の要望がないため」、 は「予定価格の公表に伴う事務量が増えるため」、 は「談合防止のため」、 は「内部規定で公表しないことになっているため」、 は「その他」

(2) 指名業者名について

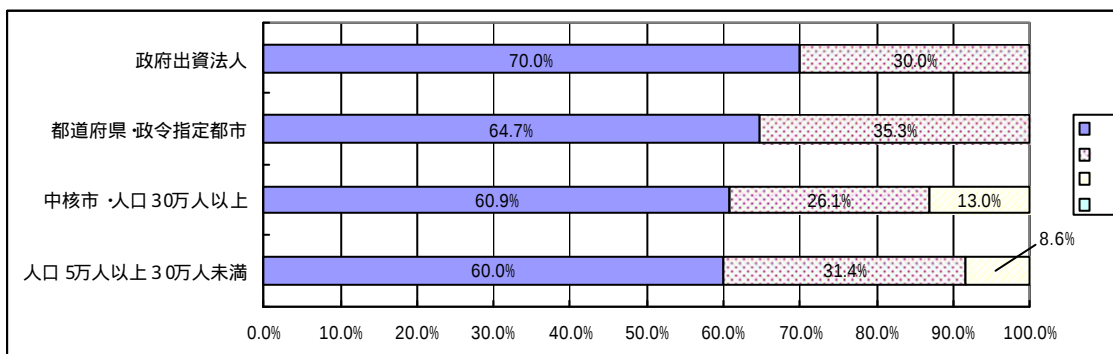
指名業者名の公表状況について尋ねたところ，地方公共団体では，「入札の後
に公表している」と回答した団体が 6 割前後となっている。政府出資法人では
5 %（10 法人）が「入札の前に公表している」としている。

図表 4 - 6 指名業者名の公表状況



指名業者名を事前公表している団体に，今後の対応について尋ねたところ，
地方公共団体の約 6 割が「引き続き，事前公表を続ける予定である」と回答し
ている一方，3 割前後は「現在，検討中である」と回答している。

図表 4 - 7 今後の指名業者名の事前公表の取扱い

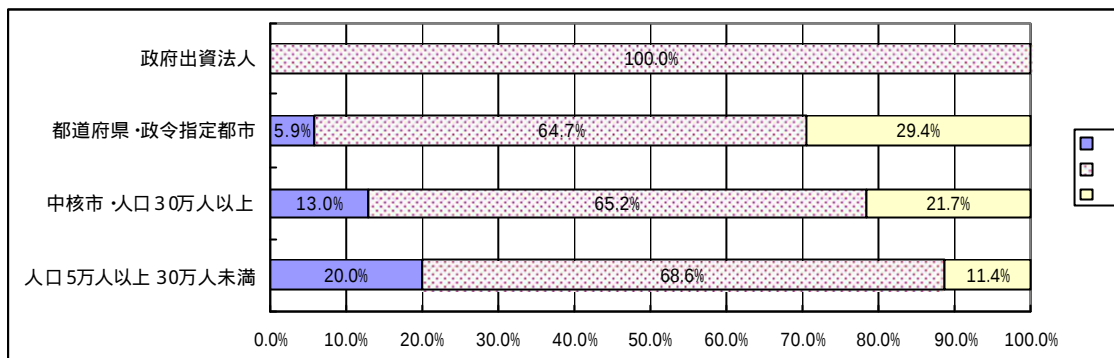


(注) は「引き続き，事前公表を続ける予定である」， は「現在，検討中である」， は
「事前公表をやめて事後公表に変更する予定である」， は「公表を取りやめる予定であ
る」

指名業者名を事前公表している団体に，事前公表している理由について尋ね
たところ，都道府県等では 65 %（11 団体），中核市等では 65 %（15 団体），
小規模市では 69 %（48 団体）が，「指名業者名を事前に公表すれば，事後公
表に比べて入札・契約手続の透明性を確保できることが期待されるため」と回

答している。

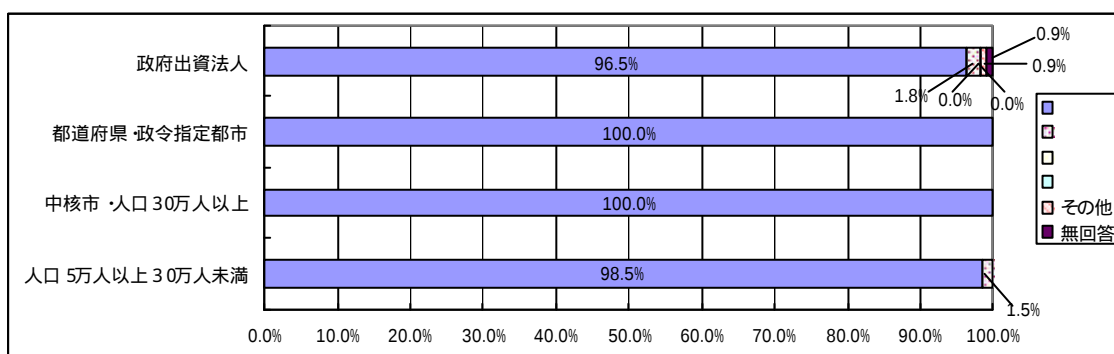
図表 4 - 8 指名業者名を事前公表している理由



(注) は「職員が不正行為に巻き込まれないようにするためにはやむを得ないため」、 は「指名業者を事前に公表すれば、事後公表に比べて入札・契約手続の透明性を確保できることが期待されるため」、 は「その他」

指名業者名を事後公表している団体に、今後の取扱いについて尋ねたところ、ほとんどすべての団体で「引き続き、事後公表を続ける予定である」と回答している。

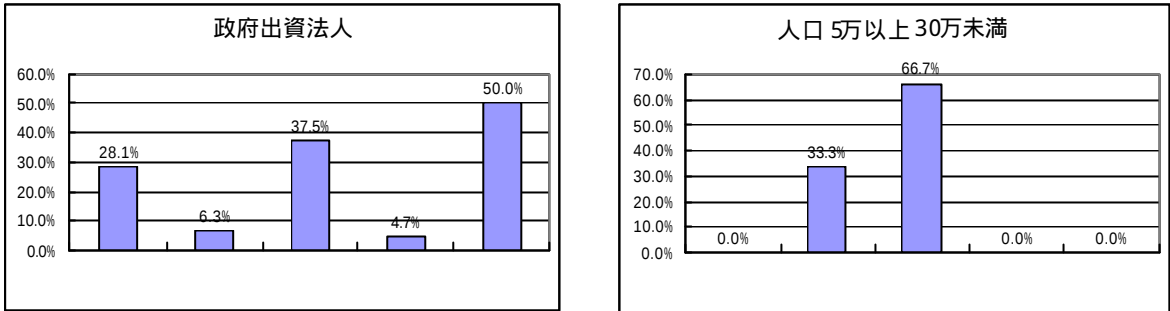
図表 4 - 9 今後の指名業者名の事後公表の取扱い



(注) は「引き続き、事後公表を続ける予定である」、 は「現在、検討中である」、 は「事後公表をやめて事前公表に変更する予定である」、 は「公表を取りやめる予定である」

指名業者名を公表していない団体に、公表していない理由について尋ねたところ、「事業者から、特段の要望がないため」、「談合防止のため」との回答が多くなっている。

図表 4 - 1 0 指名業者名を公表していない理由



(注) は「事業者から特段の要望がないため」, は「指名業者の公表に伴う事務量が増えるため」, は「談合防止のため」, は「内部規定で公表しないことになっているため」, は「その他」

5 発注者が入札談合に対して課す措置の状況について

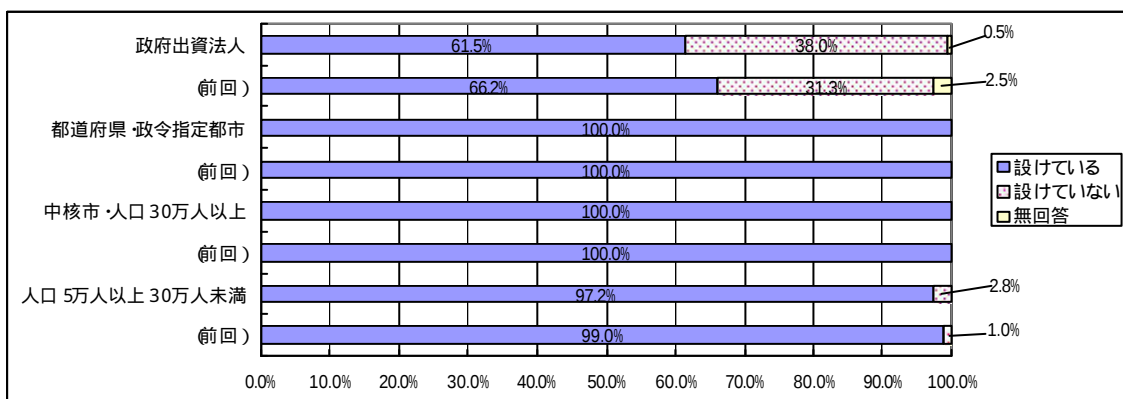
(1) 指名停止措置等について

< ポイント >

- 指名停止措置は、地方公共団体のほとんどが設定。政府出資法人では6割が設定している。
- 課徴金減免制度の導入に伴い指名停止措置の期間を軽減する規定を「設けている」及び「今後設ける予定である」とした団体は、都道府県等では9割近く、中核市等、小規模市では半数弱。政府出資法人では半数強。
- 指名停止の実施時期は、中央公契連の要領に準拠し、排除措置命令等が行われた段階で実施すると改正したところが、都道府県等ではほとんどすべてとなっており、中核市等では約3分の2、小規模市では約半数。政府出資法人では、排除措置命令等が行われた段階で実施しているところが6割強となっている。
- 指名停止措置とは別途の指名回避の措置は、「行っている」とした団体が都道府県等では昨年の約1割から約3%に、中核市等では約4割から約2割に、小規模市では約半数から約2割に、政府出資法人でも約4割から約1割に減少。

発注機関が独占禁止法違反行為を行った者に対する指名停止措置を設けているかについて尋ねたところ、地方公共団体ではほとんどすべての団体で「設けている」と回答しており、政府出資法人でも62%（126法人）で「設けている」と回答している。

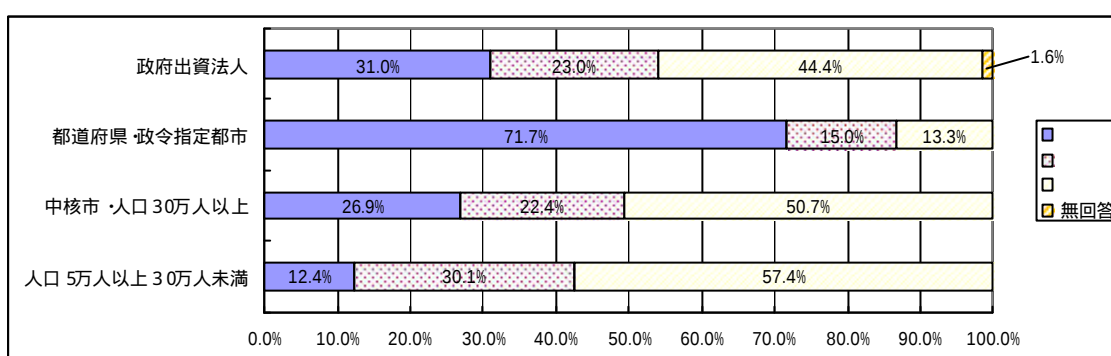
図表5 - 1 指名停止措置の設定状況



課徴金減免制度の導入に伴い、公正取引委員会が課徴金減免制度対象事業者を公表した場合に当該事業者に対する指名停止措置の期間を短縮する規定を設

けているかについて尋ねたところ，都道府県等では「設けている」とした団体が72%(43団体)，「今後設ける予定である」とした団体が15%(9団体)，中核市等では「設けている」とした団体が27%(18団体)，「今後設ける予定である」とした団体が22%(15団体)，小規模市では「設けている」とした団体が12%(26団体)，「今後設ける予定である」とした団体が30%(63団体)となっている。また，政府出資法人では「設けている」とした法人が31%(39法人)，「今後設ける予定である」とした法人が23%(29法人)となっている。

図表5 - 2 指名停止期間の短縮規定の設定状況

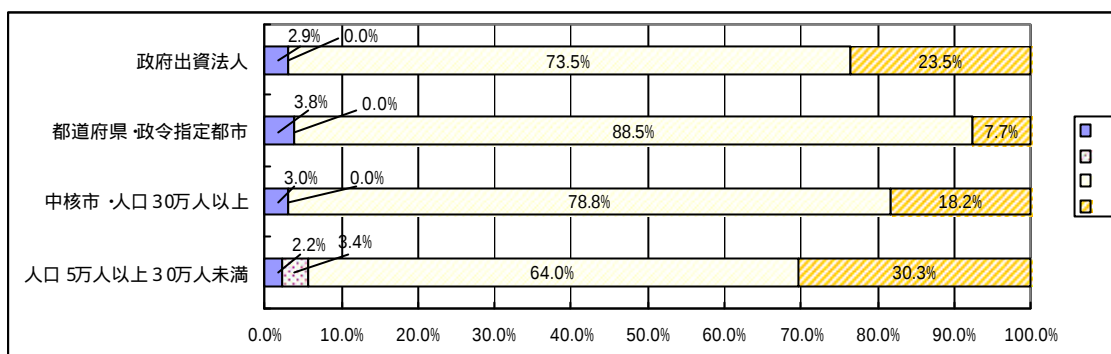


(注) は「設けている」， は「現在は設けていないが，今後，設ける予定である」， は「設ける予定はない」

指名停止措置の期間を短縮する規定を「設けている」と回答した団体に，短縮する指名停止期間に関する規定の具体的内容について尋ねたところ，都道府県等では89%(46団体)，中核市等では79%(26団体)，小規模市では64%(57団体)が，「当該事業者に適用される課徴金減免率に関係なく，通常想定される期間の2分の1に短縮している(中央公契連モデル)」と回答している。

また，政府出資法人では74%(50法人)が，「当該事業者に適用される課徴金減免率に関係なく，通常想定される期間の2分の1に短縮している(中央公契連モデル)」と回答している。

図表 5 - 3 指名停止期間の短縮規定の内容



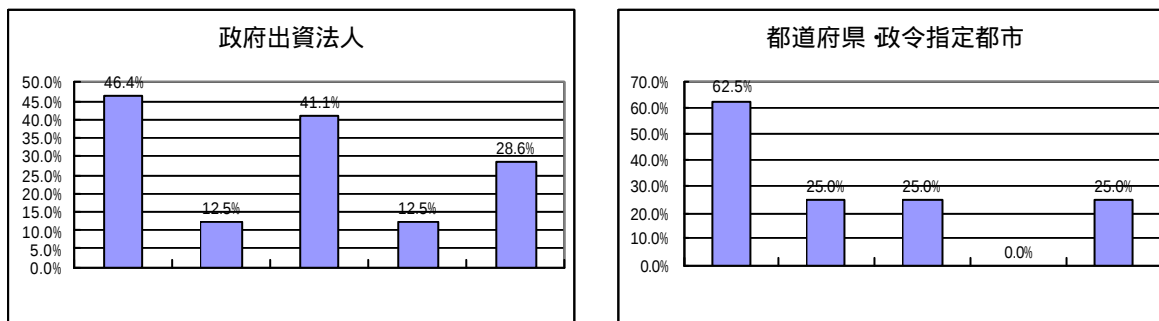
(注) は「通常想定される期間に当該事業者に応用される課徴金減免率を乗じた期間を減免している」, は「課徴金を免除された事業者等について,指名停止を免除している(を除く。)」, は「当該事業者に応用される課徴金減免率に関係なく,通常想定される期間の2分の1に短縮している」, は「その他」

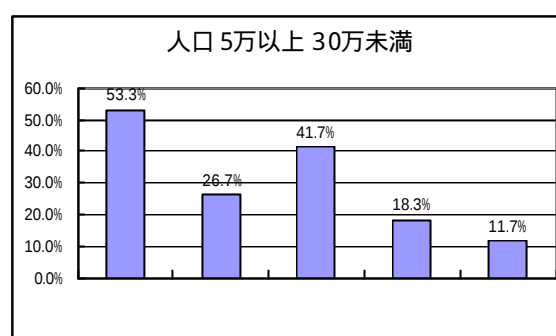
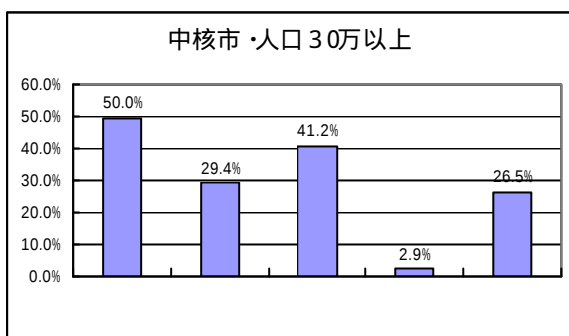
他方,指名停止措置の期間を短縮する規定を「設けていない」と回答した団体に,その理由について尋ねたところ,都道府県等では63%(5団体),中核市等では50%(17団体),小規模市では53%(64団体)が,「いかなる理由があれ,違法行為を行った事業者に対しては,制裁が必要であるため」と回答している。

また,政府出資法人では46%(26法人)が,「いかなる理由があれ,違法行為を行った事業者に対しては,制裁が必要であるため」と回答している。

また,「課徴金減免の対象業者等の情報を入手することが困難なため」との回答が,中核市等,小規模市及び政府出資法人の約4割となっている。地方公共団体については,「独占禁止法に違反した事業者を処分しないと住民等の理解が得られないため」との回答も約3割となっている。

図表 5 - 4 指名停止期間を短縮する規定を設けていない理由





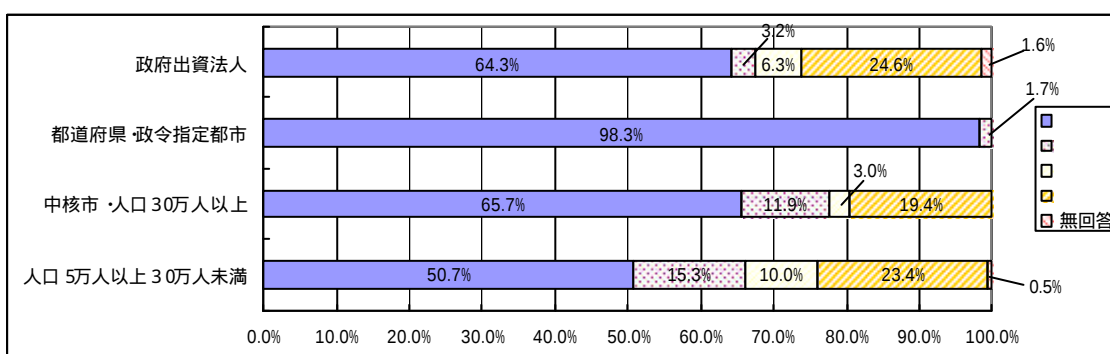
(注) は「いかなる理由があれ、違法行為を行った事業者に対しては、制裁が必要であるため」、 は「独占禁止法に違反した事業者を処分しないと住民等の理解が得られないため」、 は「課徴金減免の対象業者等の情報を入手するのが困難なため」、 は「課徴金減免制度の仕組みをよく知らないため」、 は「その他」

平成18年1月4日から施行されている改正独占禁止法では、勧告制度が廃止され、排除措置命令制度に移行されたが、これを受けて独占禁止法違反行為を行った者に対する指名停止措置の時期についてどのように変更したかを尋ねたところ、都道府県等では98%(59団体)、中核市等では66%(44団体)、小規模市では51%(106団体)が、「排除措置命令または課徴金納付命令が行われた段階で実施(中央公契連モデル)」と回答している。

また、政府出資法人では64%(81法人)が、「排除措置命令または課徴金納付命令が行われた段階で実施(中央公契連モデル)」と回答している。

他方、中核市等では12%(8団体)及び小規模市では15%(32団体)が、「排除措置命令等について審判で争われ、審決が出された段階で実施」と回答している。

図表5-5 指名停止措置の実施時期



(注) は「排除措置命令又は課徴金納付命令が行われた段階で実施」、 は「排除措置命令等について審判で争われ、審決が出された段階で実施」、 は「審決について裁判で争われ、判決が確定した段階で実施」、 は「その他」

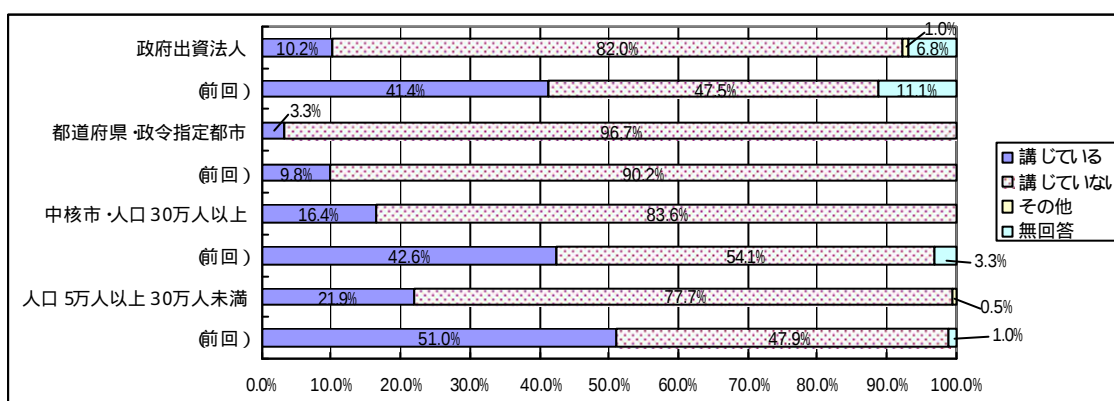
事業者が独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会から立入検査を受けた等の報道があった場合、独占禁止法違反行為の有無が明らかになるまで指名を回避する等の措置を講じているかについて尋ねたところ、都道府県等では97%(58団体)、中核市等では84%(56団体)、小規模市では78%(16団体)が、「講じていない」と回答している。

また、政府出資法人では82%(168法人)が、「講じていない」と回答している。

他方、「講じている」と回答している団体が、中核市等では16%(11団体)、小規模市では22%(47団体)となっている。

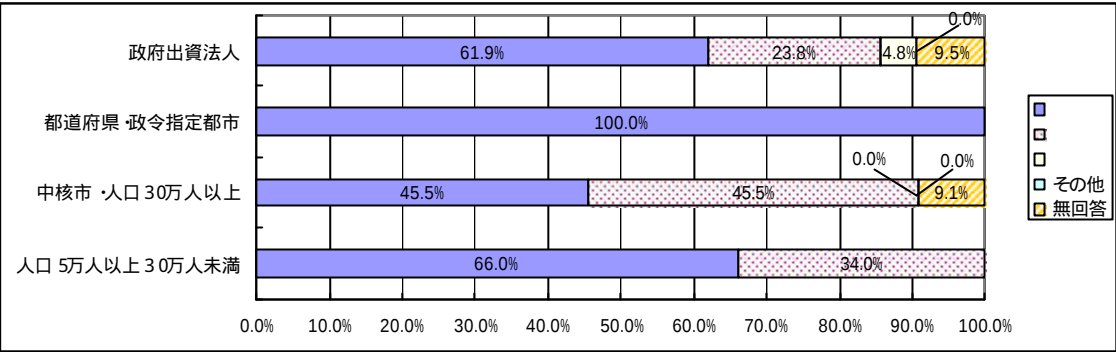
なお、昨年の調査結果に比べると、政府出資法人、地方公共団体ともに、「講じている」と回答している団体が大きく減少しており、都道府県等は、ほとんどすべての団体が「講じていない」と回答している。

図表5-6 指名を回避する措置の実施状況



この指名回避の今後の取扱いについて尋ねたところ、「引き続き、指名を回避する等の措置を続ける予定である」とした団体が、中核市等では46%(5団体)、政府出資法人では62%(13法人)、小規模市では66%(31団体)となっている。

図表 5 - 7 今後の指名回避措置の取扱い



(注) は「引き続き、指名を回避する等の措置を続ける予定である」、 は「現在、検討中である」、 は「指名を回避する等の措置をやめる予定である」

(2) 違約金特約条項について

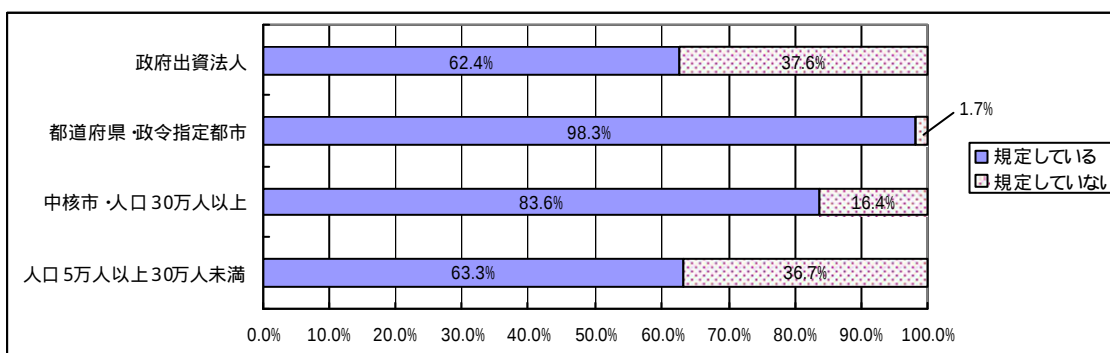
<ポイント>

- 違約金特約条項を規定している団体は，都道府県等はほとんどすべてとなっており，中核市等では約 8 割，小規模市では約 6 割。政府出資法人も約 6 割で規定している。
- 違約金を加重する規定を設けているのは，都道府県等では 1 割弱，中核市等・小規模市では 2 % 弱で，政府出資法人では約 2 割強。
- 課徴金減免制度の導入に伴い違約金を減免する規定を「設けている」ないし「今後設ける予定」としたところは，地方公共団体では，都道府県等・中核市等・小規模市のいずれも約 1 割，政府出資法人では約 2 割となっている。
- 入札談合を行った事業者に対して損害賠償を行った事例がある団体は，都道府県等では半数弱となったが，中核市等では 1 割強，小規模市では約 2 % で，政府出資法人も約 5 %。

入札談合を行った事業者に対する損害賠償ないし違約金の額をあらかじめ契約書に規定する，という動きに関して，このような違約金特約条項を契約書に規定しているかについて尋ねたところ，「規定している」と回答した団体が，都道府県等では 9 8 %（5 9 団体），中核市等では 8 4 %（5 6 団体），小規模市では 6 3 %（1 3 6 団体）となっている。

また，政府出資法人では 6 2 %（1 2 8 法人）が，「規定している」と回答している。

図表 5 - 8 違約金特約条項の規定の有無

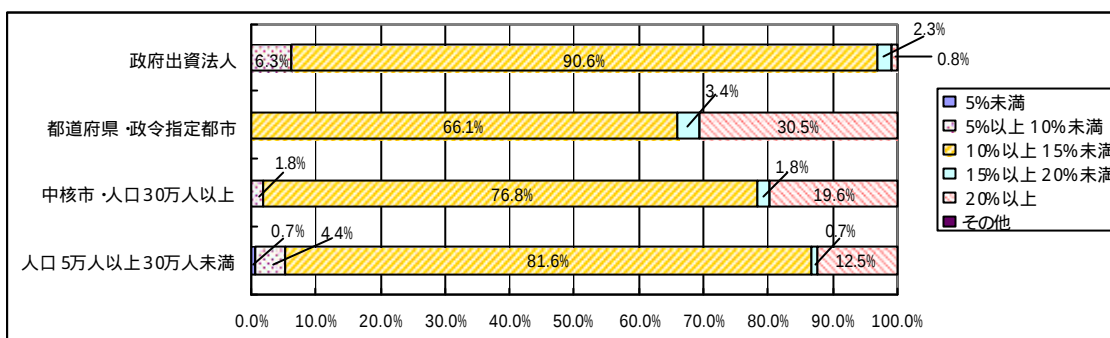


違約金特約条項を設けているとした団体に，標準的な違約金の率について尋ねたところ，「1 0 % 以上 1 5 % 未満」と回答したところが，都道府県等では 6 6 %（3 9 団体），中核市等では 7 7 %（4 3 団体），小規模市では 8 2 %（1 1 1 団体）となっている。

また、政府出資法人では91%（116法人）が、「10%以上15%未満」と回答している。

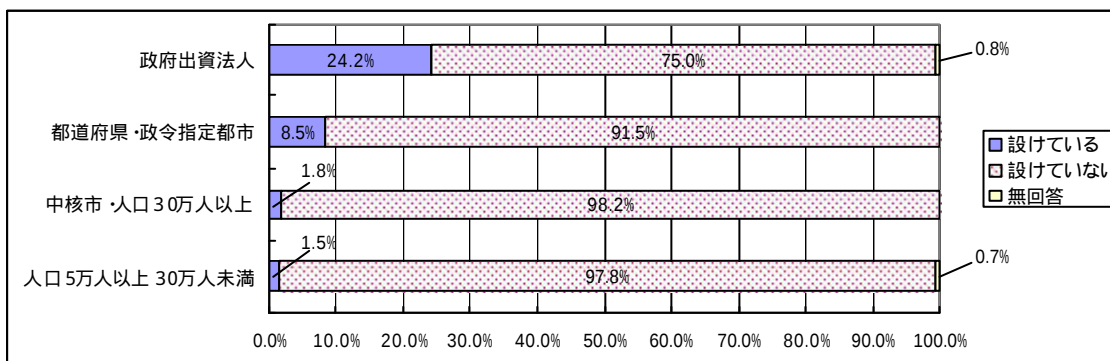
他方、「20%以上」と回答した団体も、都道府県等では31%（18団体）、中核市等では20%（11団体）、小規模市では13%（17団体）となっている。

図表5-9 標準的な違約金の率



さらに、繰り返し違反行為を行っている、悪質性が際立っている等の場合に違約金を加重する規定を設けているかについて尋ねたところ、都道府県等では9%（5団体）、中核市等では2%（1団体）、小規模市では2%（2団体）で「設けている」と回答しており、政府出資法人では、24%（31法人）で「設けている」と回答している。

図表5-10 違約金を加重する規定の有無

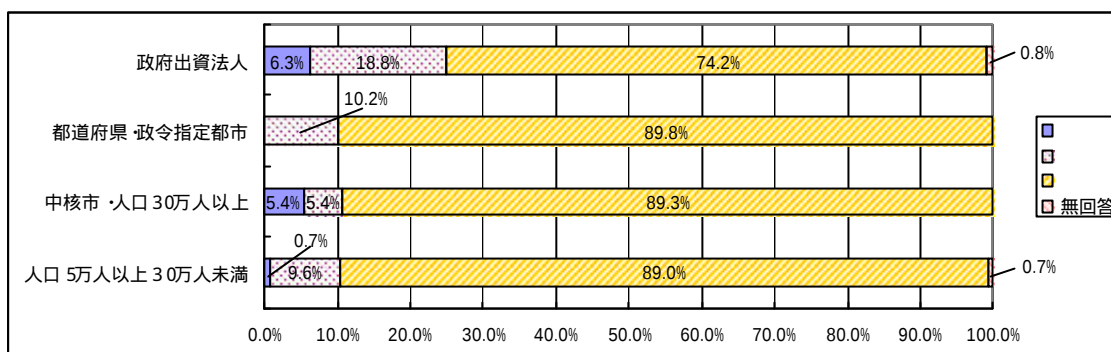


公正取引委員会が課徴金減免制度の適用対象者を公表した場合に、当該事業者に対する違約金を減免する規定を設けているかについて尋ねたところ、都道府県等では、「設けている」と回答した団体はなく、「今後、設ける予定である」と回答した団体が10%（6団体）あった。中核市等では、「設けている」と回答した団体が5%（3団体）、「今後、設ける予定である」と回答した団体が5%

(3団体)あった。小規模市では、「設けている」と回答した団体が1%(1団体),「今後,設ける予定である」と回答した団体が10%(13団体)あった。

また,政府出資法人では、「設けている」と回答した法人が6%(8法人),「今後,設ける予定である」と回答した法人が19%(24法人)あった。

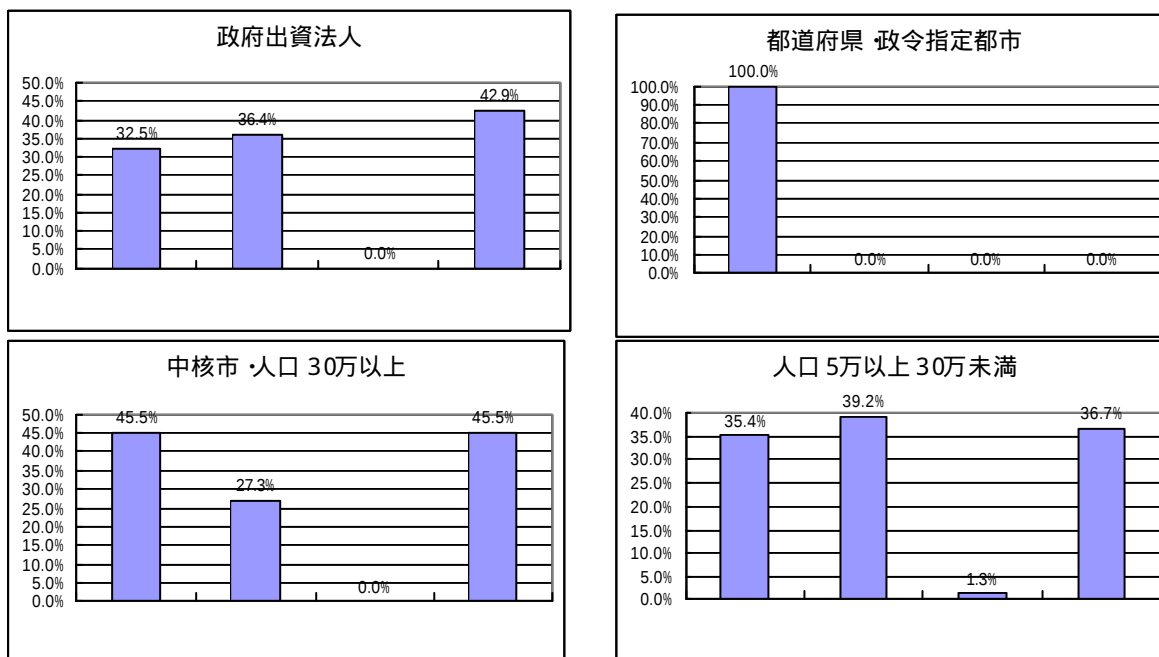
図表5-11 違約金を減免する規定の有無



(注) は「設けている」, は「現在は設けていないが, 今後, 設ける予定である」, は「設ける予定はない」

違約金特約条項を設けていない団体に, その理由について尋ねたところ, 「損害を受けた場合は, 損害賠償請求で対応すべきであり, 違約金特約条項を設けるのは適当ではないため」, 「違約金の額をあらかじめ算定するのが困難であるため」との回答が多くなっている。

図表5-12 違約金特約条項を規定していない理由

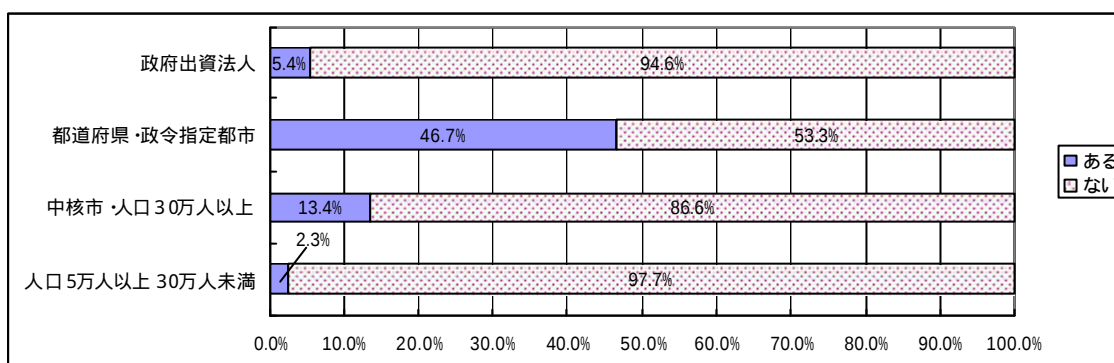


(注) は「損害を受けた場合は、損害賠償請求で対応すべきであり、違約金特約条項を設けるのは適当ではないため」、 は「違約金の額をあらかじめ算定するのが困難であるため」、 は「事業者にとって過大な負担と思われるため」、 は「その他」

(3) 損害賠償請求について

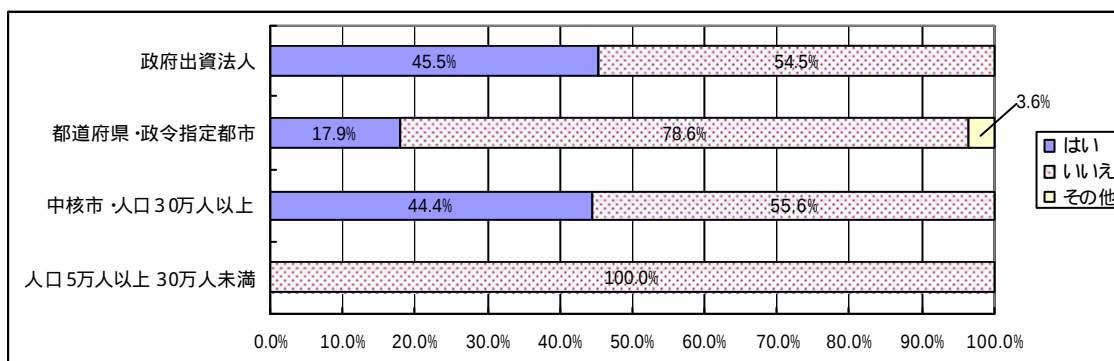
発注機関が、入札談合を行った事業者に対して、自ら損害賠償請求を行った事例があるかについて尋ねたところ、「ある」と回答した団体は、都道府県等で47%(28団体)、中核市等で13%(9団体)、小規模市で2%(5団体)となっている。また、政府出資法人で「ある」と回答した法人は5%(11法人)となっている。

図表5-13 損害賠償請求の実施の有無



損害賠償請求を行ったことのある団体に、損害賠償請求が違約金特約条項に基づくものかどうかについて尋ねたところ、違約金特約条項に基づくものであるとした団体は、都道府県等では18%(5団体)、中核市等では44%(4団体)、政府出資法人では46%(5法人)となっている。

図表5-14 違約金特約条項による損害賠償請求の実施の有無



6 低価格入札に対する対応について

<ポイント>

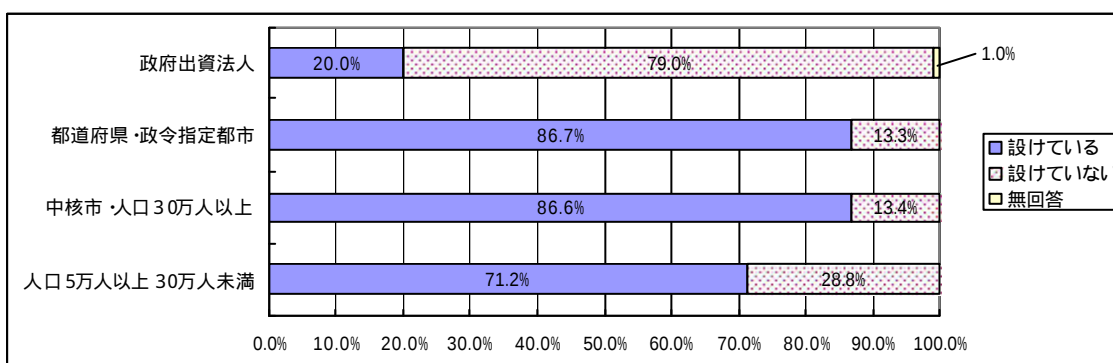
- 最低制限価格制度を設けている団体は、都道府県等、中核市等では9割弱、小規模市で約7割。政府出資法人で設けているのは約2割。
- 最低制限価格について、「入札の前に公表している」又は「公表していないが、予定価格を公表しているので、類推が可能であると考えられる」とした団体は、都道府県等で約2割強、それ以外の地方公共団体で4割前後。政府出資法人では入札前に公表しているとした法人はなく、予定価格を公表しているため類推可能とした法人が約5%。
- 最低制限価格が事前に事業者側に明らかになった場合、入札価格が最低制限価格付近に集中する問題が生じているとした団体は都道府県等の約8割、中核市等、小規模市では4割程度。
- 低入札価格調査制度を設けている団体は、都道府県等ではすべて、中核市等では半数強、小規模市では半数弱。政府出資法人で設けているのは約7割。

(1) 最低制限価格制度について

最低制限価格制度を設けているかについて尋ねたところ、都道府県等では87%（52団体）、中核市等では87%（58団体）、小規模市では71%（153団体）が「設けている」と回答している。

政府出資法人では、「設けている」としている法人は20%（41法人）で、79%（162法人）の法人が「設けていない」と回答している。

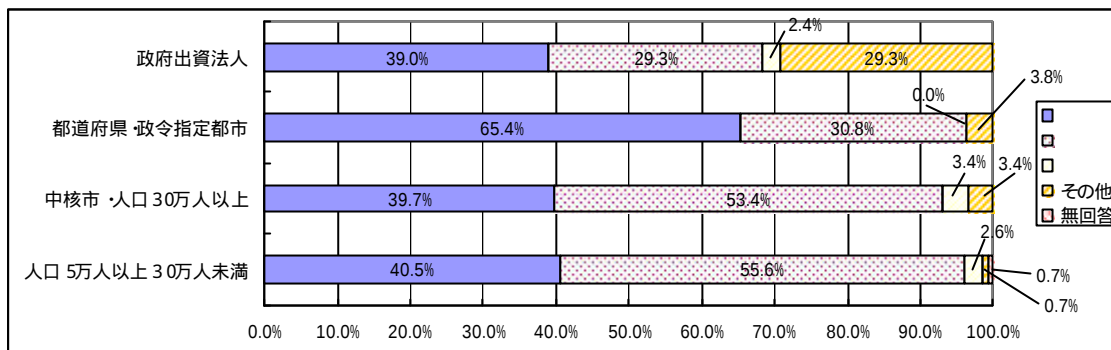
図表6-1 最低制限価格制度の設定状況



最低制限価格の決定方式について尋ねたところ、都道府県等では、65%（34団体）が「予定価格算出の基礎となった直接工事費等の額に一定率を乗じて算出(中央公契連モデル方式)」と回答しているのに対して、中核市等では53%（31団体）、小規模市では56%（85団体）が「予定価格または設計価格に

一定率を乗じて算出（ に該当しないもの）」と回答している。

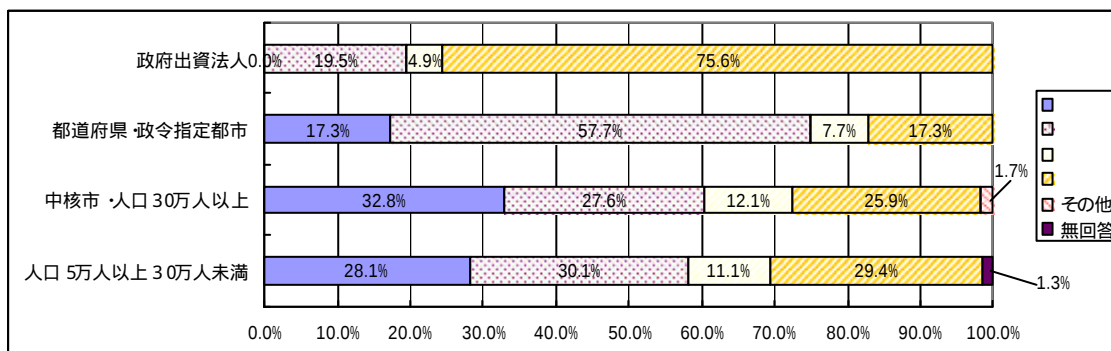
図表 6 - 2 最低制限価格の算出方法



（注） は「予定価格算出の基礎となった直接工事費等の額に一定率を乗じて算出（中央公契連モデル方式）」、 は「予定価格又は設計価格に一定率を乗じて算出（ に該当しないもの）」、 は「入札参加者の入札額の水準により決定（例：最も安い価格から3番目に安い価格までの平均額）」

最低制限価格を公表しているかについて尋ねたところ、都道府県等では58%（30団体）で「入札の後に公表している」と回答している。中核市等及び小規模市では、「入札の前に公表している」、「入札の後に公表している」、「公表していない」がいずれも約3割となっている。政府出資法人で「入札の前に公表している」としているところはなく、「入札の後に公表している」が2割弱、約4分の3は「公表していない」としている。

図表 6 - 3 最低制限価格の公表状況

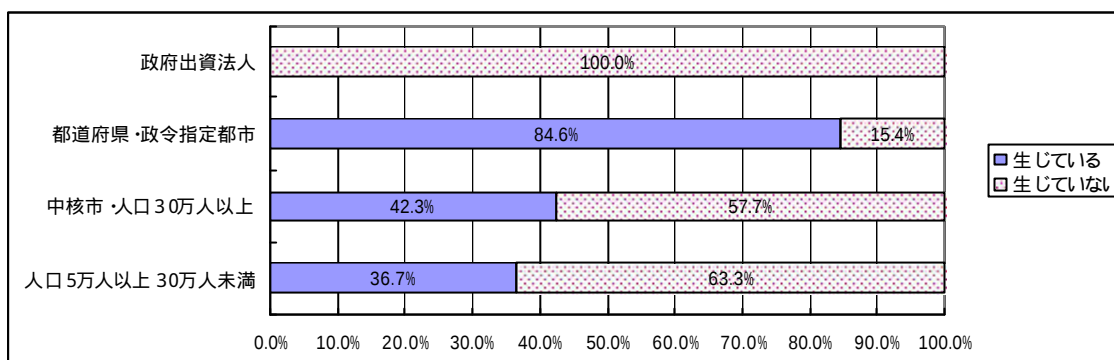


（注） は「入札の前に公表している」、 は「入札の後に公表している」、 は「公表はしていないが、予定価格を公表しているので、類推が可能であると考えられる」、 は「公表していない」

事前に最低制限価格が明らかになることで入札価格が最低制限価格付近に集

中するという問題が発生しているのではないか、という問題に対する認識について尋ねたところ、都道府県等では、85%（11団体）が「生じている」と回答しているのに対して、中核市等では58%（15団体）、小規模市では、63%（38団体）が、「生じていない」と回答している。

図表6-4 入札価格が最低制限価格付近に集中する問題

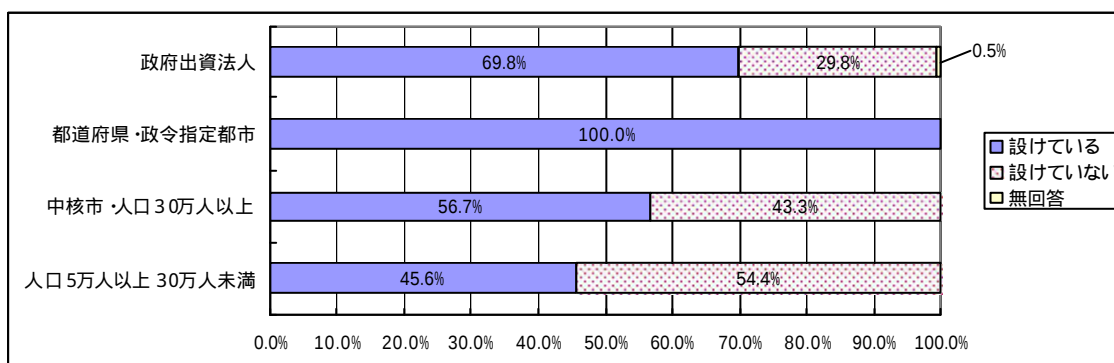


(2) 低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度を設けているかについて尋ねたところ、都道府県等ではすべての団体で「設けている」と回答しており、中核市等では57%（38団体）、小規模市では46%（98団体）が「設けている」と回答している。

また、政府出資法人では70%（143法人）が「設けている」と回答している。

図表6-5 低入札価格調査制度の設定状況

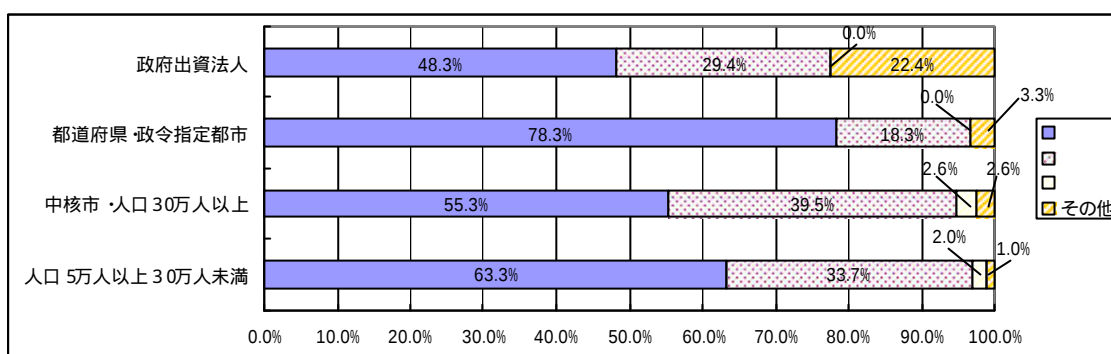


低入札価格調査基準価格をどのように決定しているかについて尋ねたところ、都道府県等では78%（47団体）、中核市等では55%（21団体）、小規模市では63%（62団体）が、「予定価格算出の基礎となった直接工事費等の額に一定率を乗じて算出（中央公契連モデル方式）」と回答している。「予定価格または設計価格に一定率を乗じて算出」とした団体は、都道府県等では18%

(1 1 団体), 中核市等では 4 0 % (1 5 団体), 小規模市では 3 3 % (3 3 団体) となっている。

政府出資法人については, 4 8 % (6 9 法人) が「予定価格算出の基礎となった直接工事費等の額に一定率を乗じて算出 (中央公契連モデル方式) 」と回答し, 2 9 % (4 2 法人) が「予定価格または設計価格に一定率を乗じて算出」と回答している。

図表 6 - 6 低入札価格調査基準価格の算出方法



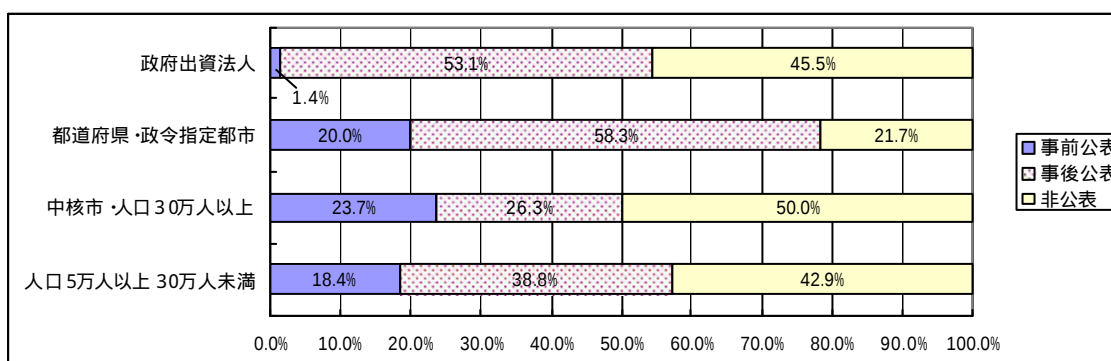
(注) は「予定価格算出の基礎となった直接工事費等の額に一定率を乗じて算出 (中央公契連モデル方式) 」, は「予定価格又は設計価格に一定率を乗じて算出 (に該当しないもの) 」, は「入札参加者の入札額の水準により決定 (例: 最も安い価格から 3 番目に安い価格までの平均額) 」

低入札価格調査基準価格を公表しているかについて尋ねたところ, 都道府県等では 5 8 % (3 5 団体) が「入札の後に公表している」と回答している。

他方, 中核市等では 5 0 % (1 9 団体), 小規模市では 4 3 % (4 2 団体) が, 「公表していない」と回答している。

また, 政府出資法人では 4 6 % (6 5 法人) が「公表していない」と回答している。

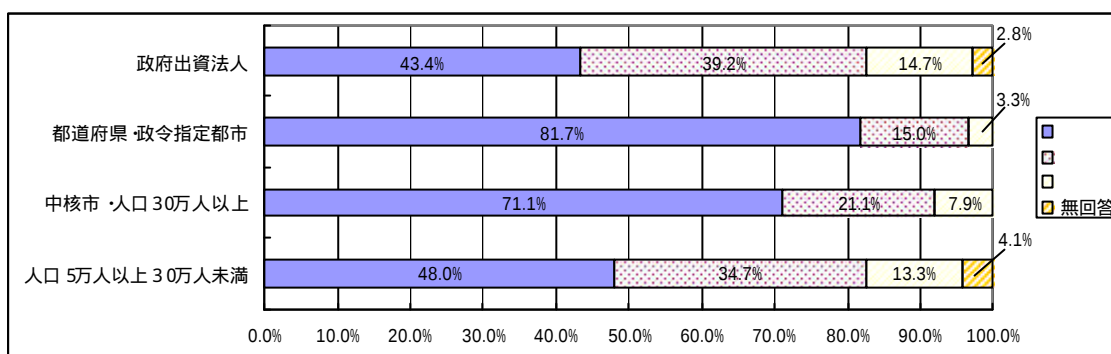
図表 6 - 7 低入札価格調査基準価格の公表状況



低入札価格調査基準を作成・公表しているかについて尋ねたところ、「作成・公表している」と回答した団体は、都道府県等では82%（49団体）、中核市等では71%（27団体）、小規模市では48%（47団体）となっているが、政府出資法人では43%（62法人）となっている。

「作成はしているが、公表はしていない」とした団体は、都道府県等では15%（9団体）、中核市等では21%（8団体）となっているが、小規模市では35%（34団体）、政府出資法人では39%（56法人）となっている。

図表 6 - 8 低入札価格調査基準の作成・公表状況



（注） は「作成・公表している」、 は「作成はしているが、公表はしていない」、 は「作成していない」

7 入札談合の防止について

<ポイント>

- 入札談合を防止するために必要な措置としては、都道府県等は、「事業者における企業コンプライアンスの向上」を挙げるところが多く、次いで「入札制度の更なる改革」、「独占禁止法・刑法による事業者に対する入札談合に対して課す措置の更なる強化」が多い。中核市等及び小規模市においても、この3つを挙げるところが多い。

政府出資法人では、「事業者における企業コンプライアンスの向上」、「独占禁止法・刑法による事業者に対する入札談合に対して課す措置の更なる強化」のほか「社会全体の法令遵守意識の向上」を挙げるところも多い。

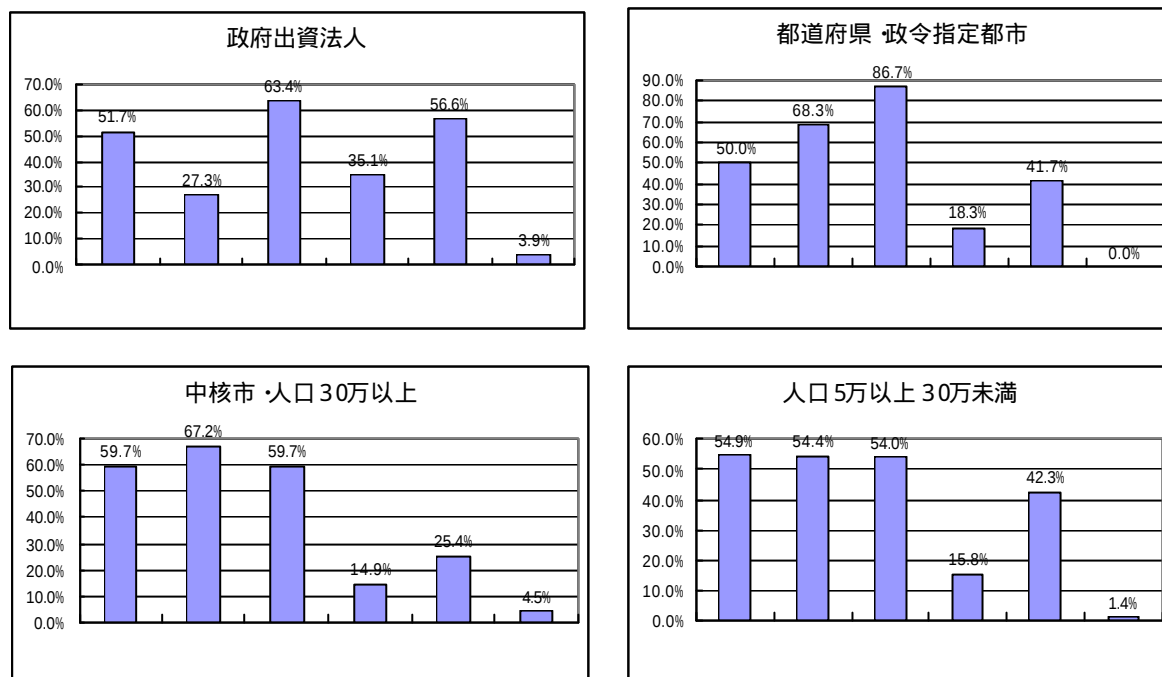
- 入札制度改革を行う上で必要な取組については、都道府県等は、「一般競争入札の拡大」、「品質確保法への対応等品質確保のための施策の更なる徹底」を挙げるところが多く、中核市等、小規模市においても、この2つを挙げるところが多い。

政府出資法人においても「一般競争入札の拡大」を挙げるところが多く、次いで「入札談合に対して課す措置の強化」を挙げるところが多い。

発注機関として、入札談合を防止するために今後どのような措置が必要と認識しているかについて尋ねたところ、都道府県等は、「事業者における企業コンプライアンスの向上」を挙げるところが多く、次いで、「入札制度の更なる改革」、「独占禁止法・刑法による事業者に対する入札談合に対して課す措置の更なる強化」を挙げるところが多い。中核市等及び小規模市においても、この3つを挙げるところが多い。

政府出資法人では、「事業者における企業コンプライアンスの向上」、「社会全体の法令遵守意識の向上」、「独占禁止法・刑法による事業者に対する入札談合に対して課す措置の更なる強化」のほか、「社会全体の法令遵守意識の向上」を挙げる回答も多くみられた。

図表 7 - 1 入札談合防止のために必要な措置

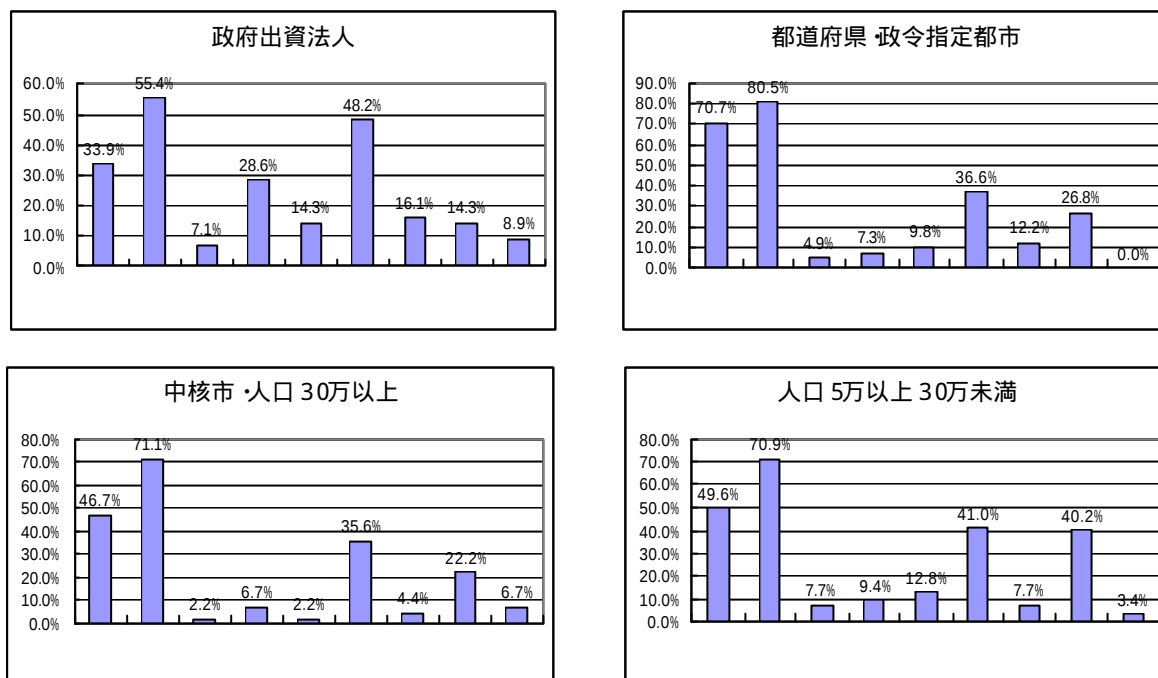


(注) は「独占禁止法・刑法による事業者に対する入札談合に対して課す措置の更なる強化」, は「入札制度の更なる改革」, は「事業者における企業コンプライアンスの向上」, は「発注機関におけるコンプライアンスの向上」, は「社会全体の法令遵守意識の向上」, は「その他」

「入札制度の更なる改革」が必要であると回答した団体に、どのような改革が必要であると認識しているかについて尋ねたところ、地方公共団体、政府出資法人ともに、「一般競争入札の拡大」、「品質確保法への対応等品質確保のための施策の更なる徹底」、「違反企業への損害賠償請求の徹底等」の入札談合に対して課す措置の強化」との回答が多くみられた。

これらのほかに、都道府県等及び中核市等では2割強が、小規模市では約40%が「地元・中小企業対策への競争性の導入」を挙げている。また、政府出資法人では3割程度が「債務負担行為など複数年契約手続きなどの会計制度の改革」を挙げている。

図表 7 - 2 入札制度改革を行う上で必要な取組



(注) は「品質確保法への対応等品質確保のための施策の更なる徹底」, は「一般競争入札の拡大」, は「予定価格の上限拘束性の緩和などの予定価格制度の改革」, は「債務負担行為など複数年契約手続きなどの会計制度の改革(以外のもの)」, は「中小の発注機関への支援の拡充」, は「違反企業への損害賠償請求の徹底等の入札談合に対して課す措置の強化」, は「調査・計画・設計段階における建設業者の役割の適正化(事前協力の排除など)」, は「地元・中小企業対策への競争性の導入」, は「その他」

8 職員のコンプライアンスの向上について

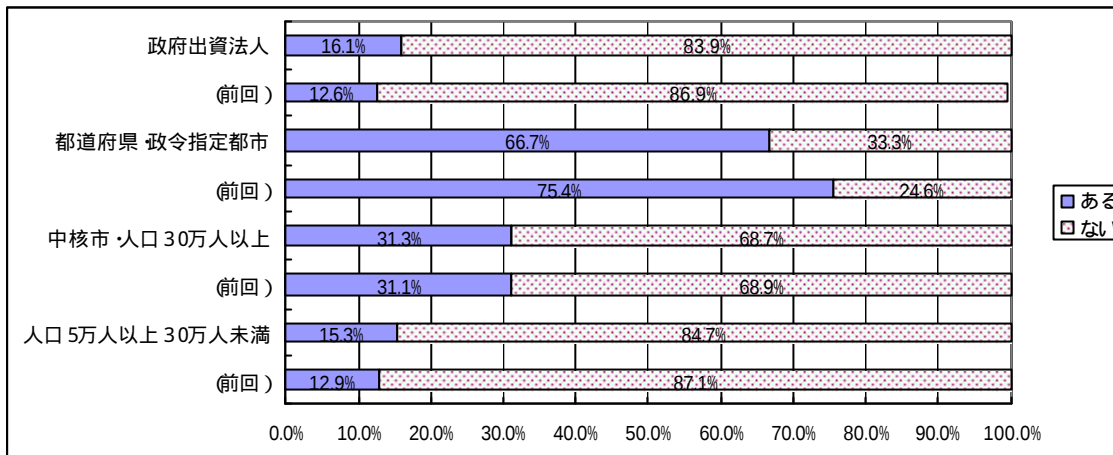
<ポイント>

- 入札談合を防止するための研修を実施している団体は、都道府県等では、昨年は約4分の3が「実施している」と回答しているが、今回は約3分の2で、昨年と比べて約10ポイント減少。中核市等は約3割、小規模市では1割強で、いずれも昨年と比べて微増。政府出資法人では約16%で、昨年と比べて微増となっている。
- 入札談合等関与行為に関する周知を実施している団体は、都道府県等では、昨年は約4分の3が「実施している」と回答しているが、今回は約3分の2で、昨年と比べて約10ポイント減少。中核市等は5割強、小規模市は5割弱でいずれも昨年より若干減少。政府出資法人では約6割で昨年より若干増加している。
- 職員の法令遵守のための服務規程やコンプライアンス・マニュアルを策定している団体は、都道府県等は約6割で、昨年より約10ポイント増加している。中核市等は約半数で昨年より若干増加、小規模市は約4割で、いずれも昨年に比して微増。政府出資法人では約85%で、昨年より約5ポイント増加している。
- 職員が事業者・OB等から働きかけを受けた場合の文書化報告義務等の取組をしている団体は、都道府県等で約3割、中核市等で約2割、小規模市で約1割で、政府出資法人でも約1割。いずれも昨年から微増。

過去3年間に、職員に対して入札談合及び入札談合等関与行為の防止を目的として、独占禁止法や入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）の内容を周知するための研修等を実施したことがあるかについて尋ねたところ、都道府県等では、前回調査で75%（46団体）が「ある」と回答したのが、67%（40団体）と減少しており、小規模市では、13%（25団体）から15%（33団体）と増加している。中核市等では、31%（21団体）と前回調査とほぼ同じであった。

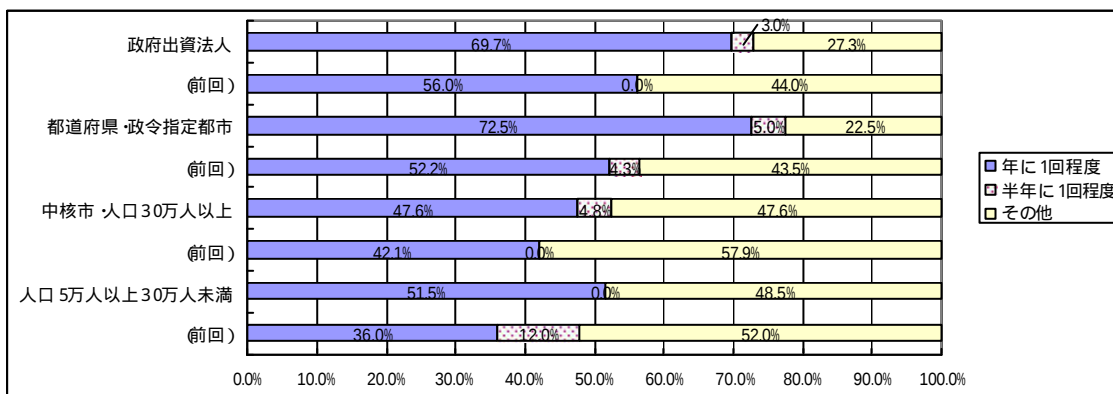
また、政府出資法人では、前回調査で「ある」と回答した法人が13%（25法人）であったのが、今回の調査では16%（33法人）と増加した。

図表 8 - 1 職員に対する研修等の実施の有無



研修を実施している団体に，その開催頻度について尋ねたところ，都道府県等，中核市等及び小規模市では，「年に1回程度」と回答した団体が前回調査と比べて，それぞれ，52%（24団体）から73%（29団体），42%（8団体）から48%（10団体），36%（9団体）から52%（17団体）と増加している。政府出資法人でも，前回調査の56%（14法人）から70%（23法人）と増加している。

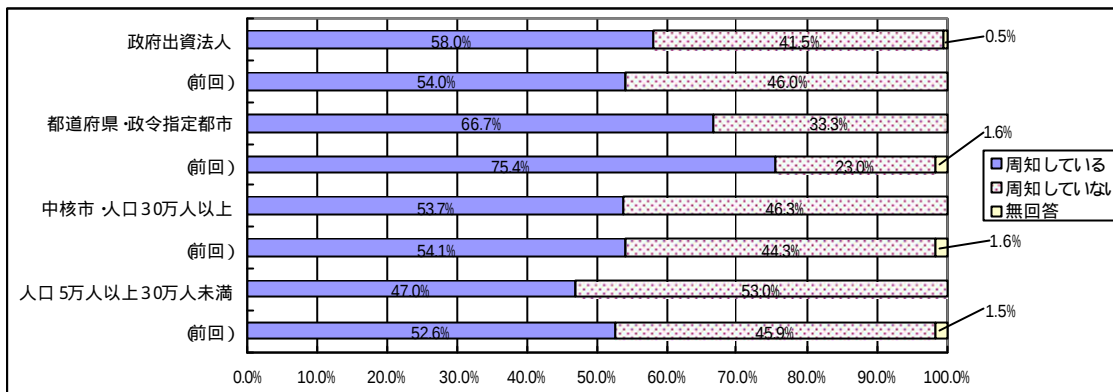
図表 8 - 2 研修を行う頻度



入札談合等関与行為防止法の「入札談合等関与行為」の具体的内容についての周知状況について尋ねたところ，都道府県等及び小規模市では，「周知している」と回答した団体が，前回調査と比べて，それぞれ，75%（46団体）から67%（40団体），53%（102団体）から47%（101団体）と減少しており，中核市等では，54%（36団体）と前回調査とほぼ同じであった。

また、政府出資法人では、前回調査の54%（107法人）から58%（119法人）と増加している。

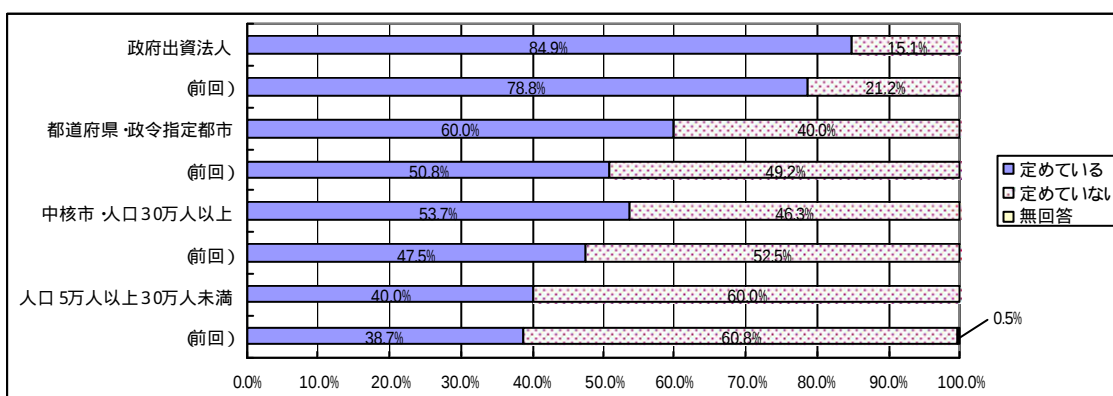
図表8-3 入札談合等関与行為の周知状況



職員の法令遵守について服務規程やコンプライアンス・マニュアル等を作成し、定めているかについて尋ねたところ、都道府県等及び中核市等では、「定めている」と回答した団体が、前回調査と比べて、それぞれ、51%（31団体）から60%（36団体）、48%（29団体）から54%（36団体）と増加した。また、小規模市では、39%（75団体）から40%（86団体）とほぼ同じであった。

また、政府出資法人では、前回調査の79%（156法人）から85%（174法人）と増加した。

図表8-4 法令遵守に関する規定等の有無

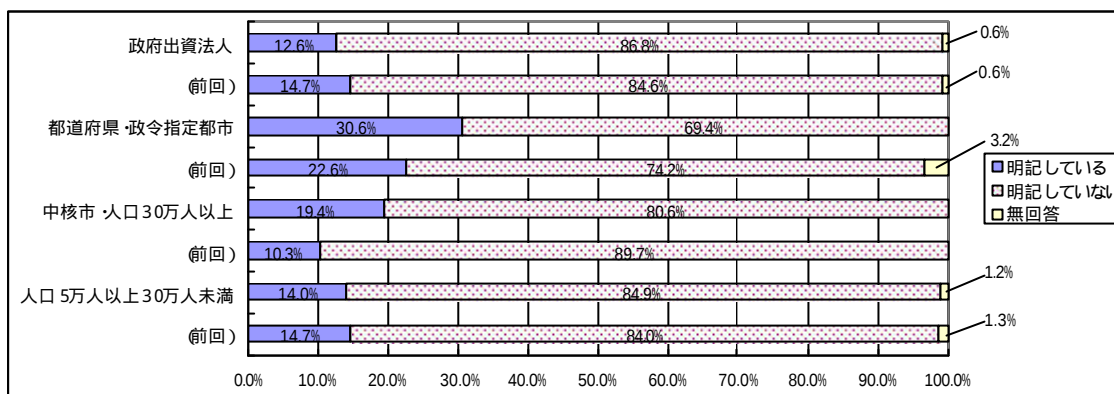


服務規程やコンプライアンス・マニュアルを定めているとした団体に対して、その中で入札談合等関与行為を行わないよう明記しているかについて尋ねたところ、都道府県等及び中核市等では、「明記している」と回答した団体が、前回調査と比べて、それぞれ、23%（7団体）から31%（11団体）、10%（3

団体) から 19 % (7 団体) と増加しており , 小規模市では , 15 % (11 団体) から 14 % (12 団体) とほぼ同じであった。

また , 政府出資法人では , 前回調査の 15 % (23 法人) から 13 % (22 法人) と減少した。

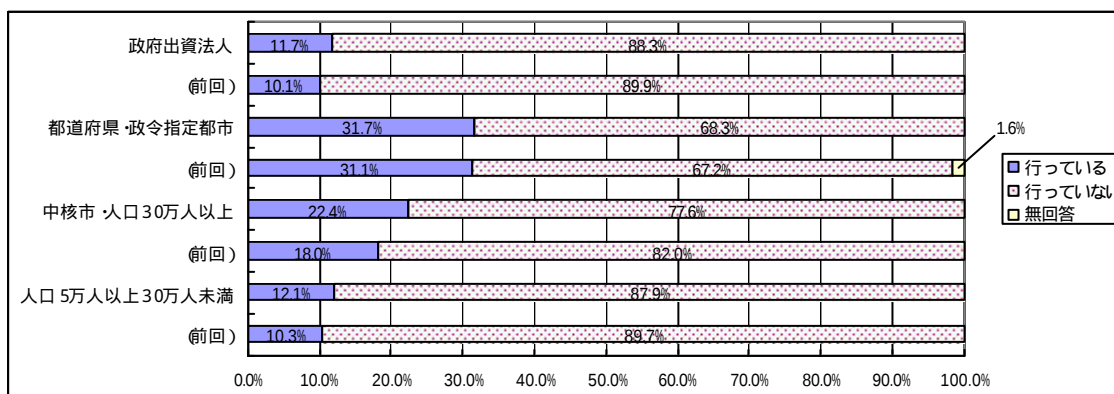
図表 8 - 5 法令遵守についての規定の記載状況



職員が事業者・職員OB等からの働きかけを受けた場合に文書化して報告することを義務付ける等の取組を行っているかについて尋ねたところ , 都道府県等では , 「行っている」と回答した団体が 31 % (19 団体) から 32 % (19 団体) とほぼ同じであった。中核市等及び小規模市では , それぞれ , 18 % (11 団体) から 22 % (15 団体) , 10 % (20 団体) から 12 % (26 団体) と増加している。

また , 政府出資法人では , 前回調査の 10 % (20 法人) から 12 % (24 法人) と増加している。

図表 8 - 6 職員が事業者・職員OBから働きかけを受けた場合の対応



第3 地方公共団体における入札・契約制度に関するヒアリング結果

今回の調査に当たっては、入札・契約制度改革の内容と問題意識等を把握するため、平成17年12月から平成18年1月と平成18年7月から8月の2回にわたり、関東周辺の都道府県や大規模な市区の、10団体（注）を対象としてヒアリング調査を実施した。

以下、ヒアリングを行った地方公共団体における入札制度改革について、全般的な状況を概説するとともに、個々の団体の改革の状況、問題意識等について紹介することとしたい。

（注）ヒアリングした10団体

埼玉県・千葉県・神奈川県・新潟県・栃木県宇都宮市・千葉市・東京都豊島区・横浜市・川崎市・神奈川県横須賀市

1 全般的な状況

（1）入札契約制度改革の実施状況について

ア 入札・契約制度改革の実施状況

多くは、平成13年に入札・契約適正化法が施行されたことを受けて検討に着手し、平成15年度ごろから改革を実施していった状況にある。改革の方向性については、入札・契約適正化法の規定に即した、競争性確保、不正行為排除、適正な施工の確保を柱としている。

なお、先進的な自治体では、入札・契約適正化法施行以前から改革に着手しているところもある。

イ 入札制度の現状

（ア）一般競争入札の拡大とその課題

おおむね一般競争入札の対象を拡大する方向で改革が進められている。この場合、政府調達協定の対象とならないものについては、地元企業対策の関係もあり、基本的に地域要件の付された条件付一般競争入札とされている。

また、公募型指名競争入札が導入されている場合、公募に応じた事業者をすべて指名業者とする、という運用を行うことにより、実質的には一般競争入札と変わらない状況にある。

一般競争入札の課題としては、応札業者を審査するための体制が不十分、不良・不適格業者の排除が困難、公告手続を含む事務処理が煩雑といった点を指摘するところが多かった。

（イ）総合評価方式の運用

総合評価方式については、すべての調査先において、現時点では未だ試行段階にあるとしている。総合評価方式に関する課題としては、価格以外の面に関する評価のノウハウが十分でないとの指摘が見られた。

当面総合評価方式を試行し、評価ノウハウを蓄積していった、将来的には本格実施を目指したい、という方針のところが多い。

また、地方自治法施行規則第12条の4の「学識経験者2人以上の意見を聴かなければならない」との規定が、事務手続上のネックとなっており、これが緩和されることが望ましい、との指摘もあった。

ウ 最低制限価格制度・低入札価格調査制度の運用状況

低価格入札への対応については、予定価格が一定額以上の案件は低入札価格調査制度、それ未満の案件は最低制限価格制度といった使い分けをしているところが多い。

低入札価格調査制度に関しては、調査は行うものの、事業者側に積算ミスがあった等の明らかな不手際があった場合を除けば、基本的にはそのまま契約締結に至ることが多い。

こういったこともあり、低入札価格調査を行った後、契約締結後も重点的な監督を行うことによって、ダンピングによる粗雑工事を防止する努力をしているところも見られた。

エ 地域振興・中小企業の受注機会拡大のための発注方法

すべての団体において、地域振興の観点から、当該地方公共団体の区域内の業者への発注を優先するため、地域要件を設定している。

特定JV制度については、すべての団体で設けており、大規模で技術的難度の高い案件について、特定JVによる入札を義務付けている。地方公共団体としては、特定JVにより、地元企業の受注機会を確保すると同時に、地元企業への技術移転も企図しておりこのような制度は必要であるとしていた。

また、すべての団体において、ランク制を設けている。このランク制に関し、同一ランクに属する業者数が少ない場合、競争性が低下する上に談合が行われやすいのではないかと、との問題意識に対しては、最上位ランクを含めて、各ランクとも十分な業者数があり、競争性の点では問題ない、と認識しているところが多い。

(2) 入札談合防止のための取組について

ア 予定価格・指名業者名の公表状況

予定価格については、事前公表としているところが多いが、事後公表に移行したところもある。

事前公表としている理由については、職員が不正行為に巻き込まれないようにすることと入札・契約制度の透明性を確保することを挙げるところが多い。

他方、事後公表に移行した団体においては、事前公表の場合、積算能力のない業者が入札に参加してしまう、談合につながりやすいといった問題があることから、事後公表に移行したとしている。これらの団体では、入札・契約を巡る透明

性それ自体は、事後公表でも十分確保できるとの認識を示している。

指名業者名については、談合防止や競争性確保の観点から、事後公表としていくところが多い。

イ 発注者が入札談合に対して課す措置の状況

(ア) 指名停止措置の運用状況

指名停止措置については、多くの団体で中央公契連モデルを参考として指名停止措置要領を策定している。

独占禁止法改正を踏まえた指名停止の時期の変更及び課徴金減免制度適用対象事業者に対する指名停止期間短縮の措置の導入については、おおむね中央公契連モデルに沿った改正を行う方向にある。

なお、公正取引委員会の立入検査があったとの報道をもって、直ちに指名を回避するような運用を行っているところはなかった。

(イ) 違約金特約条項・損害賠償

違約金特約条項については、多くの団体で設けている。違約金率については、おおむね国土交通省と同じ10%と設定しているが、最近になって、15%や20%へ引き上げる等、措置を強化したところもある。

課徴金減免制度が適用された事業者に対して違約金を減免するとの制度を導入しているところはなかった。

なお、違約金特約条項が設けられるようになったのは、国土交通省が同条項を設けることとした平成15年以降であり、いずれの団体においても、実際に違約金特約条項に基づく違約金を請求した例はない。

また、損害賠償についても、入札談合があったことを受けて請求するケースは、極めてまれであった。

ウ 第三者機関の設置

入札における第三者機関の活用に関しては、多くの団体で、入札監視委員会を設置し、不正行為に関する情報が寄せられた場合は入札監視委員会の意見を聴取する、としている。

エ 入札談合等防止に向けた考え方

ヒアリングした団体に対して、入札談合等を防止するための方策についての意見を求めたところ、発注機関側としては、公共調達競争性を高めつつ、入札を巡る透明性を高め、職員の裁量性・恣意性を排除するような入札制度を構築することが重要と認識しているところが多い。

また、事業者側における企業コンプライアンスの向上も重要である、と指摘する団体もあった。

(3) 職員のコンプライアンスの向上

職員が入札談合等に関与する行為の防止に関しては、職員に対する周知・啓発のための独占禁止法、入札談合等関与行為防止法関係の研修を年1回程度実施しているところが多い。

職員の法令遵守意識の向上に関しては、倫理条例・倫理規程は策定しているが、入札談合関係のコンプライアンス・マニュアルについては、策定する必要性は低いと認識しているところが多かった。

2 各団体別のヒアリング結果

○ 埼玉県

<ポイント>

- 通常の指名競争入札については、入札における競争性の向上と、県内企業の受注機会の拡大を図るため、選定基準で定める指名業者数に5者程度追加。
- 総合評価方式については、平成14年度から導入しており、平成18年度は100件の事例での採用を目標。
- 低入札価格調査制度については、WTO案件及び総合評価方式案件が対象となっており、最低制限価格制度については、それ以外のすべての工事に適用。
- 違約金特約条項については、損害賠償の予約として違約金を規定。また、実際の損害額が算定された違約金額を超える場合には、別途損害賠償請求をすることも規定。

1 入札契約制度の現状について

埼玉県では、入札制度の透明性・競争性を高めると同時に、県内企業の技術力の向上と発展を目的として、入札・契約制度の改善に取り組んでいる。

(1) 一般競争入札の拡大とその課題

- ・ 一般競争入札については、設計金額5000万円以上の工事を対象としており、平成17年度においては、金額ベースでは全体の約25%が、件数ベースでは全体の約3,300件に対して50件程度が一般競争入札となっている。
- ・ 一般競争入札を拡大していく上での問題点としては、事務手続が煩雑になるという点がある。一般競争入札では、平均して15社前後の応札があり、提出された全社の資料を精査するのはかなりの事務負担となる。

また、一般競争入札の応札業者を審査するための人員・組織が十分ではないこと、不良・不適格業者の排除が困難であることも、大きな障害となっている。

- ・ 公募型指名競争入札については、一般競争入札と同様に、設計金額5000万円以上の工事を対象としており、工事内容等により選択的に適用している。
- ・ 通常の指名競争入札については、入札における競争性の向上と、県内企業の受注機会の拡大を図るため、選定基準で定める指名業者数に、5者程度追加して指名業者数を拡大している。

(2) 総合評価方式の運用状況

- ・ 総合評価方式については、平成14年度から試行的に導入しており、平成17年度までは計10件の事例でしか採用されていなかったが、平成18年度は100件の事例での採用を目標としている。
- ・ 総合評価方式を拡大していく上で、一番の問題点は地方自治法施行令第16

7条の10の2第4項である。この規定では、総合評価方式を行おうとするとき、総合評価方式で落札者を決定しようとするとき、及び落札者決定基準を定めようとするときの3回学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。また、地方自治法施行規則第12条の4第2項により学識経験者の人数は2人以上とされており、埼玉県においては、大学教授、県職員OB、弁護士等学識経験者5～7人で構成される委員会を設置している。そのため、各委員の日程調整等事務手続が煩雑になり、時間がかかりすぎてしまうため、総合評価方式は使いにくい制度となっている。この点については、他県でも総務省や国土交通省に対して関係法令の改正を要求していると聞いており、埼玉県も同意見である。

また、総合評価方式については、品質確保の観点から導入可能な工事についてはすべて導入するとの方針を国土交通省などは採っているが、総合評価方式の導入による品質確保の成果の検証や、手続の簡素化なども検討したうえで、適切な運用を図るべきと考えている。

(3) 最低制限価格制度・低入札価格調査制度の運用状況

- ・ 最低制限価格制度については、平成16年度より設計金額5000万円未満のすべての工事において試行していたが、平成18年度より法令により除外されているWTO案件及び総合評価方式案件以外のすべての工事に適用範囲を拡大した。
- ・ 最低制限価格は予定価格算出の基礎となった直接工事費等の額に一定率を乗じて算出しているが、その算出方法については非公表としている。ただし、最低制限価格自体は入札後に公表しているため、入札を繰り返していくうちに、算出方法について、大体業者が類推できてしまうおそれがある。
- ・ 低入札価格調査制度についても、WTO案件及び総合評価方式案件の工事を対象として活用している。調査基準価格の算定方法については、公表しており、調査基準価格は入札後に公表している。平成17年度においては、低入札価格調査制度の対象は5000万円以上の工事とされていたが、運用状況としては、23件の工事について低入札価格調査を行い、その内2件について失格とした。
- ・ 低入札価格調査制度は、低入札価格として調査対象とされても、調査の過程で元請と下請の主張に齟齬がなく、その価格で施工が可能であるとの客観的な資料提出があれば認めざるを得ない。捜査権がない県において、それ以上の調査を行うのは困難であるというのが実情である。

(4) 地域振興・中小企業の受注機会拡大のための発注方法

- ・ 地域要件の設定状況については、発注機関ごとに工事内容を勘案して設定しているが、埼玉県では「埼玉県中小企業振興基本条例」を制定しており、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努める責務がある

ため、県内中小企業者で施工可能な工事については県内中小企業者の受注機会の確保に努めている。

- ・ 一方で、入札における競争性の確保に当たっては、地域要件を設定せず広く入札参加者を募ることが必要であり、県内中小企業者の受注機会を確保しながら適正な競争を確保することに苦労している。
- ・ 特定JV制度については、大規模工事であって技術的難易度の高い建設工事について、特定JVで行う発注基準額を要綱で定めた上で運用している。
- ・ 特定JVの運用実績は、平成15年度が43件、平成16年度が51件、平成17年度が43件となっており、以前は県外大手企業から県内企業への技術移転の観点から、県外業者を代表構成員とし、県内業者をその他構成員として特定JVを結成することが通例であったが、最近では県内企業の技術力向上もあり、県内業者同士で結成する特定JVが増加している。大規模シールド工事など、県内業者で施工が困難な工事は県外業者へ発注しているが、前述の「埼玉県中小企業振興基本条例」もあり、県内中小企業者で施工可能な工事については県内中小企業者の受注機会の確保に努めている。
- ・ 制度上は単体企業と特定JVとの混合入札も認められているが、実際には混合入札の形で公告しても、単体企業のための応札が通例であり結果として混合入札になっていない。
- ・ 分割発注については、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者も受注できるように分割発注を行うことがある。分割発注については、案件ごとに発注機関の長が判断しているが、工期短縮による事業効果の早期発現の達成や、県内中小企業者の育成に留意している。
- ・ ランク制については、土木一式工事及び建築一式工事については5ランク、ほ装工事・電気工事・管工事については3ランクに分類し、等級ごとに発注標準額を設定している。発注件数や規模の縮小により、実際には原則どおりの発注は4割程度であり、本来よりも上位のランクの業者に発注する場合も多い。このため、ランクの均衡を失っている状況があり、現在、発注標準額やランク制の見直し作業を行っているところである。

2 入札談合防止のための取組について

(1) 予定価格・指名業者名の公表状況

- ・ 予定価格については、事後公表としているものの、予定価格とほぼ同額である設計金額を事前公表としているため、事実上、事前公表となっている。ただし、電子入札案件の一部では予定価格、設計金額共に事後公表としており、今後、平成18年度中には、ほぼすべての入札について電子入札を試行することとしており、平成19年度中には全面的に電子入札に移行する予定であるので、設計金額も事後公表に移行していくことになる。なお、現時点では、全体の7割程度の入札が電子入札によって行われている。

- ・ 設計金額の公表については、入札に係る情報の透明性を確保するため、紙入札において事前公表を行っているが、今後は事後公表にすることで、適正な入札価格や実行予算の算定のため、業者は積算能力の高い技術者を育成していくべきであるとする。しかし、最近では、積算屋と呼ばれるような業者が出てきており、積算能力のない業者は積算屋に頼んで積算してもらい、工事を受注しているという話を聞いている。これでは、設計金額事後公表の本来の趣旨に反することになってしまうので、状況を見ながら、対応について考えていきたい。
- ・ 指名業者名の公表については、現在は入札の透明性の確保の要請から事前公表しているが、電子入札案件は事後公表にしており、今後は入札の電子化に伴い、事後公表に移行していくことになる。

(2) 発注者が入札談合に対して課す措置の状況

- ・ 指名停止措置要綱については、従来より規定しており、今回の独占禁止法改正に伴い、指名停止措置要綱の運用基準の中に、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、通常の期間の2分の1とする旨規定している。
- ・ 指名回避措置については、制度として設けているわけではないが、実務上、まったく行われていないわけではない。
- ・ 違約金特約条項については、損害賠償の予約として違約金を定めている。また、実際の損害額が当該違約金額を超える場合には、別途損害賠償をすることも規定している。
- ・ 悪質性が際立っている場合に違約金の率を加重する旨の規定はないが、これまでに、必要なものについて、通常の10%から20%に引き上げた事例が3件ほどある。また、課徴金減免制度対象事業者に対しても、発注者として不正行為に対しては厳正に対処する必要性及び損害賠償金としての性格から、違約金を減免することはないと考えている。

3 コンプライアンス・マニュアルの整備等の法令遵守の取組

- ・ 職員が入札談合に関与する行為の防止策については、電子入札案件において設計金額の事後公表を試行するにあたり、職員に対する業者からの不正な接触が増えるおそれがあると考えたため、入札談合等関与行為の排除を目的としたリーフレットを作成し、業者及び職員に配布した。
- ・ また、設計金額や入札参加業者名を事後公表としている案件について業者から不当な働きかけがあった場合に、発注機関に対し、所定の様式により、報告を義務付けている。なお、この制度の運用例は、現時点では一例もないが、このような取組を行うことで、不当な働きかけの防止効果はあると考えている。

○ 千葉県

<ポイント>

- 平成6年から、設計金額に応じて、一般競争入札・公募型指名競争入札・指名競争入札を適用。平成18年度には、一般競争入札の対象工事を拡大した。
- 事務量軽減のため平成17年度から電子入札を導入。今後、段階的に実施し、平成19年度には全面的に実施する予定である。
- 総合評価方式については、平成18年度より試行実施。この方式は価格以外の要素も考慮することとなり、工事費そのものは増大する可能性もある。
- 指名業者・予定価格は事前公表。それ以外の入札関係情報もほとんど公表しているため、秘匿すべき情報というものがそもそもほとんどない。そのため、情報管理に関する体制整備は特段行っていない。

1 入札制度改革等の入札談合等の防止のための取組

(1) 入札制度の現状

- ・ 地域要件の設定については、特段定めていないが、基本的には、指名競争入札の際の指名等において、県内業者への発注に配慮している。なお、平成17年度の実績（金額）では、全体の約7割が県内業者への発注となっている。
- ・ 地元業者の下請利用に関しては、特段強制的には求めているが、工事施工上の指示事項において、「下請業者を使用し工事を施工させる場合には、県内業者を優先して下請けさせるよう努めてください」という努力目標として要請している。
- ・ 地元産品の優先使用に関しても、特段強制的には求めているが、工事施工上の指示事項において、「建設資材は、極力県内生産品を使用するよう努めてください」という努力目標として要請している。
- ・ 分割発注については、地元業者の受注機会を確保するため、技術的に可能であれば極力分離・分割発注に努めている。
- ・ 特定JV制度の運用については、大規模かつ技術的難易度の高い工事に際して活用している。具体的には、土木工事に関しては、設計金額5億円以上のものから、建築工事に関しては、設計金額8億円以上のものから、設備・その他の工事は設計金額3億円以上のものから特定JV制度を活用している。平成17年度の実績は13件である。

(2) 入札制度改革の取組と今後の方針

- ・ 千葉県では、平成6年度より一般競争入札を導入し、金額に応じて一般競争入札、公募型指名競争入札、指名競争入札を適用してきた。平成18年度より、一般競争入札について、これまでの10億円以上を2億円以上に対象工事を拡大し、公募型指名競争入札についても、これまでの2億円以上10億円未満を

1 億円以上 2 億円未満に対象工事を見直した。また、これに合わせ指名競争入札をこれまでの 2 億円未満を 1 億円未満に対象を見直した。

- ・ 一般競争入札は事務量の増加を伴うことから、事務効率アップのために電子入札導入の必要性が高まり、平成 17 年度から電子入札を導入した。
- ・ 電子入札の実施状況としては、平成 17 年度は A ランク業者の指名競争入札を対象とし、目標 30 件に対して 33 件の入札において実施した。今後、段階的に実施することとして、平成 18 年度は 200 件を目標とし、平成 19 年度には全面的に電子入札を実施する予定である。
- ・ 総合評価落札方式については、平成 18 年度より試行を始めており、目標としては、簡易型及び標準型で 10 件程度の試行を考えている。ただし、総合評価落札方式にすると、価格だけではなく技術力も考慮することになるので、コスト的には高くなってしまう可能性がある。

2 入札情報の管理体制及び談合情報への対応状況

- ・ 指名業者、予定価格共に、入札契約の透明性の確保のため、平成 15 年 4 月より事前公表している。また、積算基準はもともとオープンになっているので、業者としても公告された工事の内容から積算が可能となっている。
- ・ 秘密情報管理の現状については、業者のランク付けや指名基準等もすべてオープンにしているため、秘密情報自体が余りない。よって、秘密情報の管理規程も特段策定していない。
- ・ 談合情報に対する対応の現状については、談合情報対応マニュアルを策定しており、談合情報が寄せられた場合には、事情聴取等それにのっとった対応を採っている。ちなみに平成 17 年度は、4 件の談合情報が寄せられた。うち 1 件は公正取引委員会に報告しているが、他の 3 件は信憑性が低く、調査に値しないものとして処理している。これまでの事例を見ても、余り信憑性の高いものはなく、調査に値しないものの方が圧倒的に多い。
- ・ 談合情報に対しては、部内の職員による「公正入札調査委員会」が設けられており、情報が寄せられたら調査している。また、学識経験者 7 名によって構成されている「入札監視委員会」もあり、審議内容はホームページ上に公開している。

3 指名停止、指名除外措置等の運用

- ・ 指名停止措置は、中央公契連モデルを参考に指名停止措置要領を策定しており、それに基づき行っている。平成 17 年度は、橋梁談合事件絡みの指名停止もあり、22 の事由で延べ 70 社が指名停止措置を受けた。この数字は例年に比べ多いといえる。
- ・ 独占禁止法改正に関しても、県独自の所感や方針は特になく、中央公契連モデル等国がある程度示したモデルに沿って対応しようと考えている。

4 コンプライアンス・マニュアルの整備等の法令遵守の取組

- ・ 法令遵守の周知・研修の現状については、年に1回、県の公契連の講習会を通じて、入札談合防止のための研修を受けている他は、特段行っていない。
- ・ コンプライアンス・マニュアルも策定していない。
- ・ 事業者・OB等からの働きかけへの対応や接触制限についても、予定価格等すべて事前公表としているため、業者から強い働きかけがあったというような話は聞かない。また、そういった働きかけに対する対応マニュアルも特段策定していない。
- ・ 千葉県ではこれまで、入札等に関する不祥事があったという話は余り聞かないため、現時点では、コンプライアンスに対して、余り手立ては採っていない。今後はもっとコンプライアンスに対する問題意識を高め、取り組んでいかななくてはならないと考えている。

○ 神奈川県

<ポイント>

- 神奈川県では、平成18年度より入札制度改革を実施。少額の案件以外すべて一般競争入札とすることを原則とする新入札制度を導入している。
- 不良・不適格業者を排除するために、指名停止期間を最大24ヶ月に延長するペナルティの強化。また、約5,000社の入札参加資格認定業者について、現地調査を実施中。
- 予定価格については、従来、事前公表を行っていたが、積算能力のない業者が入札に参加すること等の理由から、事後公表に移行。
- 違約金特約条項については、従来の10%から、談合の抑止力強化の観点から、15%に引上げ。

1 入札契約制度の現状について

神奈川県では、入札制度の透明性、公平性、競争性の確保のため平成18年度より入札制度改革を実施し、少額の案件以外すべて条件付き一般競争入札とすることを原則とする新入札制度「かながわ方式」を導入している。

(1) 一般競争入札の拡大とその課題

- ・ 入札方式については、従来、発注金額に応じて条件付き一般競争入札、公募型指名競争入札、指名競争入札、随意契約を使い分けてきたが、今回の改革により、250万円を超える案件については原則条件付き一般競争入札で実施することとした（それ以下は随意契約）。ただし、平成18年度はその移行期間として、5000万円以上の案件は電子入札システムを活用した条件付き一般競争入札とし、その実施結果を検証の上、年度中には250万円を超える発注案件にも拡大を目指すこととしている。その間、5000万円未満の案件は、指名競争入札で実施する。
- ・ 一般競争入札の問題点として、不良・不適格業者が入札に参入しやすくなるということが挙げられる。これを徹底的に排除するために、指名停止期間を最大24ヶ月に延長する等、ペナルティの強化を行った。また、不良・不適格業者の排除及び県内建設業界の健全育成の観点から、入札参加資格認定業者を対象に、営業所実態調査を実施しており、現在、約5,000社の県内の入札参加資格認定業者について、現地調査を行っている。
- ・ 導入をした条件付き一般競争入札は、前年度までに実施していた指名競争入札に比べ、参加できる業者数を増加させている。発注金額に応じて、原則30社、40社、50社程度としており、それに応じた地域要件を設定しているが、実際に応札者がどの程度確保できるかが課題となっている。

また、条件付き一般競争入札では、従来の指名競争入札と比べ業者数が増加をすることから、電子入札システムを活用して実施することになるが、従来の

指名競争入札と比べ入札までの所要日数が増大することになった。公告を行うなど指名競争入札と異なるステップを経るためやむを得ない面もあるが、迅速な入札執行に努めることも求められている。

(2) 総合評価方式の運用状況

- ・ 総合評価方式については、平成17年度に1件試行しており、平成18年度においても数件を実施する予定である。今後の本格的な実施に向けて試行を重ねていく予定である。
- ・ 総合評価方式の実施に当たっては、地方自治法において、入札の執行に当たり学識経験者からの意見聴取が必要とされていることから、通常の工事の入札執行と比較すると時間を要することや技術的な審査を行う必要があることなど課題も多い。しかしながら、公共工事の品質確保という観点から総合評価方式の本格的な実施は不可欠であり、現在実施している試行の結果を踏まえ、総合評価方式の対象工事や本格的な実施時期等について、今後、「神奈川県県土整備部総合評価審査委員会」において審議し検討していく。

(3) 最低制限価格制度・低入札価格調査制度の運用状況

- ・ 低入札価格調査制度については、WT0案件及び1000万円以上の解体工事を対象に実施している。
今までの例によると、低入札価格の業者について調査をしても、ほとんどの発注案件で施工可能と判断されることが多く、そうしたことから低入札価格調査制度はダンピング防止対策、あるいは施工現場の安全確保対策として実効性のあるものとはなり得ていないのではないかと考えている。
- ・ このため、公共工事の品質確保及びダンピング防止対策等として、最低制限価格制度により従前から対応してきている。最低制限価格制度については、すべての公共工事の品質確保などを図るため、従来、2000万円以上の土木工事、1000万円以上の建築工事を対象としていたが、今回の改革より、新たに250万円を超えるすべての案件に最低制限価格を導入した。最低制限価格率については、5000万円以上の発注案件は85%を上限に案件ごとに設定し、5000万円未満の発注案件は指名競争入札で実施している間は、一律85%で設定することとしている。

(4) 地域振興・中小企業の受注機会拡大のための発注方法

- ・ 業界等から、地域振興・中小企業対策等については、十分な配慮が求められている状況である。
- ・ 地域要件の設定については、従来より、県内中小企業の育成及び地域振興等の観点から、工事施工箇所を中心とする県内業者を優先しており、今回の改革においてもその考え方を踏襲している。

- ・ 条件付き一般競争を導入することにより，受注意欲のある業者は，条件さえ合致すれば入札に参加できることになり，受注機会の拡大につながっている。
- ・ 特定JV制度の運用状況については，今回の改革においても，従来どおり土木工事は5億円以上の案件，建設工事は7億円以上の発注案件につき，特定JVを組むこととしている。橋梁工事等の大規模案件は，施工能力の点から大手ゼネコンの技術力が不可欠だが，特定JVで大手と地元業者を組み合わせ，技術移転を図るという手法を採ることとしている。
- ・ 経常JV制度の運用状況は，条件付き一般競争入札や従来の公募型指名競争入札においては，参加の申込みがあれば入札への参加を認めてきたという経緯がある。前年度まで実施していた指名競争入札では，ほとんどの発注案件において単体での指名しか行っていなかったという状況があり，経常JVは余り受注機会に恵まれていなかったといえる。今年度導入した入札制度では，通常の工事の場合は，経常JVの参加を認めているが，経常JVによる業界の整理合理化という動きはそれほど活発ではない。
- ・ ランク制については，建設業の主要7業種において設定しており，点数ごとに4等級（3等級の業種もある）に分け，その等級と発注基準額により，入札に参加できる価格帯が決められているという仕組みとなっている。これにより，発注者側として業者の経営力や技術力に応じた発注が可能になると考えている。ランクを大きくくりにすると，同一ランク内に施工能力の異なる業者が含まれるため，公共工事の品質確保という面で不安があり，また，大手，中堅の企業と中小の建設業者が同一の場面で競争をすることにもなり，地元中小建設業の健全育成にもつながらないことになる。

2 入札談合防止のための取組について

(1) 設計金額・入札参加業者名の公表状況

- ・ 工事の設計金額については，従来，事前公表を主体に行っていたが，最低制限価格率を一律85%としていたため，積算能力のない業者が入札に参加しやすく，談合にもつながりかねないこと等の理由から，今回の改革では事前公表を原則廃止し，事後公表することとした。これと併せて，最低制限価格率も工事案件ごとの設定とした。

このことについては，入札における透明性の確保ができないという指摘もあるが，条件付き一般競争入札における不良・不適格業者の排除の必要性を考慮すれば，事後公表でも十分対応できると考えている。

- ・ 入札参加業者名の公表については，従来から事後公表としており，今回の改革においてもこれを変更することはしなかった。

(2) 発注者が入札談合に対して課す措置の状況

- ・ 違約金特約条項については，従来，談合等の損害賠償金の10%としていた

が、裁判例や国土交通省の動き等を参考に、談合の抑止力強化の観点から、今回の改革で損害賠償金の１５％に引き上げた。国交省では、「重大で悪質な場合」に違約金の率を引き上げるとしているが、神奈川県の場合、一律１５％と規定している。

- ・ 損害賠償請求の状況については、平成１４年度の神奈川県等発注の法面保護工事談合事件に係る独占禁止法違反事件の際には、違約金特約条項はまだ設けられていなかったため、落札時の前後差率で損害を割り出し、請求を行った。
- ・ 平成１５年度以降、損害賠償請求の実例はないが、損害賠償請求をするためには正確な事実の把握と立証が必要であるが、現在の自治体の権能では独立での立証等は不可能なので、公取委の排除措置等があった事案について、「公取委の措置があったこと」を主な根拠として、損害賠償請求を行うことになると思われる。

○ 新潟県

<ポイント>

- 入札・契約適正化法施行を受けて、同法の内容を踏まえた入札制度改革を実施。
- 一般競争入札は、10億円以上の案件を対象としている。地方整備局等の動きを踏まえ、対象範囲拡大も検討している。
- 公募型指名競争入札では、応募してきた事業者はすべて指名しており、競争性については一般競争入札との差はない。応札可能な事業者も30社程度はあり、十分競争性が確保されていると評価。
- 総合評価方式については、平成18年度より試行を開始。品質確保法への対応については、当面総合評価を試行し、評価ノウハウを蓄積しつつ徐々に拡大を検討していきたいと考えている。
- 低価格入札対応は、一般競争入札又は公募型指名競争入札で予定価格1.2億円以上のものは低入札価格調査制度、それ以外は最低制限価格制度を採用。低入札価格調査を行った事業者については、すべて契約締結に至っているが、調査対象となった事業者については、契約締結前の重点調査、契約締結後の重点監督により対応。
- 予定価格については、一般競争入札、公募型指名競争入札によるものは事前公表、それ以外は事後公表で、指名業者名は事後公表。予定価格事前公表が価格高止まりにつながるという指摘については、積算ソフトが充実している現状では、案件内容から事業者側も設計金額を予測可能と考える。むしろ、予定価格を事前公表することで、粗雑な積算で応札する粗悪事業者の参入を招くのではないかと危惧。

1 入札契約制度の現状について

新潟県では、平成13年の入札・契約適正化法施行を受けて、その内容を踏まえた改革を実施してきたところ。具体的には、透明性を確保するとの規定を踏まえ、入札結果は公表することとしている。また、入札監視委員会を平成14年度に設置し、15年度以降四半期に1回開催しているところ。

(1) 一般競争入札の拡大とその課題

- ・ 新潟県では、10億円以上の案件は一般競争入札としている。北陸地方整備局などでは、全面的に一般競争入札に移行するという動きもあるので、本県としても、対象範囲拡大を検討しているところ。
- ・ 一般競争入札の範囲を拡大すれば、公募型指名競争入札によっていたものが一般競争入札に移行することになるが、新潟県では、公募型指名競争入札に応募してきた事業者は、すべて指名することとしているので、競争性の観点でいえば、両者の違いはほとんどない。どちらかといえば、一般競争入札の場合、県報告示をすることになっているが、一般競争入札の対象範囲を拡大した場合に、現行の公告制度でよいかどうか、といった制度設計の詳細な点についての検討が必要と認識。

(2) 指名競争入札の見直し

- ・ 新潟県では、1.2 億円以上の案件は公募型指名競争入札とし、それ以下のものは、簡易公募型指名競争入札又は通常の指名競争入札によっている。応札可能な事業者数は、公募型の場合でも 30 社程度はあるため、十分競争性が確保されているのではないかと評価している。

(3) 総合評価方式の運用状況

- ・ 総合評価方式については、本年度から試行を開始しており、今後徐々に拡大を検討していく方針。評価方式は、国土交通省と同様の除算方式（「品質点 ÷ 入札価格」の数値が一番高い事業者を落札業者とする）を採用し、品質点 11 点のうち 6 点までを技術点（6 点・3 点・1 点の 3 段階方式）としている。
- ・ 品質確保法を踏まえた総合評価方式の拡大ということについては、本県では当面総合評価を試行し、試行の過程で、発注側の評価ノウハウを蓄積しつつ、徐々に拡大を図る、ということで考えている。現時点では、1 件開札を実施しただけという状況なので、まだ本格導入をうんぬんできる段階ではないと認識。

(4) 最低制限価格制度・低入札価格調査制度の運用状況

- ・ 本県では、1.2 億円以上（一般競争入札によるもの及び公募型指名競争入札によるもの）については低入札価格調査制度を、それ以外のもの（簡易公募型指名競争入札によるもの及び通常の指名競争入札によるもの）については最低制限価格制度を利用している。
- ・ 低入札価格調査を行った事業者については、調査の結果すべて契約締結に至っているところ。他県において、一定以下の入札価格の業者を自動的に失格とする自動失格制度を導入しているという報道は承知しているが、新潟県では導入していない。
- ・ ダンピング対策という観点でいえば、低入札価格調査の対象となった業者については、契約締結前の重点調査を行うとともに、契約締結後も重点監督の対象とすることで対応している。更なる対策については、今年度検討していきたいと考えている。

(5) 地域振興・中小企業の受注機会拡大のための発注方法

- ・ 地域要件については、個々の案件の性質に応じて対応することとしており、県内業者のみで十分競争が成立し得る案件については県内業者のみとし、競争性が低いと認められるものについては県外業者の参加も認める方針を採用している。
- ・ （当方より県内事業者数を尋ねたところ）新潟県の許可業者数は約 12,000 社で、うち入札参加有資格業者が約 4,000 社。
- ・ 特定 JV については、単体企業では受注しがたいと認められるものについて

は特定JVにより入札させるという対応を採っている。具体的には、一定以上の大規模案件で、感觸的には、5億円以上の案件になると半数以上が特定JVではないか、といったところ。

- ・ 経常JVについては、新潟県では、加算措置は設けず、経常JV構成事業者を1社に統合したものとみなして経営審査を行う、という対応を行っている。それでも、単体で入札参加資格の審査を受けるよりは条件は有利になっている。
- ・ 経常JVに関して、国交省は「経営統合のため」と考えているようだが、新潟県としては、むしろ業者の技術力向上を主目的とするものと認識している（つまり、「より規模の大きい事業者」とみなされることによって、より上位のランクに加わることが可能となり、より難度の高い案件を受注・施工することで、技術力が向上する、ということ）。
- ・ 分割発注に関しては、各発注機関において、適正なロット分けにより発注しているものと理解。
- ・ ランク制については、土木一式、建築一式は4ランク、電気工事、管工事は3ランク、舗装工事は2ランクとしている。
- ・ ランク制が談合の温床になる、との指摘については、新潟県の場合、Aランク対象事業者が多い（土木一式の例では、入札参加有資格事業者約2,500社のうち、430社前後がAランク該当）ので、その懸念はないと認識。
- ・ 技術水準の兼ね合いについては、新潟県では、通常の経営審査に加えて、担当技術者数も審査対象とすることで、施工能力を踏まえたランク設定を行っているため、技術水準も踏まえた適切なランク設定が可能となっていると考える。
- ・ 統合の可能性については、土木一式等は今少し統合できないかということも考えているところ。ただ、県は大規模案件を中心に発注し、市町村は規模の小さい案件を発注するという差異もあるので、むしろ、県発注工事中心の業者と市町村発注工事中心の業者といった棲み分けに落ち着いていくことが望ましいと考えている。

2 入札談合防止のための取組について

(1) 予定価格・指名業者名の公表状況

- ・ 予定価格については、一般競争入札、公募型指名競争入札によるものは事前公表、それ以外は事後公表ということで試行しているところ。今後の方針については、試行結果をみて検討する予定。
- ・ 予定価格の事前公表が価格高どまりを生むのではないかととの指摘については、積算ソフト等も充実しており、案件内容が示されれば、業者側でもある程度設計金額は積算可能なのではないかと認識している。むしろ、予定価格が事前に公表されることによって、予定価格に八掛けした程度の額で落札可能、などという認識の下、粗雑な積算により応札する粗悪事業者が参入するということを懸念している。

- ・ 指名業者については、すべて事後公表としている。

(2) 発注者が入札談合に対して課す措置の状況

- ・ 指名停止措置については、中央公契連モデルに準拠している。
- ・ 違約金特約条項については、違約金の率を10%と設定している。ただ、違約金特約条項を取り入れるようになってから、本条項に基づく違約金を請求した事例はない。
- ・ 損害賠償請求についても、請求することは非常にまれ。

(3) 入札談合等の防止策

- ・ 決定打はないと思うが、やはり一般競争入札の拡大や指名業者数の拡大といった方法により、参加業者数を増やしていくという対応が基本になると認識している。もとより、自治体としては地域政策も必要なので、競争促進と地域政策の間で中庸に落ち着きたいところではある。やはり県内事業者を中心として競争環境を整備していくということが重要と考えている。
- ・ 昨今、落札率を基準として競争性の有無を判断されがちであるが、当然ながら、落札率のみをもって単純に割り切れるものではないので、その点是对應に苦慮しているところ。
- ・ むしろ、今後は低入札が問題化してくるのではないかと考えている。とにかく低価格で落札できればよいというのでは、品質確保や地域振興の観点から問題なので、やはり中庸に落ち着かせるのが望ましいと考えている。

○ 栃木県宇都宮市

<ポイント>

- 一般競争入札については、平成17年4月から、予定価格2000万円を超える建設工事に制限付一般競争入札を実施していたが、入札契約制度の透明性、競争性及び公平性のより一層の向上を図ることを目的として、平成18年1月から、予定価格500万円を超える建設工事に対象範囲を拡大した。
- 総合評価方式については、今年度中に試行的に実施し、その結果を見て、今後どうするのかを判断したいと考えている。問題点としては、評価する要素の決定、要素のそれぞれのウェイト付け等方法的な問題の他に学識経験者からの意見聴取等に時間がかかることである。
- 低入札であるからといって、直ちに粗悪工事であるとは判断できるものではないが、技術的な水準が確保されているとしても、地域振興という観点から見ると、利益を度外視した低入札は地元経済にとっては望ましくないと考えている。
- 指名停止措置については、事件の発生を受けて再発防止を図るため、平成18年1月、それまでの最長12ヶ月から最長24ヶ月に指名停止措置期間を延長した。
- 違約金特約条項についても、従来、10%の違約金を規定していたが、宇都宮市が発注する建設工事の入札談合事件（平成17年10月14日勧告）の発生を受けて、平成18年1月、繰り返し行っている場合等悪質な事例に対しては、違約金を10%上乘せするという規定を置いた。また、違約金だけでは損害が補填されない場合は、超過分につき、別途損害賠償請求をすることも認められている。

1 入札契約制度の現状について

(1) 一般競争入札の拡大とその課題

- ・ 一般競争入札については、平成17年4月から、予定価格2000万円を超える建設工事で制限付一般競争入札を実施していたが、入札契約制度の透明性、競争性及び公平性のより一層の向上を図ることを目的として、平成18年1月から、予定価格500万円を超える建設工事に対象範囲を拡大した。この対象範囲の拡大により、半数程度の入札が制限付一般競争入札によって実施されることとなった。予定価格500万円以下のものについては、指名競争入札により実施する。なお、制限付一般競争入札における制限とは、等級、地域要件、工事实績等のことである。
- ・ 一般競争入札の問題点としては、まず、事務手続が煩雑になるという点である。電子入札の導入により、多少は省力化したものの、入札ごとに公告を作成しなければならず、また、1件あたり平均10社程度の参加業者すべてについて、入札参加資格の確認を行うことは時間と労力を要する。そのため、入札参加資格は事後審査にしたものの、工事については、入札参加資格要件の中で技

術者を配置できることを要件としており，参加申請時に配置予定技術者の資格等を審査しており，結果として問題の解決には至っていない。また，ダンピングが疑われるような低入札や，積算がしっかり行われていない入札等が見受けられ，不良・不適格業者の排除が困難であることも大きな問題点である。

(2) 総合評価方式の運用状況

- ・ 総合評価方式については，今年度中に試行的に実施し，その結果をみて，今後の対応について判断したいと考えている。
- ・ 総合評価方式の問題点としては，評価する要素の決定，要素のそれぞれのウェイト付け等方法的な問題もあるものの，最も大きな問題点は学識経験者からの意見聴取等に時間がかかりすぎることである。栃木県で導入している例を見てみると，最低でも２ヶ月は要しており，年度後半の発注には総合評価方式を採用することは困難であるため，広範囲で導入することは不可能である。また，技術評価をするとすると，「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」で示されている標準型や高度技術提案型によって金額の大きなものを対象とすることとなり，議会の議決が必要なものにおいては日程の面からも困難な部分がある。

(3) 最低制限価格制度・低入札価格調査制度の運用状況

- ・ 最低制限価格制度については，設けていない。
- ・ 低入札価格調査制度については，平成１７年１０月から，適正化指針に基づき，過度の低価格による受注を防止し，公共工事の品質確保を図るため，失格基準を設け，基準額未満の入札は調査前に失格とすることとした。
- ・ 具体的には，最低制限価格が低入札基準価格を下回った場合，落札決定又は落札候補者の決定を保留し，一次判定を実施。その時点で，当該最低価格が失格値を下回った場合には，以降の調査を行うことなく，当該最低価格者が失格となる。一次判定の結果，最低価格が失格値以上の場合には，二次判定を実施。２つの数値的判断基準を１つでも満たさない場合は失格とし，両項目とも満たしていれば，調査等を実施するというもの。
- ・ 低入札価格調査制度の運用状況については，宇都宮市が発注する建設工事の入札談合事件（平成１７年１０月１４日勧告）を受けて，大きく変わった。調査対象案件は，事件以前は年間４０件程度であったが，事件後の平成１７年度は１１１件，平成１８年度は現時点で６８件に上る。また，失格基準を設けたことで，基準金額以下は自動的に失格とすることができるようになったものの，調査を実施しても，調査対象業者が「その金額で施工できる。」と主張されれば，排除することは困難である。
- ・ 低入札であっても，業者側がどうしてもその工事を落札したければ，必然的

に入札価格は下がると考えられ、低価格であるからといって、直ちに粗悪工事であるとは判断できるものではない。しかし、低価格で、技術的な水準が確保されているとしても、地域振興という観点からみると、利益を度外視した低価格入札は地元経済にとっては望ましくないと考えている。

(4) 地域振興・中小企業の受注機会拡大のための発注方法

- ・ 地域要件の設定については、基本的に市内業者で施工可能なものは市内業者に発注するという考え方を採っている。ただし、大規模工事だから市外、小規模工事だから市内という運用ではなく、金額が小さくても、特許が絡む等、市内業者で対応が難しいものは市外業者に発注することもあるし、逆に金額が大きくても、単純なものであれば市内業者に発注するという形で運用している。なお、区分けは市内業者と市外業者のみであり、準市内業者等は設けていない。
- ・ 特定JV制度については、市内業者の技術修得と大型工事のリスク分散のために、耐震補強等大規模な建設工事について年間数件で行っている。市内業者では施工不可能な工事についても、部分的には市内業者でもできるようであれば、市内業者と組ませるようにしている。なお、混合入札は実施していない。
- ・ 分割発注については、過度の分割にならないよう留意しながら、できる限り分割するようにしている。ただし、例えば本来A等級のものを分割してB等級の業者に発注するような分割方法は採っていない。現実としては、1つの業者で施工可能であっても、受注機会の確保のために分割して発注することもある。また、複数の業種を含むものについては、分離発注を行っている。
- ・ 等級制については、土木・建築等6業種で、土木については4等級、造園については2等級、それ以外は3等級で設定しており、業者数の分布は、大体ピラミッド型となっている。

2 入札談合防止のための取組について

(1) 予定価格・指名業者名の公表状況

- ・ 予定価格については、工事は以前より事前公表としており、平成16年10月からは建設関連委託業務契約に係る競争入札案件も予定価格を事前公表することとしている。
- ・ 予定価格を事前公表している理由について、透明性・客観性の向上を図るため、というものであったが、現在は、事前公表で定着しており、業者側に予め予定価格を公表することで、事前に発注者側の積算ミスが発覚し、是正することができる等のメリットもあるので、今後も事前公表していく考えである。
- ・ 指名業者名については、従来、事前公表していたが、競争性の向上、不正行為防止の観点から、平成17年4月に工事における指名業者名を事後公表とすることとし、平成18年4月からは、すべての競争入札案件において事後公表とすることとした。

(2) 発注者が入札談合に対して課す措置の状況

- ・ 指名停止措置については、事件を受けて、入札談合等の再発防止を図るため、平成18年1月、それまでの最長12ヶ月から最長24ヶ月に指名停止措置期間の延長を行った。
- ・ 課徴金減免制度対象事業者に対する指名停止期間の短縮については、新たに対応した規定を創設することはせず、現行の条項の中の、「情状酌量すべき特別な事由があると認められるときは、指名停止の期間を2分の1まで短縮し、又は指名停止を行わないことができる」という規定を適用することとしている。
- ・ 違約金特約条項についても、従来、いかなる事例に対しても10%の違約金を規定していたが、事件を受けて、平成18年1月、繰り返し行っている場合等悪質な事例に対しては、違約金を10%上乘せするという規定を置いた。また、違約金だけでは損害が補填されない場合は、超過分につき、別途損害賠償請求をすることも認められている。
- ・ 損害賠償請求について、現時点では、行った事例はないが、今回の事件で、公正取引委員会から排除勧告又は課徴金納付命令を受けた事業者に対しては、損害賠償請求を行う方向で、現在検討中である。既に、公正取引委員会からの措置は出ているが、違約金特約条項制定以前の案件については損害額をどう判断するかといった問題があり、その問題の対応が終わり次第の請求ということになる。当市の損害額の算定については、現在、他の事件の判例・資料等を集めて、検討しているところである。

(3) 入札談合等の防止策

入札談合の防止のために、最も重要なことは事業者側の企業コンプライアンスの向上であると考えている。この点については、各企業の意識の向上が求められている。

3 コンプライアンス・マニュアルの整備等の法令遵守の取組

- ・ 適正化指針において、入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映するよう努力規定が置かれていることから、平成16年4月に、大学教授、弁護士等の学識経験者4名で構成される入札適正化委員会を設置した。この委員会は、年に2回開催され、入札・契約を全般的に見て、適正に行われているか、制度上の不備はないか等をチェックしている。なお、談合情報が入った際は、内部の職員で審議することとしている。

○ 千葉市

<ポイント>

- 千葉市では、土木・ほ装工事の入札談合事件（平成14年10月30日勧告）の発生を受け、大幅な入札・契約制度改革に着手した。
- 入札におけるより一層の透明性・公平性・競争性の向上の観点から、公募型指名競争入札を廃止し、設計金額2億円以上24億1000万円未満の建設工事については、条件を満たせば千葉市に登録していない業者でも入札に参加することができる制限付一般競争入札に変更したことにより、入札に参加する業者の範囲は拡大した。
- 最低制限価格制度については、通常指名競争入札の案件（原則250万円超3000万円未満）を対象として行っており、低入札価格調査制度については、希望型指名競争入札以上の案件（原則3000万円以上）が対象。

1 入札契約制度の現状について

千葉市では、千葉市が発注する土木・ほ装工事の入札談合事件（平成14年10月30日勧告）の発生を受けて、平成14年度より、大幅な入札・契約制度改革に取り組んでいる。

(1) 一般競争入札の拡大とその課題

- ・ 入札方式については、平成18年4月に改善を行っている。これまでは、WTO政府調達協定の対象案件のみ、一般競争入札とし、設計金額3億円以上24億3000万円未満の建設工事については公募型指名競争入札、設計金額3000万円以上3億円未満の建設工事については希望型指名競争入札、設計金額3000万円未満の建設工事は通常指名競争入札としていた。

しかし、入札におけるより一層の透明性・公平性・競争性の向上の観点から、公募型指名競争入札を廃止し、設計金額2億円以上24億1000万円未満の建設工事については、制限付一般競争入札を導入することとした。千葉市に登録している業者しか指名することができなかった公募型指名競争入札から、条件を満たせば、当市に登録していない業者でも入札に参加することができる制限付一般競争入札に変更したことにより、入札に参加する業者の範囲は拡大したといえる。設計金額24億1000万円以上の案件（WTO政府調達協定の対象案件）はこれまでどおり一般競争入札の方法を採る。

- ・ 問題点としては、一般競争入札を実施するためには、公告をしなければならないが、公告手続・期間に日数を要する。また、公告手続の決裁や公告の作成等内部の事務負担も非常に大きいものとなっていることが考えられる。

(2) 総合評価方式の運用状況

- ・ 総合評価方式については、今年度から導入に向けての検討を開始しており、

平成18年度中に1件試行する予定である。ただし、平成18年度に関しては、大規模工事の多くを既に発注しているので、国土交通省が推奨しているような大規模工事における総合評価方式の導入は来年度以降になると思われる。

- ・ 総合評価方式の方法について、除算方式と加算方式のいずれを採るか、学識経験者への意見聴取の方法、内容、人選等をどのようにするかといった具体的な部分については、現在検討しているところ。特に、学識経験者に対する3度の意見聴取は、方法によっては、意見聴取というより、承認してもらっただけというものになるおそれもあり、形骸化しないような体制作りが必要であると考えている。

(3) 最低制限価格制度・低入札価格調査制度の運用状況

- ・ 最低制限価格制度については、通常指名競争入札の案件（原則250万円超3000万円未満）を対象として行っており、低入札価格調査制度については、希望型指名競争入札以上の案件（原則3000万円以上）を対象として行っている。
- ・ 最低制限価格については、事前公表としており、最低制限価格を下回り失格となった事例は、年に1件程度であり、ケアレスミスによるものであった。最低制限価格を事前公表とすることで、一般的に、入札額が最低制限価格付近に集中してしまうのではないかと、という懸念があるが、実際のところ、制度を導入した平成15年当初はそういったことがあったが、現在はそういう事例は減ってきている。
- ・ 低入札価格調査制度については、調査基準価格を事後公表としており、今年度において、調査対象とされた案件は、現時点で8件（全体の2割程度）である。その中で、調査の結果、失格とされた事例はないが、工事がまだ竣工していないので、低価格入札が粗雑工事等につながっているかについては、現時点では判断しかねる。

(4) 地域振興・中小企業の受注機会拡大のための発注方法

- ・ 地域要件については、基本的には、市内業者を最優先としている。ただし、工事の内容によって、市内業者では技術力が及ばない場合は、準市内業者や市外業者に発注することもある。
- ・ 特定JV制度については、設計金額2億円以上の案件を対象に設けている。基本的には、市内業者に技術を修得させるために準市内業者や市外業者と特定JVを組ませるという技術修得型のものが多い。なお、受注可能な場合には市内業者同士で特定JVを組むこともある。ただし、近年においては、2億円以上という対象工事の件数が減ってきているため、特定JVの運用状況については、年間10件前後である。なお、混合入札については、当市では導入していない。

- ・ 分割発注については、多くの業者の受注機会を確保するための分割ということとは行っておらず、恣意的な要素の入らない、ごく自然な分割なら行うこともある。当市でも、建設業法上の業種登録をさせているので、土木業者と建築業者を組み合わせるような設計書は作成するべきではなく、業種ごとの発注をするべきであると考えている。
- ・ ランク制については、土木、建築、電気、管、舗装、造園の6業種で、土木、建築については業者数が多いので4ランク、それ以外は3ランクを設けている。また、競争を活発にするために、1つ上のランクの工事についても、技術力があれば受注できるようになっている。

2 入札談合防止のための取組について

(1) 予定価格・指名業者名の公表状況

- ・ 予定価格については、平成15年4月から事前公表としている。それまでは、事後公表だったが、入札談合等関与行為防止法の施行に伴い、不当な働きかけに対する職員の負担を軽減するために事前公表に転換した。
- ・ 指名業者名については、事前公表にすると、入札参加者同士が連絡を取り合い、談合につながるおそれがあるため、事後公表としている。
- ・ 電子入札については、平成18年10月以降、一般競争入札において、10件程度試行導入し、その後、平成19年度に100件程度行った上で、平成20年度には本格導入する予定。当初、システムを千葉県との共同開発により構築することも検討したが、入札制度が異なるため、技術的に難しく、独自で開発した。
- ・ 今後、電子入札の本格導入に伴い、事務の迅速化が図れるようであれば、入札制度についても、一般競争入札の拡大が可能であると考えている。

(2) 発注者が入札談合に対して課す措置の状況

- ・ 指名停止措置については、今般の独占禁止法改正を受けて、談合等不正行為の抑止の観点から、課徴金減免制度が適用された場合の指名停止期間を本来の期間の2分の1にすることとした。また、繰り返し違反行為を行った場合等、悪質なケースにおいては、通常の指名停止期間の2倍にすることとしている。
- ・ 違約金特約条項については、平成18年度に従来の10%から引き上げを行っており、談合等不正行為の抑止力を高めるため、談合等不正行為の違約金を契約金額の20%と規定している。課徴金減免制度対象事業者に対しては、当市の税金が損害を受けているという点では変わりはないので、違約金を減免する予定はない。なお、20%の違約金では、損害を補填することができない場合には、追加的に損害賠償請求を行うこととしている。
- ・ 損害賠償請求については、平成14年の事件を受けて、平成16年10月26日に各違反業者に対して直接、損害賠償請求を行った。具体的には、78社

に対して計 24 億円の請求を行い、倒産のおそれがある業者に対しては、年 1.6 % の利息を加えた上で、最長 10 年の分割払いを認めることとした。既に倒産してしまった業者もあるため、最終的な回収見込は 21 億円程度であり、現時点では 3 分の 1 程度を回収している。

3 コンプライアンス・マニュアルの整備等の法令遵守の取組

- ・ 当市では、事業者における企業コンプライアンス向上のため、公正取引委員会のリーフレット等を業者に対して配布・提示等を行っている。
- ・ 職員の法令遵守に向けた取組としては、年に 1 回、職員に対する研修の中で、契約課の職員が講師となり、入札談合等関与行為防止法についての研修を行っている。
- ・ 職員が業者から、不正な働きかけを受けた場合等には、報告書を作成し、人事課に提出することとなっているが、実際に提出されたという話は聞いていない。
- ・ 入札談合等の不正行為のない入札・契約制度の構築のために、第三者機関として、学識経験者から構成される千葉市入札適正化・苦情検討委員会を設置している。この委員会は年に 2 回開催され、議事録は公表されている。平成 17 年の 2 回目の委員会で、談合情報が多いので、抑止力を高めるよう提言が出された結果、今般の違約金の率の引上げにつながった。この他に、内部の委員から構成される公正入札調査委員会も設置しており、談合情報が入った際には、直ちにこの委員会で検討することとなっている。

○ 東京都豊島区

<ポイント>

- 条件付一般競争入札については、郵便入札の方法を採用しており、入札時に事業者同士が顔を合わせないという点では談合防止のために効果がある。
- 現場説明会については、談合防止の観点から廃止、また、設計図書は有償で事業者に送付すること等により、事業者が区役所へ出向く時間や交通費等が効率化。
- 違約金特約条項については、違約金の率をあらかじめ設定するのは困難なため設定していない。現在のところ、案件ごとに損害賠償を求める方が適当ではないかという考え。

1 入札契約制度の現状について

- ・ 豊島区では、平成15年10月に入札・契約制度改革を行った。
- ・ 入札方法については、 予定価格1000万円以上の案件については条件付一般競争入札、 予定価格250万円以上1000万円未満の案件については公募型指名競争入札、 予定価格130万円以上250万円未満の案件については指名競争入札というように定めた。
- ・ 条件付一般競争入札については、郵便入札の方法を採用しており、入札時に事業者同士が顔を合わせないという点では談合防止のために効果があると考えている。
- ・ 現場説明会については、談合防止の観点から廃止し、設計図書は有償で事業者に送付しており、事業者同士が区役所のロビーや閲覧室で接触し、情報交換等を行う機会を減らすようにした。また、このような取組は、事業者が区役所へ出向く時間や交通費等を考えると効率的になったのではないかと考えている。
- ・ 条件付一般競争入札及び公募型指名競争入札の案件の指名希望については、事業者が区役所あてにFAXで送信することにより行っているが、これは談合防止という理由の他に職員と事業者の接触する機会を減らすことにより、入札情報を聞き出す等の不正行為の防止にもつながっていると考えている。
- ・ 入札結果については、それまで契約課のカウンターで閲覧することでしか知ることができなかったが、入札の翌日にはHP上で公表するようにし、透明性の確保も図っている。

2 一般競争入札の拡大等について

- ・ 一般競争入札については、予定価格1000万円以上の工事を対象に行っており、平成17年度は38件実施した。なお、豊島区で実施している一般競争入札は、条件で豊島区の登録業者であることやランク等の条件を付けて行っている条件付一般競争入札である。
- ・ 一般競争入札を拡大していく上での課題としては、案件によっては応募業者が

20社を超え、事務手続が煩雑になることと条件次第では不良・不適格業者が参入してくるおそれがあることが挙げられる。

- ・ 総合評価方式については、品質確保法の施行等により導入を検討しているが、豊島区が発注する案件では財政難のこともあり、学校の新築工事等の大規模案件が少ないため、実施するのに適当な案件が余りないのが実状である。今年度中には、今後の方針を決めたいと考えているが、技術提案を受けた場合の審査をどうするか等実施するまでには課題が多い。

3 低価格入札に対する対応について

- ・ 低価格入札調査制度については、現在のところ導入していないが、最低制限価格制度については、入札価格が設計価格に一定率を乗じた額に満たない場合に必要に応じて行っている。

4 地域振興・中小企業の受注機会拡大のための発注方法について

- ・ 地域要件の設定状況については、区内業者でできる案件は区内業者に発注するという方針の下行っている。
- ・ 分割発注についても、できるだけ多くの区内業者に仕事をしてもらうとの考えで、例えば学校を新築する場合は、建築工事、電気工事、給排水空調工事など工種毎に分けて発注している。ただし、道路工事の場合で工事場所が少し離れている場合は、別々に入札を行って2社が施工するよりも、1件にまとめて同じ業者が施工した方が資材置場や労務者の待機場所等が1ヶ所で済むため経費が安くなるので、工事場所が隣接していなくても、2ヶ所以上の工事を1件の案件として発注している例がある。

5 入札に関する情報の取扱いについて

- ・ 予定価格については、原則、事後公表であり、予定価格が高額となり、区外業者が参加する案件では、事前公表を行っている。これは区内業者の他に区外業者も入札に参加する場合は、談合が起こりにくいと考えているからであり、入札・契約手続の透明性の観点からも意味があると思っている。
- ・ 指名業者名については、すべての案件について事後公表を行っており、今後も継続する方針である。

6 発注者が入札談合に対して課す措置の状況について

- ・ 豊島区が規定している指名停止基準には、独占禁止法に違反した場合に措置を採るとは明記しておらず、「違法行為等を行うこと」となっており、独占禁止法違反の他刑法の競売入札妨害罪などもこの規定で解釈して措置を採っている。
- ・ 独占禁止法の改正で課徴金減免制度や排除措置命令制度が導入されたが、これに伴う指名停止基準の改正は行っていない。今後、中央公契連モデル等を参考に

指名停止基準の改正を検討したい。

- ・ 違約金特約条項については、設定していない。以前、導入を検討したが、違約金の率をあらかじめ設定するのは難しく、現在のところ、案件ごとに損害賠償を求める方が適当ではないかという考えである。

7 入札談合の防止について

- ・ 入札談合を防止するのは、一朝一夕では難しいと思うが、発注者としてはできるだけ談合がしにくい入札制度に変えていくことで、事業者の競争を促したいと考えている。また、最近、公取委や検察が入札談合事件を摘発することによって、事業者側の意識も変わってきていると思う。今後とも是非とも公取委にはがんばってもらいたい。

8 コンプライアンス・マニュアルの整備等の法令遵守の取組

- ・ 独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会というものは行っていないが、内部で行う契約研修では、その内容について簡単に説明している他、通常の業務の中でも全職員を対象に法令違反を行わないように指導している。また、契約事務の公正・適正な執行を求めるために留意すべき事項等を記載した通知文書を出している。

○ 横浜市

<ポイント>

- 平成15年7月、職員が予定価格等を漏洩したことによる競売入札妨害事件が明らかになったことを契機に、平成16年4月より再発防止や透明性・競争性の向上等に向けて入札・契約制度改革に着手。
- 平成18年度までに条件付一般競争入札を原則とする方向に段階的に移行。ただし、市内企業を優先して発注。平成16年度工事の競争入札全体の平均落札率は6ポイント低下し競争性が高まった。平成17年度も、ほぼ同水準で推移。
- 低価格入札対策は、予定価格5000万円未満の工事は最低制限価格制度、それ以上のものは低入札価格調査制度により対応。調査にあたっては、失格基準を導入して著しい低入札を防止。低入札工事については、契約保証金の増額、前払金の減額、専任監理技術者の増員配置等の措置。
- 市発注工事の談合等に係る入札参加（指名）停止は原則24ヶ月、かつ20%の違約金特約条項を設定。

1 入札制度改革等の入札談合等の防止のための取組

横浜市では、平成15年7月、職員が予定価格等を漏洩したことによる競売入札妨害事件が明らかになったことを契機に、平成16年4月より再発防止や透明性・競争性の向上等に向けての入札・契約制度改革に取り組んでいる。

(1) 入札制度の現状

- ・ 地域要件の設定・運用状況については、地域経済活性化の観点から、市内企業が施工可能な工事は、競争性が確保される限り市内企業に優先して発注している。
- ・ 地元業者の下請利用及び地元産品の優先使用については、地域経済活性化の観点から、「本市内の中小企業を最優先として活用してください。」と受注業者への通知文書の中でお願いしている。なお、これは一般的な要請であり、地元業者の下請利用及び地元産品の優先使用が契約の条件や入札に参加する要件ではなく、特にペナルティも課していない。
- ・ 電子入札は、国のe-Japan戦略に基づき、当市でも電子市役所推進計画を策定し、事業者の利便性の向上、事務処理の効率化、透明性の向上などを目的として導入したものである。特に、談合防止という観点から導入したものではないが、導入したことにより役所に出向く時間や手間がなくなるという事業者の負担が軽減されるという効果と、入札時に事業者同士が顔を合わせる機会がなくなるということから、ある程度の談合防止の効果があると考えられる。なお、本来的には談合の防止には、罰則の強化や入札制度を改善することにより透明性・競争性を高めていくことが重要であると考えている。
- ・ 電子入札については、平成17年11月4日に財政局において開札を行い以

後、水道局、交通局でも実施している。現状では、2500万円以上のすべての工事が対象となっているが段階的に拡大し、平成19年1月からはすべての工事を対象として行う予定である。なお、当市の電子入札は、国土交通省と同様にインターネットに接続できるパソコンとＩＣカード等があれば入札できる。

- ・ ＪＶ方式による発注は、工種に応じて定められた金額以上で技術的難易度が高く、技術力を結集する必要があると認められる工事において実施している「技術力集結型共同企業体方式」と、市内企業への技術移転が可能な大規模工事において実施している「技術修得型共同企業体方式」を採っている。平成17年度において「技術修得型」を10件実施している。
- ・ 入札時ＶＥ方式については、平成16年度において6件の工事で試行したところ、事業者から17件の提案があり、そのうち3件の提案を採用し、合計で4254万円の工事費の縮減効果がみられた。

(2) 入札制度改革の取組と今後の方針

- ・ 入札・契約制度改革の実施状況については、条件付一般競争入札を原則とした方式に、平成18年度に段階的に移行しており、具体的には、平成16年度は2500万円以上の工事を、平成17年度は1000万円以上の工事を対象に実施していたものを、平成18年度にはすべての工事に拡大するというものである。ただし、条件付一般競争入札に、日本全国の事業者が参加できるのではなく、競争性が確保される限りは市内企業を優先して発注しており、必要に応じて準市内企業・市外企業も対象として発注している。
- ・ 平成16年度の工事に係る競争入札結果を検証したところ、平均落札率は平成15年度の94.9%に比べ88.9%と6ポイント下がっており、競争性が高まったと考えられる。平成17年度もほぼ同水準で推移している。また、工事成績と落札率との関係性について検証したところ、落札率が高くても評点が低いものがあり、逆に落札率が低くても評点が高いものもあるなどバラツキがあり、特に相関関係はみられなかった。横浜市としては、低入札工事の品質確保のため、特に工事検査体制を強化し、工事施工中に抜き打ち調査を実施するなど、競争性の確保だけでなく品質の確保にも努めている。
- ・ 最低制限価格制度については、予定価格が5000万円未満の工事を対象としており、最低制限価格（予定価格の70%～85%の間で設定する。）を下回る価格で入札すると失格となる制度である。
- ・ 設計金額が5000万円以上の工事については、低入札価格調査制度の対象となり、調査基準価格（予定価格の70%～85%の間で設定する。）を下回る入札を行った場合は、所定の調査を行い、工事の履行に問題がないと判断されれば落札者として決定される。
- ・ 低入札価格調査に当たっては、入札者の積算が横浜市の積算に比べて一定の

割合未満の場合は落札候補者とし、ない失格基準を導入し、極端な低入札を防止している。

- ・ 低入札工事については、契約保証金の増額、前払金の減額、専任監理技術者の増員配置等の措置を講じて、工事の履行や品質の確保を図っている。

2 入札情報の管理体制及び談合情報への対応状況

- ・ 指名業者は談合防止の観点から事後公表としている。また、予定価格については、不正行為の防止や入札・契約制度の透明性の向上を図ることから事前公表としている。
- ・ 事業者、OB等との接触制限については、執務室内は関係者以外立入禁止とする、応対はカウンターや応接ブースで行う等の対応を採っている。また、事業者からの名刺営業は自粛してもらっており、名刺入れも撤去している。
- ・ 予定価格や最低制限価格等のような秘密情報は、封をして金庫で保管するという対応をしている。
- ・ 談合情報に対しては、「公正入札調査委員会」のような名称の調査組織を設けておらず、談合情報等取扱要綱に基づいて入札担当部署の職員が、必要な調査を行って処理している。また、年に4回開かれる「入札等監視委員会」において、事後的にチェックしている。なお、「入札等監視委員会」は、弁護士、学識経験者の5名で構成されている。
- ・ 談合情報があっても何の調査権限を持たない発注者の立場では、対応には限界がある。

3 指名停止、指名除外措置等の運用

- ・ 当市が発注する工事において贈賄、競売入札妨害、談合等を行ったものに対しては原則24ヶ月の入札参加（指名）停止措置を採るとともに20%の違約金特約条項を設定しており、非常に厳しい内容となっている。
- ・ 平成17年度の入札参加（指名）停止は、粗雑工事や契約違反等の事由においても行っているが、全体の割合で見ると、当市契約以外の談合等の事由による措置が大半を占めている。
- ・ 本年1月から改正独占禁止法が施行されたが、横浜市としては入札参加（指名）停止の時期等については、改正・中央公契連モデルの内容を参考として対応している。
- ・ 「横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱」に基づき入札参加（指名）停止を行っており、公取委が立入検査した報道をもって入札参加（指名）停止するといった運用は行っていない。

4 コンプライアンス・マニュアルの整備等の法令遵守の取組

- ・ 横浜市では、上記の競売入札妨害事件の他にも不祥事が相次いだことから、平

成 15 年 7 月に「不祥事防止マニュアル」を策定し、その後の平成 16 年 9 月に改定を行っている。

- ・ 職員に対しては、不祥事防止のための研修を行っているほかに、職員向けの電子掲示板に上記のマニュアルや通知文等を掲載して周知を図っている。また、日々の業務において、管理監督者が必要に応じて職員に指導している。
- ・ 官製談合に関しては、上記のマニュアルの中では特に触れておらず、官製談合防止のための明確な規定も設けていない。なお、財務事務の手引として別途「契約事務マニュアル」を策定しており、契約業務に従事する者はそれに則って行動することが求められている。
- ・ 法令遵守に関しては、専任の部署として行政運営調整局職務公正調査課を設けており、公正・公平な職務遂行と、市政運営の透明性を図るために職員が知り得た行政運営上の違法・不当な行為に関して内部通報を受ける制度がある。これまでに通報された情報の内容とその処理状況については、市のホームページで公表している。
- ・ 市内外、個人・団体を問わず、市政への要望・提言・相談・苦情等について所管する課で記録し、それに対する市の対応までを定期的に市のホームページ等で公表することとしている。
- ・ 対応が終了した要望等は、その内容と対応状況を定期的に公表し、市政の一層の透明性を確保することにより、市民の行政に対する信頼が高まると考えている。

○ 川崎市

<ポイント>

- 川崎市では、平成15年に大学教授、弁護士等から構成される入札・契約制度改革検討委員会を開催し、平成16年4月に予定価格の全件事前公表、違約金の率の引上げ等の大幅な入札・契約制度改革を行った。平成18年度においても、一般競争入札の拡大等、競争性を高める方向での改革を行っている。
- 平成15年度より電子入札システムを導入しており、現在では、一般競争入札の申込及びすべての入札は、原則として電子入札によることとしている。業者側も対応できているため、工事請負については、全体の9割以上が電子入札により入札している状況にある。
- ダンピング対策として、500万円以上のものについて、すべての入札者に対し、工事積算内訳書の提出を義務付けている。
- 違約金特約条項については、契約約款の中で規定されている契約解除の違約金（10％）とは別に設けられており、ペナルティ強化のために平成16年度から20％とし、談合情報があった場合には30％としている。
- 職員の入札談合への関与の防止には、電子入札を全面導入する等入札・契約手続における職員の恣意性を極力減らすことが最も重要である。

1 入札契約制度の現状について

川崎市では、平成15年に大学教授、弁護士等から構成される入札・契約制度改革検討委員会を開催し、その検討結果を踏まえて平成16年4月に予定価格の全件事前公表、違約金の率の引上げ等の大幅な入札・契約制度改革を行った。

平成18年度においても、一般競争入札の拡大等、競争性を高める方向での改革を行っている。

(1) 一般競争入札の拡大

- ・ 一般競争入札については、平成18年度に対象範囲を拡大している。具体的には、工事請負の入札では、平成17年度は予定価格3000万円以上の案件が対象とされていたが、平成18年度からは、予定価格1000万円以上の案件が、原則として、一般競争入札の対象とされるようになった。このことにより、これまで競争入札発注件数の約20％に過ぎなかった一般競争入札対象案件の割合が、約50％にまで上がった。なお、業務委託については、平成17年度は予定価格1000万円以上の案件を対象としていたが、平成18年度からは、予定価格500万円以上の案件まで対象範囲を拡大しており、物品の調達、製造の請負については、1000万円以上の案件について、原則一般競争入札の対象としている。
- ・ 以前、公募型指名競争入札を採用していたことがあるが、応募してきた事業者の中で特定の事業者だけを指名業者として選定する、というのも難しいため、

全事業者を指名業者とすることになり，事実上，一般競争入札と変わらない。このため，今後，改革するとしたら，現在指名競争入札で行っている１０００万円以下の案件についても，公募型指名競争入札ではなく，一般競争入札に移行することになるであろうと考えている。

- ・ 一般競争入札の対象範囲の拡大により，事務量が大幅に増加したことを受けて，これまで，事前に行っていた入札参加資格審査の一部（履行実績を含む。）を平成１８年度からは事後審査にすることとした。

具体的には，電子入札システムにおいて，地域要件等の外見上の資格については，申請をシステムが受信した際に自動的に拒絶するシステムを組み込むとともに，履行実績等については，開札時に入札価格が最低のものとして表示された業者のみ審査を行った上で，問題がなければ落札，問題があれば不落とし，第２位の業者について審査を行うという方式を採っている。

- ・ 当市では，平成１５年度より電子入札システムを導入しており，現在では，一般競争入札の申込及びすべての入札は，原則として電子入札によることとしている。導入当初，ヘルプデスクを設けたこともあり，業者側も対応できているため，工事請負については，全体の９割以上が電子入札により入札している状況にある。

(2) 総合評価方式の運用状況

- ・ 総合評価方式については，現時点では導入しておらず，現在検討しているところ。他の地方自治体に比べて，導入が遅れているという認識を持っている。平成１８年度中には，できれば，数件で試行したいと考えている。

(3) 最低制限価格制度・低入札価格調査制度の運用状況

- ・ 当市では，工事請負について，３億円未満の競争入札で執行する案件には最低制限価格制度を，３億円以上の競争入札で執行する案件には低入札価格調査制度をそれぞれ実施している。
- ・ 最低制限価格制度については，従来，最低制限価格を予定価格の７５％の固定率で設定しており，この算定率は公表し，価格については事後公表の形をとっていたが，予定価格を事前公表しているため，最低制限価格についても事前に算定できてしまっていた。そのため，入札参加業者の入札額が最低制限価格付近に集中してしまい，くじ等で落札者を決定するという事例が頻繁に起きてしまった。そこで，平成１８年度からは，最低制限価格率は，予定価格の７０％～８５％の範囲で，個別案件ごとに設定することとし，この算定率は非公表，価格については事後公表の形をとることとした。
- ・ 低入札価格調査制度については，基準額が高額なため，基本的に調査対象案件は少ないが，平成１７年度は２件だったのに対して，平成１８年度は現時点で５件となっており，低価格入札の発生が増えていることがうかがえる。なお，

低入札価格調査によって、最低価格者が契約者とならなかったのは、過去において業者の見積り間違いによる辞退の１件だけである。

- ・ 入札価格が一定の水準以下のものを自動的に失格とする自動失格の制度は採用していない。
- ・ また、ダンピング対策として、入札に際しては、５００万円以上のものについて、すべての入札者に対し、工事積算内訳書の提出を義務付けている。

(4) 地域振興・中小企業の受注機会拡大のための発注方法

- ・ 地域要件の設定状況については、市内業者でも受注可能と見込まれる工事については基本的に市内業者に発注することとしており、市内業者では受注できないと見込まれる工事については市外業者に発注することもある。市外業者の中でも、市内に支店等を置いている準市内業者の数が多いので、準市内業者に発注することが多い。
- ・ 特定ＪＶ制度については、市内業者同士のＪＶで受注可能な大型案件は市内業者同士で組み、市内業者のみのＪＶでは受注不可能な大型案件については、市内業者への技術移転の意味もこめて、市外業者と市内業者で組むという運用になっている。
- ・ 市内業者同士の特定ＪＶというのは、当市独特のものと認識。比較的規模の小さい案件については市内中小事業者同士のＪＶに発注し、ある程度の規模のものは大手事業者と市内中小事業者によるＪＶに発注するといったやり方で、中小の業者の受注機会を確保しているところ。
- ・ 当市においては、上記のような地元中小同士の特定ＪＶにより市内企業の受注機会の確保を図っているため、分割発注という形態は余り採ることがない。また、経常ＪＶについては、特定ＪＶの対象となる発注金額が比較的少額に設定されているため、特定JVにより対応することが多く、経常ＪＶを編成する必要性が薄いため、導入されていない。
- ・ ランク制については、土木工事等７業種について設定しており、各等級につき最低でも３５社以上は入っている。競争性を高めるためにランクを減らすことは現時点では考えていないが、ランク内の業者数が少ないものについては問題であると考えている。

２ 入札談合防止のための取組について

(1) 予定価格の公表状況

- ・ 予定価格については、平成１６年４月以降、すべての案件につき、事前公表を行っている。
- ・ 事前公表をすることで、見積りをしなくても予定価格を目安として入札できてしまう、予定価格によって上限を示してしまうことから談合が行われやすくなる、という弊害はある。しかし、地方自治体等の契約に関する事件の多くは

予定価格等の情報漏洩に関するものであり、これらの情報を公表していないからこそ問題が起きるものであるので、こういった事件を防ぐという意味で、今後も事前公表を続けていくつもりである。実際、予定価格の事前公表により、外部からの働きかけは減ってきていると聞いている。

(2) 発注者が入札談合に対して課す措置の状況

- ・ 指名停止措置については、独占禁止法違反行為や刑法の談合罪及び競売入札妨害罪が認められた場合には、最低でも中央公契連の水準の2倍である4ヶ月間の指名停止としており、厳しいものとなっている。
- ・ 違約金特約条項については、契約約款の中で規定されている契約解除の違約金（10％）とは別に設けられており、平成15年の入札・契約制度改革検討委員会の中で弁護士等学識経験者の意見を聞いた上で、ペナルティ強化のために平成16年度から20％とし、談合情報があった場合には30％としている。
- ・ ただし、平成16年度の改正以降、実際に請求した例はなく、現実問題として、市内業者に対して多額の違約金を請求しても資金力の問題で支払うことができないのではないか、という問題もある。

(3) 入札談合等の防止策

- ・ 当市としては、電子入札の全面導入等、契約における職員の恣意性を極力減らすことが最も重要であると考えている。

3 コンプライアンス・マニュアルの整備等の法令遵守の取組

- ・ 職員の法令遵守に向けた取組については、コンプライアンス・マニュアルは作成していないが、利害関係者との接触について定めた服務規定は作成している。
- ・ 川崎市では、再就職の斡旋は行っておらず、誰が、どこに再就職しているのかということについても把握していないなど組織としての再就職先確保を行っていないため、組織としての官製談合は起こりにくいのではないかと考えている。

○ 神奈川県横須賀市

<ポイント>

- 平成10年7月から入札制度改革に着手。第1段階として、平成12年までに指名競争入札を撤廃し一般競争入札に全面移行、郵便入札を導入した。
- 第2段階として、平成13年から15年にかけて、電子入札を導入し、審査手続を簡素化した。
- 平成16年度以降は、第3段階として、競争性と品質確保のための制度改革に着手。具体的には、工事实績を入札参加条件とする方法を採用。
- 最低制限価格については、価格は市場の実勢で決定されるという理念の下、平成16年4月に、入札額の低い方から10番目までの額の平均額の90%に相当する額を最低制限価格として定める制度を導入。
- 予定価格は事前公表。指名競争入札を撤廃し、競争性の高い入札制度を採用したので、価格高止まり等の問題はないものと認識。秘匿する必要のない情報を秘匿することが不祥事につながることにかんがみれば、可能な限り情報は開示することが不祥事防止につながると考える。

1 入札制度改革等の入札談合等の防止のための取組

(1) 入札制度の現状

- ・ 地域要件の設定については、施工可能な市内業者の数が競争性を確保するのに十分存在する場合は、基本的には、市内業者への発注を優先している。
- ・ 地元業者の下請利用に関しては、一般的な要請として、入札公告における仕様書に「市内業者を優先的に選定するよう配慮すること。」と記載しているが、これは契約の条件や入札に参加する要件ではない。
- ・ 地元業者への発注を優先する理由については、第一に何か不具合が生じた際にすぐに対応できるということ、第二に災害が発生した際、その後の復興事業を行う地元業者が存在しないと緊急的な対応が困難になることが挙げられる。
- ・ 分割発注については、分割することによってコストアップしないのであれば問題ないが、実際のところそういった事はなく分割発注はほとんど行われていないのが現状である。
- ・ JVによる入札については、事業者間の協議が必要なことから談合誘発の危険性があるとの指摘を受け、市内業者の受注機会にも配慮し、平成16年4月からJVでも単体企業でも入札に参加できる「混合入札」を全面的に導入している。ただし、ゼネコン等の単体企業が参加する場合は、一次下請発注金額の内40%以上を市内業者に発注することを義務付けている。

(2) 入札制度改革の取組と今後の方針

当市では入札において重要なことは不正行為の排除、競争性の確保、品質の確

保の3つであると考えており、これらを実現するため、3つのステップに分けて、平成10年7月から入札制度改革に取り組んでいる。

- ・ 平成10年から平成12年までは第1ステップとして、談合のような不正行為が発生した場合にペナルティを課すというような事後対策ではなく、不正ができない仕組みを構築するという事前対策を講じるべきであるという考えの下、談合と汚職の防止に向けた入札制度改革に取り組んだ。
- ・ 具体的には、指名競争入札を撤廃し、一般競争入札に全面転換し、日本初の郵便入札を導入した。このことで、入札の際、業者同士が顔を合わせることがなくなった。同時に、現場説明会やカウンターに置いてあった名刺受けも廃止し、業者の執務室内への立入禁止も徹底した。
- ・ また、当市における過去の不正行為は、入札・契約手続が部局単位で実施されており、業者との接触が多いことが不正の原因となっていたことを踏まえ、平成12年度からはすべての工事について入札・契約手続を契約課で実施している。
- ・ 平成13年から平成15年までは第2ステップとして、第1ステップでの改革を持続可能なものにするために日本初の電子入札を導入した。当市の場合、電子入札は、談合防止のために導入したのではなく、入札制度改革を進める上で、郵便入札では、余りにも非効率で事務負担が重いため、それを軽減して効率よく入札を実施するために必要であると考えたものである。
- ・ 具体的には、一般競争入札の導入により、入札参加業者が数十社になる場合が多くなったため、紙ベースで送られてきたすべての業者の入札書の審査・チェック手続を行うという事務手続が激増した。事務手続といっても入札参加資格や入札書の記載事項をチェックするという単純作業であったため、電子入札を導入して、これらのデータをコンピュータに自動的にチェックさせることで、職員の事務負担は一気に軽減した。
- ・ 当市で独自の電子入札システムを開発した際の作業はとても大変であったが、その後の運用はスムーズであり、電子化によってそれまでの事務の手間が10分の1に軽減された。
- ・ 現在、横須賀市の電子入札システムを運営するのに、年間約3000万円のコストがかかっているが、そのうち約2000万円は横須賀市のシステムを共同利用している下関市、長崎市等の7つの自治体からの使用料で補填しているため、実質的な負担は、約1000万円となっている。
- ・ 平成16年度以降は第3ステップとして、競争性と品質の確保のための制度改革に取り組んでいる。
- ・ まず、過去4年分の工事成績をデータベース化し、経営事項審査の総合評点に加え、工事成績平均点が70点以上というように工事成績も入札参加の条件とする方式を導入した。これにより、良い工事をすれば次の仕事につながる、というサイクルができ、ペーパーカンパニーや不良・不適格業者の進出を防ぎ、

価格だけでなく良い品質を提供できる業者が生き残れる仕組みとなっている。

- ・ 技術提案型の入札方式は、そもそも技術提案を受ける程の大規模な工事を実施することがほとんどないことと、横須賀市において提案の内容を適切に判断することが難しいことから、そのような入札方式は採っていない。
- ・ 最低制限価格については、発注者があらかじめ設定するのではなく、価格は市場で決定されるべきという原則から、平成16年4月から、ほぼすべての入札に関して、入札額の低い方から10番目までの額の平均額の90%を最低制限価格として設定するという平均型最低制限価格を導入している。
- ・ また、平成16年4月から、市内業者・準市内業者を対象として2年ごとに一巡するように事業所訪問調査を実施している。例えば、事務所に電話しか置いておらず、会社としての実体がないというように登録内容に虚偽、変更がないかを調査し、問題があれば指導している。
- ・ 品質確保法が施行されたが、評価基準設定のためなど3回にわたり学識経験者から意見を聞く必要があるなど事務作業が増えることから、簡易型の評価方式を作成して実施しようと考えており、総務省などに相談した。

2 入札情報の管理体制及び談合情報への対応状況

- ・ 指名業者の公表の状況については、横須賀市では、現在、指名競争入札を行っていないので、そもそも指名業者という概念はない。ただし、一般競争入札における入札参加業者は、入札書の受付を締め切った後にインターネット上に公表される。
- ・ 予定価格については、事前公表している。当市では、入札制度改革を経て競争性の高い入札制度となっており、事前公表しても落札率の高止まりはみられず、事前公表しても競争性が損なわれるとは考えていない。また、横須賀市では過去に業者が市の職員に対して予定価格を探ろうとする動きがあり、市職員が情報を漏洩するという不祥事も起きている。本来隠す必要性のない情報を隠すことによって不正行為が生まれると考えており、そのような環境をなくすことが不祥事防止にもつながると考えている。
- ・ 秘密情報の管理の現状については、横須賀市では職員が秘密情報や裁量などを持たず、情報はできるだけ公表することで不祥事や汚職をなくそうという考え方で取り組んでいるため、そもそも、秘密として扱う情報はほとんどない。開札までの間に提出された各社の入札書は、電子入札システムに厳重に保管されており、これは秘密情報として管理されているが、これも開札後には、公表情報となり、インターネットで閲覧できるようになっている。
- ・ 横須賀市では、入札方式はすべて電子入札にしており、紙の入札書では受け付けない。また、電子上で書き換え等の不正行為の防止を防ぐため、暗号を設けており、開札までの間に改ざんや市の職員によるのぞき見などがあった場合は、暗号が破壊され、コンピューター上に記録が残るようになっている。

- ・ 談合情報に対する対応の現状については、談合情報取扱要領を策定しているが、入札制度改革の始まった平成 11 年以降は、年に数件寄せられる程度であり、その内容も信憑性の低いものばかりである。横須賀市では、信憑性の高い情報が寄せられた場合は、原則、事情聴取はせずに、入札参加者をくじ引きで 2 社に減らすか、もしくは入札を中止にすることとしている。
- ・ 談合情報に対しては、「公正入札調査委員会」のような名称の特別の調査組織を設けずに、契約課の職員が対応している。また、平成 14 年に弁護士、公認会計士、大学教授等の学識経験者 4 名で構成される「入札監視委員会」を設置しており、年 4 回、入札結果等に不自然な点がないか検討する他、入札制度の問題点などについて討議している。なお、会議の内容については、非公開としている。

3 指名停止、指名除外措置等の運用

- ・ 指名停止措置は、談合以外にも粗雑工事や工事中の事故などを起こした場合も指名停止となるが、現在では、談合、入札妨害によるものがほとんどを占めている他は、経営不振、契約後の辞退などによるものがある。なお、横須賀市では、指名競争入札を行っていないので、厳密に言うと指名停止という言葉は正しくないが、一般的に指名停止という言葉が定着しているので、「入札参加停止」という意味で指名停止と呼んでいる。
- ・ 独占禁止法改正を受けた横須賀市の対応としては、公取委に対して 1 番目に申請し、課徴金の全額免除を受けた業者に対しては、指名停止措置も違約金も 100% 免除する。
- ・ 指名除外措置については、横須賀市は一般競争入札を行っており、そもそも発注者として恣意的に入札に参加させる、させないという運用になっていない。よって、指名停止措置を受けていなければ入札に参加できるということになる。
- ・ 営業停止等の措置は、そのような権限を持っていないので、悪質な事案に対しては、指名停止の期間を加重して対応している。

4 コンプライアンス・マニュアルの整備等の法令遵守の取組

- ・ 法令遵守の周知・研修の現状については、毎年 2 回、契約関係に限定せず職員倫理全般に関する課内研修を行っている。
- ・ コンプライアンス・マニュアルの策定については、国家公務員倫理法が施行されたのを受けて、平成 13 年 4 月から当市でも職員倫理条例が施行されている。当市では、過去に職員が贈賄事件を起こす等の不祥事が何件か発生しているため、内容は一般的な規定よりも多少厳しくなっている。職員倫理条例の施行直後に、周知徹底を図っており、また、その後も定期的に研修を実施する等により、現在では職員に浸透しているのではないかと思う。
- ・ 事業者・OB 等からの働きかけへの対応や接触制限については、当市の入札・契約制度の仕組として、業者が職員に近寄ってこない環境を作ることと考えてい

る。つまり、職員が指名業者を選ぶというような権限や裁量を持たないようにすることが重要であるということである。したがって、指名競争入札を廃止した以降は、業者にとっては役所に営業を行ってもメリットが余りないので、事業者・OB等が職員に働きかけるという行為自体が少なくなったと思う。

- ・ 職員の関係会社への再就職については、職員OBが関係会社に在籍しているが入札に有利となるような仕組みになっていないので、最近では職員が関係会社に再就職したという話はほとんど聞かない。

第4 調査結果を踏まえた競争政策上の課題と考え方

1 入札・契約制度改革の動向

過去5年間に入札・契約制度改革を実施してきたかどうかについて調査したところ、都道府県等及び中核市等ではすべての団体で改革が実施されている。小規模市では約9割、政府出資法人では約8割で、改革を実施しているとの回答があった。

小規模な団体の一部においては、入札・契約制度改革という動きが必ずしも浸透していない状況がうかがえる。

取り組まれている改革の具体的な内容については、都道府県等では、ほとんどすべての団体で「指名停止期間の延長、違約金特約条項の設定等の入札談合に対して課す措置の強化」と回答し、「予定価格・指名業者名の公表あるいは公表方式の変更」がこれに続く。

小規模市では、「予定価格・指名業者名の公表あるいは公表方式の変更」が最も多く、「指名停止期間の延長、違約金特約条項の設定等の入札談合に対して課す措置の強化」がこれに続く状況にある。

地方公共団体においては、予定価格・指名業者名の公表に関する改革は、団体の規模を問わず進められている一方、入札談合に対して課す措置の強化は、大規模な団体では多く取り組んでいるが、団体の規模が小さくなるほど取り組んでいる団体の割合が減少する傾向が見られる。

政府出資法人では、「一般競争入札の導入・拡大」が最も多く、「指名停止期間の延長、違約金特約条項の設定等の入札談合に対して課す措置の強化」がこれに続いており、政府出資法人における改革では、競争性の拡大が重視されていることがうかがえる。

2 一般競争入札の拡大

(1) 一般競争入札の拡大の状況

一般競争入札の拡大の状況について調査したところ、都道府県等及び政府出資法人では、すべての団体において、中核市等では約95%、小規模市では8割強で、何らかの形で一般競争入札を採用しているとの回答があった。

一般競争入札の拡大については、地方公共団体、政府出資法人ともに大半が「拡大を図っている」ないし「検討中」としており、すべての団体で拡大していく方向が見られる。ヒアリング調査においても、平成13年の入札・契約適正化法制定以降、一般競争入札の拡大に取り組んでいるとの回答がすべての調査先において得られた。

指名競争入札についても、地方公共団体においては、多数において競争性を高めるための措置が講じられているとしている。ヒアリング調査においても、公募型指名競争入札の導入を始めとする指名競争入札の競争性拡大の取組が進められているとの回答が多くみられた。公募型指名競争入札に関しては、公募に応じた業者は原則としてすべて指名業者とすることとし、実質的に一般競争入札と変

わらない運用をしているとの回答もみられた。

他方、指名競争入札に関しては、政府出資法人においては、約 5 割で競争性を高めるための措置を講じている。

入札談合防止の観点からは、公共調達における競争性の拡大はきわめて重要な課題であり、この方向で、各団体が更に努力していくことが望まれる。

(2) 一般競争入札を拡大していく上での課題

一般競争入札を拡大していく上での課題について尋ねたところ、地方公共団体、政府出資法人ともに「事務手続が煩雑」が多数を占め、「不良・不適格業者の排除が困難」も半数前後となった。

ア 事務手続の煩雑さ

一般競争入札を巡る事務手続は、一般的には、入札期日より一定以上前に公告を行い、入札説明書を用意して競争参加希望者に配布した上で入札参加の申込みを受け付けた後、入札申込の際の提出書類について、書類の不備や申込みの内容の確認を行った上、競争参加資格の審査を行う。その後、競争参加資格の審査結果を入札参加希望者に通知、競争参加資格が認められた者が入札書を提出し、入札・開札手続を行う、という手順で行われる。

地方公共団体の場合は、政府調達協定の適用対象となる案件（24.1 億円以上のもの）でない限り、一般競争入札であっても、地元企業対策のため入札参加業者を当該団体の管轄区域内の業者に限定し、かつ、契約の適正な履行の確保の観点から、ランク制に基づいて参加資格を設定するのが一般的である。

ヒアリング調査では、公告について、当該団体の発行する公報を用いることが多く、その決裁手続も含めて煩雑であるとの認識が示されたほか、入札参加申込の際の提出書類の審査も事務量としては負担感がある、との認識も示された。

他方、指名競争入札の場合には、公告手続を採る必要がなく、競争参加資格確認のための提出書類審査についての負担も相対的に軽いため、事務量負担の問題が、一般競争入札への移行に当たっての大きな課題となっている。

入札公告手続は、広く入札参加者を募るためには必要不可欠なものであるが、一部の地方公共団体が既に行っているようなインターネットの活用等により、その事務手続の簡素化を図っていくことは可能であり、また、入札参加資格の審査手続についても、情報技術の導入等による事務手続の合理化・効率化によって改善する余地があると考えられ、発注機関によるそのような努力が望まれる。

イ 不良・不適格業者の排除

不良・不適格業者に関しては、指名競争入札の場合には、指名の段階で、不適当とみられる事業者を排除することも可能であるが、一般競争入札の場合、

入札参加申込の段階で、競争参加資格確認の手続を通じて行うことになる。

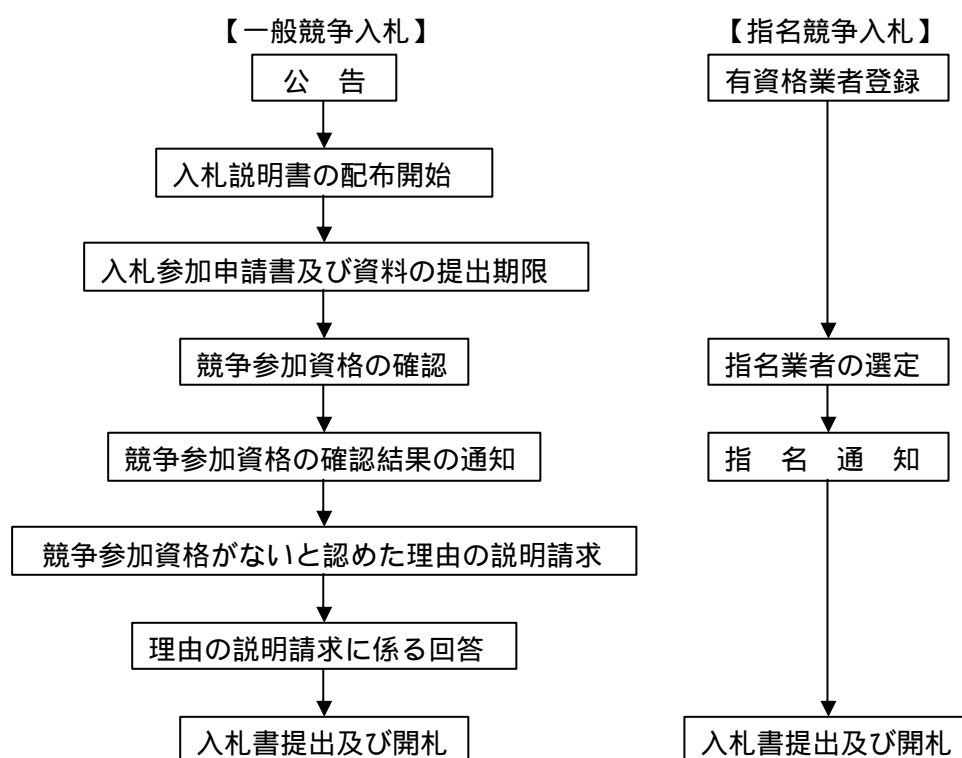
ヒアリング調査においては、書面審査のみでは、不良・不適格業者を十分に排除しきれないことから、一般的に、指名停止期間の延長という事後の措置の強化や、入札参加資格を有する業者に対する実地検査を実施する等の対応を採っている、とした団体もあった。

この問題に関しては、不良・不適格業者の排除を効果的に行う観点等から、国土交通省において入札ボンドの導入が進められており、今後の成果が期待される。

ウ 今後の対応

事務手続の合理化・効率化や実地検査の手法については、小規模な市町村や政府出資法人では、単独では対応が難しい面もあると考えられるところ、当該区域を管轄する都道府県や当該法人の所管官庁等において支援が行われることが望まれる。

(参考) 一般競争方式及び指名競争方式の入札手続の流れ



3 総合評価方式の拡充

(1) 総合評価方式の拡充の状況

総合評価方式の拡充の状況について尋ねたところ、都道府県等及び政府出資法人では6割前後で導入しているとしたのに対して、それ以外の地方公共団体で導

入しているとしたところは1割に満たない状況にあった。

さらに、ヒアリング調査では、都道府県や政令指定都市においても、当面試行的に実施した例が数件ある、との回答が主で、本格的な導入に至った例はほとんどないという状況にあることがうかがえる。

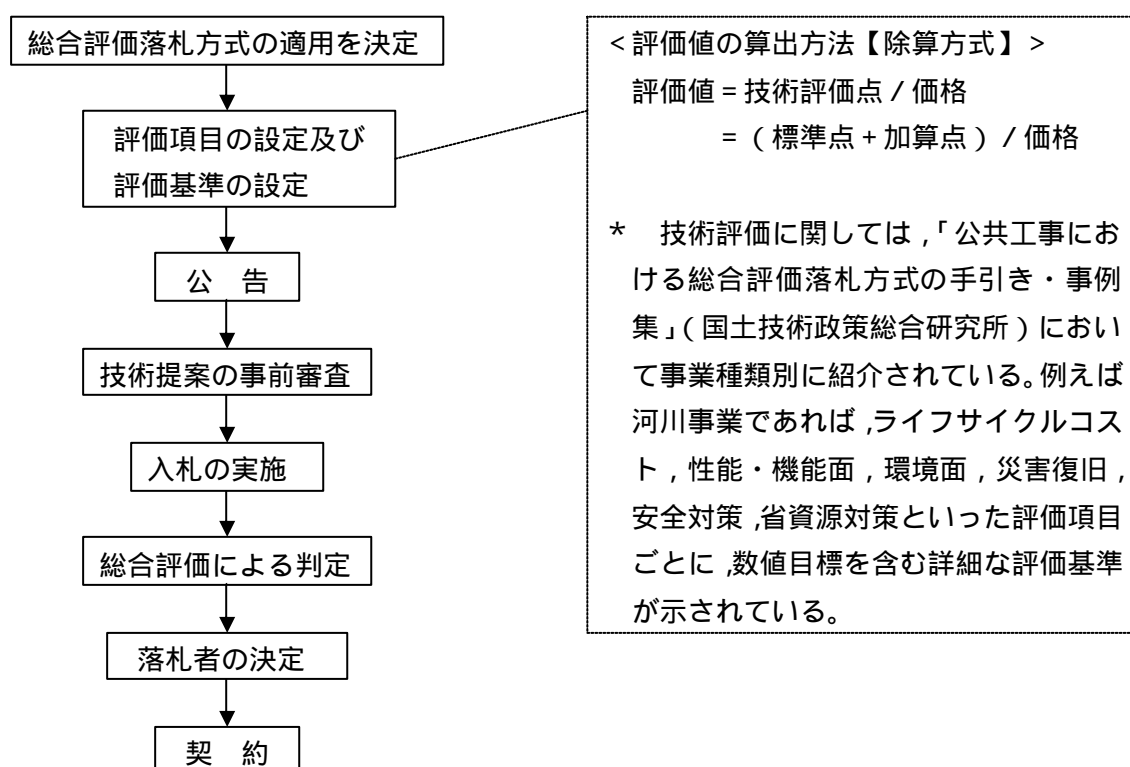
(2) 総合評価方式を拡充していく上での課題

総合評価方式を拡充していく上での課題について尋ねたところ、地方公共団体、政府出資法人ともに、総合評価方式における価格以外の面に関する評価について、「価格を含めたそれぞれの要素をどのようにウエイト付けすればよいか分からない」、「価格以外にどのような要素を客観的に評価すればよいのかわからない」、「適切な評価を行う人材・ノウハウに乏しい」との意見が多く示された。ヒアリング調査においても、価格以外の面に関する評価が難しいと回答したところが多かった。その要因については、各発注機関において、この制度の運用経験が十分でなく、評価基準が確立されていないためとしている。

しかしながら、公共調達において、価格以外の品質要素を発注者が適正に判断できる体制を整備していくことは、公共調達市場における重要な課題である。

このため、まずは、国、都道府県等や大規模政府出資法人において、総合評価方式を段階的に拡充することで、この制度の運用経験を蓄積し、その経験から得たノウハウ等について、小規模団体へと順次移転していくことにより、総合評価方式の普及を段階的に進めていく、という努力が重要であると考えられる。

(参考) 総合評価方式の入札手続の流れ



4 入札に関する情報の取扱い

(1) 予定価格の公表

予定価格の公表について、公正取引委員会は、入札前に公表すると、談合を行おうとしている者にとっては重要な情報が得られるだけでなく、予定価格が目安となって落札価格が高止まりとなるおそれがあるといった問題があることから、予定価格の公表は入札後に行うべきであると提言してきたところである（「公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書」（平成17年10月））。

また、政府として、予定価格の事前公表について、「弊害が生じた場合には、事前公表の取りやめも含めた見直しを行う」（平成18年5月改正適正化指針）としており、事前公表から事後公表へと移行していく方向にある。

予定価格の公表については、都道府県等及び中核市等では、事前公表しているとしたところは8割近くで、前回調査とほぼ同じ結果となった。小規模市では、事前公表としているところは約3分の2で、前回調査に比して約10ポイント減少しており、事前公表から事後公表への移行が進みつつあることが分かる。

政府出資法人については、事前公表しているところは2法人のみで、約6割が事後公表、約4割が非公表としており、前回調査とほぼ同じ結果となっている。

予定価格を事前公表している団体に、事前公表を維持する理由について尋ねたところ、入札に係る透明性の確保を挙げた団体が約半数に及んでいる。なお、職員が不正行為に巻き込まれないようにするためとした団体も、中核市等及び小規模市では3割前後となっている。

ヒアリング調査においても、事前公表としている団体は、事前公表とした理由について同様の回答をしているが、一方で、事後公表としている団体からは、入札に係る透明性は事後公表でも十分確保できる、との意見も示されている。

予定価格の事前公表には、上記のような問題があることを考えれば、予定価格の公表は、入札後に行うべきであると考えられる。

(2) 指名業者名の公表

指名業者名の公表についても、公正取引委員会は、入札前に公表すると、談合を行おうとする者にとって、談合の対象者となるべき入札者候補に関する情報があらかじめ得られるため、談合をより行いやすくしてしまうおそれがあるという問題があることから、公表は入札後に行うべきであると提言してきたところである（「公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書」（平成17年10月））。

また、政府として、指名業者の事前公表について、「各省各庁の長等は、指名業者名の事後公表の拡大に努めるものとする」（平成18年5月改正適正化指針）としており、事前公表から事後公表へと移行する方向にある。

指名業者名の公表について、事後公表しているとしたところは、地方公共団体

ではいずれも約 6 割で、小規模市では前回調査から約 15 ポイント増、都道府県等及び中核市等でも 5 ポイント近い増加を示しているものの、いずれの地方公共団体でも、約 3 割では、依然として事前公表としている。

政府出資法人は、事前公表としている法人は約 5 %で、前回調査の 4 割弱から大幅に減少し、事後公表とした法人が前回調査の約 4 分の 1 から半数強に増加している。

指名業者名の事前公表には、上記のような問題があることを考えれば、指名業者名の公表も、入札後に行うべきであると考えられる。

5 発注者が入札談合に対して課す措置

(1) 指名停止措置

ア 指名停止措置の実施時期の見直し

独占禁止法違反行為を行った事業者に対して、一定期間指名停止措置を採るという処分は、入札談合を抑止する上で効果が認められるといえる。

改正独占禁止法が、平成 18 年 1 月 4 日に施行され、違反行為に対する勧告制度が廃止され、排除措置命令制度に移行した。また、新たに課徴金減免制度が導入された。

これに関連して、前回調査の報告書においては、上記独占禁止法改正を踏まえて、今後は排除措置命令の時に指名停止措置を行うこととすべき、と提言した。その後、平成 17 年 12 月に改正された中央公契連モデルにおいては、指名停止の実施時期について、排除措置命令又は課徴金納付命令時とする改正が実施された。

指名停止措置の実施時期について調査したところ、排除措置命令又は課徴金納付命令が行われた段階で実施することとすると改正したところは、都道府県等はほとんどすべて、それ以外の地方公共団体や政府出資法人は約半数から 3 分の 2 程度であり、規模の小さい地方公共団体では、改正を行っていないところが相当数見られた。

現行制度の下において、公正取引委員会は、独占禁止法違反行為が認められた場合、行政処分である排除措置命令を行うことから、指名停止措置については、原則、排除措置命令時とすることが適当であり、これに対応した指名停止措置の改正が行われることが望ましい。

イ 課徴金減免制度適用対象事業者に対する措置

課徴金減免制度に関しては、政府全体として入札談合を抑止する観点からは、課徴金減免制度による情報提供を促すため、入札談合に対して発注者が課す措置について、課徴金減免制度との整合性が確保されることが望ましい。

こういった観点から、中央公契連モデル・要領においては、課徴金減免制度の適用を受けた事業者に対しては、指名停止期間を 2 分の 1 に縮減するとの規定が盛り込まれており、適正化指針においても、「独占禁止法違反行為に対す

る指名停止に当たり、課徴金減免制度の適用があるときは、これを考慮した措置に努めるものとする」と掲げられている。

これを受けて、各団体において、課徴金減免制度の適用を受けた事業者に対する指名停止の軽減措置を設けているかどうかについて調査したところ、「現在設けている」及び「今後設ける予定である」とした団体が、都道府県等では9割近くあったのに対し、それ以外の地方公共団体や政府出資法人では、半数前後にとどまった。なお、軽減措置を設けている団体は、ほとんどすべてが中央公契連モデルに準拠して、2分の1の軽減としているが、減免措置と同様の軽減率としている団体も数%あった。

指名停止の減免措置を設けていないとした団体にその理由を尋ねたところ、違反行為を行った事業者に対しては、たとえ課徴金減免制度の適用対象事業者であっても制裁が必要、という回答と、課徴金減免制度の適用対象事業者に関する情報を入手することが困難、という回答が多くみられた。

課徴金減免制度の適用対象事業者に対しても制裁が必要、という考え方については、中央・地方を通じた政府として入札談合を抑止する、という観点からは、入札談合に対して課す措置について、独占禁止法に基づく措置と発注機関として行う措置との間の整合性が必要であり、適正化指針には両者の整合性を確保すべきとの趣旨が盛り込まれ、中央公契連モデル・指針には、指名停止期間縮減の規定が追加されている。

こういった動きを踏まえて、発注機関において、課徴金減免制度と指名停止措置との整合性を確保するための対応を行うことが望ましい。

なお、課徴金減免制度の適用対象事業者に関しては、公正取引委員会において、事業者から申出があった場合にはインターネットホームページで公表しており、十分に周知を行っていきたい。

(2) 指名回避等の措置

事業者が公正取引委員会から立入検査を受けた等の報道があった場合、独占禁止法違反行為の有無が明らかになるまで指名から回避する等の措置を講じることがある。

公正取引委員会は、このような運用は是正されるべきものとする、と提言してきており（「公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書」（平成17年10月））、政府としても、「未だ指名停止措置要件には該当していないにもかかわらず、指名停止措置要件に該当する疑いがあるという判断のみをもって事実上の指名回避を行わないようにするものとする」（平成18年5月改正適正化指針）としている。

このような運用を行っているかどうかについて、今回調査でも尋ねたところ、行っていると回答した団体が、都道府県等では前回調査の約1割から約3%に、中核市等では約4割から約2割に、小規模市では約半数から約2割に、政府出資法人でも約4割から約1割に減少しており、望ましい傾向にあると考えられる。

公正取引委員会としては、立入検査等は、審査手続を開始するものであり、その段階で何らかの判断を下しているものではない。したがって、独占禁止法違反行為に対して指名停止措置があるにもかかわらず、それとは別途に行われている指名回避の運用については、是正すべきものと考えられ、依然として指名回避等の措置を行っている団体においては、是正に向けた努力が期待される。

(3) 違約金特約条項と損害賠償

発注機関が入札談合に対して課す措置としては、指名停止のほかに、損害賠償請求もある。最近では、契約締結にあたり、損害賠償の予約としての違約金特約条項を導入する団体が増えつつある。

そこで、違約金特約条項の導入状況について尋ねたところ、都道府県等及び中核市等では大半で導入しており、小規模市及び政府出資法人でも約6割で導入していることがわかった。ヒアリング調査では、ほとんどの団体で設けているとの回答が示されている。

違約金特約条項の導入は、入札談合によって生じた損害を賠償させるための有効な手段の一つであり、損害賠償を確実に行うために、この制度の導入を図る動きは、望ましいものといえる。

なお、違約金の率を加算する規定を設けているとした団体は、地方公共団体では1割以下、政府出資法人では約2割強であった。課徴金減免制度の適用対象事業者に対して違約金を減免する規定を設けているとした団体も、地方公共団体の約1割、政府出資法人の約2割強であった。

また、実際に、入札談合に対して、損害賠償請求を行った事例については、都道府県等では約半数弱で請求を行ったことがあると回答したが、それ以外の団体では約1割前後が請求を行っている状況であり、現時点では、すべての団体において違約金に基づく請求は少数にとどまっていた。

6 低価格入札に対する対応

(1) 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の導入状況

契約の適正な履行が確保できないと見込まれるような価格での申込みに対応する制度である低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況について調査したところ、最低制限価格制度については、政府出資法人では設けているとした法人は2割であるのに対して、地方公共団体で設けているとした団体は、都道府県等及び中核市等では9割弱、小規模市では約7割であった。

他方、低入札価格調査制度については、政府出資法人では約7割で設けているとの回答があった。地方公共団体については、都道府県等ではすべての団体で設けているとの回答があったが、それ以外の地方公共団体で設けているとしたところは、中核市等で約半数強、小規模市では約半数弱となっている。

国においては低入札価格調査制度のみが採用されているが、政府出資法人においても、低入札価格調査制度が中心となっている状況がうかがえる。これに対し

て、最低制限価格制度も認められている地方公共団体では、特に小規模市では、最低制限価格制度が中心となっていることがわかる。

ヒアリング調査では、当該案件の予定価格を基準として、一定額以上のものは低入札価格調査制度を適用し、一定額以下のものは最低制限価格制度を適用する、という使い分けを行っている、との回答が大半であった。

入札価格の高低と品質の優劣は必ずしもイコールの関係にはないことから、最低制限価格に満たない価格での入札を自動的に契約の対象外とする最低制限価格制度については、事業者の努力による低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の観点から、最低制限価格を適切に設定していくとともに、発注者の審査体制の整備を図りつつ、低入札価格調査制度の活用を図っていくことが適当と考えられる。

(2) 最低制限価格制度の運用上の課題（事前公表）

最低制限価格の公表について調査したところ、「入札の前に公表している」又は「公表していないが、予定価格を公表しているので、類推が可能であると考えられる」とした団体は、都道府県等では約2割強で、それ以外の地方公共団体では4割前後となっている。政府出資法人については、入札前に公表しているとした法人はなく、予定価格を公表しているため類推が可能と考えられるとした法人が約5%あった。

最低制限価格制度を採用した場合において、事前に最低制限価格が明らかになると、事業者側が最低制限価格付近の価格で応札する傾向が強まり、結果的に抽選による落札者決定が頻発し、結果として適切な見積り努力を怠った入札参加者が落札者となる可能性が増大するおそれもある。

最低制限価格が事前に明らかになることによってこのような問題が生じることについて認識を尋ねたところ、都道府県等の約8割は「生じている」としているのに対して、中核市等・小規模市では、「生じている」とした団体は4割程度にとどまっている。しかしながら、小規模な団体でも相当程度問題が生じていることから、最低制限価格の事前公表は、弊害が大きいのではないかと考えられる。

したがって、最低制限価格があらかじめ事業者側に明らかになった場合、入札価格が最低制限価格付近に集中する可能性があることについて、発注機関側において認識を新たにするとともに、最低制限価格の公表はできるだけ事後に行うようにすることが望ましいと考えられる。

(3) 低入札価格調査制度の運用上の課題

ヒアリング調査において、低入札価格調査制度の運用上の課題について尋ねたところ、低入札価格調査の対象としても、実際に契約締結に至らない事例は極めて少数にとどまっていること及び低入札価格調査の対象となった業者については、施工後も重点監督の対象とする必要があることを挙げた団体が多かった。

低入札価格調査制度が有効に機能しない理由としては、事業者の個別の事情を

踏まえると、事業者が適正な履行が可能であるとしたものを否定することは極めて困難であることを挙げていた。

また、重点監督を実施している理由として、低入札価格調査の対象となるような低価格の応札については、その内容の適正性に疑念が残ることから、適正な契約履行を確保するための契約後の監督の要請が高いということを挙げていた。

7 職員のコンプライアンスの向上

前回調査においては、入札談合の防止に向けて発注機関に求められることは、受注業者間において談合行為が行われることを抑止するための取組と、発注機関自身が談合に関与する行為等を防止するための取組である、という認識の下、発注機関としての法令遵守意識の向上と情報管理の徹底等による入札談合防止について調査を行った。

前回調査の結果を受けて、公正取引委員会としては、職員に対する周知・啓発、コンプライアンス・マニュアル策定等による法令遵守意識の向上を進めるべき、と提言した。

今回の調査では、こういった法令遵守の取組を中心に、前回調査からの状況の進展についても調査を行った。

(1) 周知及び研修

職員に対して入札談合の防止に向けた研修等を過去3年間に実施したことがあるかについては、都道府県等は、前回調査では約4分の3で実施していると回答しているが、今回実施していると回答したのは約3分の2となっており、約10ポイント減少している。

その他の地方公共団体及び政府出資法人においては、実施していたとした団体はいずれも微増にとどまっている。

また、入札談合等関与行為の周知については、都道府県等では、前回調査では約4分の3で周知していると回答しているが、今回実施していると回答したのは約3分の2となっており、約10ポイント減少している。中核市等及び小規模市では、周知しているとしているところは約半数でいずれも若干減少している。

政府出資法人では、周知しているとしている法人は約6割で若干増加している。

都道府県等の結果について、前回調査で実施していると回答し、今回は実施していないと回答した団体に、その理由について確認したところ、入札談合等関与行為防止法が公布された平成14年に研修を実施し、その後実施していないため、4年が経過した今回は「実施していない」としたとの答えが多かった。

この1年間でも、橋梁談合事件、電気設備工事事件等の、いわゆる官製談合の事件が摘発されていることにかんがみ、各発注機関において、職員が入札談合に関与する行為の防止に向けた周知・研修に積極的に取り組むことが望まれる。

(2) コンプライアンス・マニュアルの策定

コンプライアンス・マニュアルの策定については、政府出資法人では、策定しているとしたところが約 85 %で、前回調査より約 5 ポイント増加している。

地方公共団体については、都道府県等は約 6 割で策定しており、前回調査より約 10 ポイント増加している。中核市等は約半数、小規模市は約 4 割で、いずれも前回調査より若干増加している。

これらの結果から、各発注機関におけるコンプライアンス・マニュアル策定の動きが進みつつあることが窺われ、望ましい方向にあるものと考えられる。

(3) 事業者やOBからの働きかけへの対応

入札事務に携わる職員が事業者やOBから働きかけを受けた場合に、その内容を文書化して報告する等の取組を行っているかどうかについては、前回調査では、「行っている」とした団体は、政府出資法人・地方公共団体ともに、約 1 割から 3 割に過ぎなかったが、今回も、いずれも微増にとどまっている。

入札談合においては、事業者・OBの働きかけが、職員が入札談合への関与を行う原因となることが多いことから、その防止を図る観点等からこのような働きかけへの対応を組織的に行うことについて、発注機関の努力が望まれる。

8 公正取引委員会としての今後の対応

公正取引委員会としては、平成 15 年に研究会を設置し、競争政策の観点から、公共調達の入札制度に関して提言を行ったほか、最近では、地方公共団体等の協力を得て入札制度に関連するアンケート調査を実施し、競争政策上望ましい方向について考え方を提示してきた。

また、関係府省の本府省・地方局レベルの調達担当部局との間における連絡担当官会議の開催や地方公共団体等における調達担当者への研修に対して協力を行ってきたところである。

しかしながら、今回のアンケート調査結果等を踏まえると、必ずしも改革に向けての十分な努力が行われていないと考えられる団体も見受けられることから、政府として入札制度の改革の方向を示した適正化指針の内容に沿った改革に向けて、より一層の取組がなされることが望まれる。

今後とも公正取引委員会は、競争政策の観点から望ましい入札・契約制度、あるいは発注機関のコンプライアンスの向上策に関して情報の提供及び提言を行うとともに、入札談合の防止に向けて会議の開催、研修への協力、あるいは情報の提供等を引き続き積極的に進めていくこととしたい。